

# 報年済社本口

330.59-N6856-T



\*1200700576295\*

輯四第年八十和昭

## 第五十五輯

國內態勢強化の諸方策

大東亞建設と東亞情勢


米英反攻の政治と經濟

戦ふ國民の生活

編社報新濟經洋東









東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第五十五輯

—昭和十八年第四輯—

東洋經濟新報社



330.59N6856 T



34080

序

大東亞戦争は第三年目に入り、愈々決戦の段階に突入した。敵米國の反攻作戦は本格的となり、我が戦略要線たる南方及び中央兩太平洋方面に相呼應して橋頭堡を確立せんとしてゐる。米國のこの挑戦意圖は我が戦力の充實せざる間に、自國の生産力の優越に物を言はせんとするにある。敵が短期決戦を有利とする理由もその點にある。この敵の意圖を覆えす爲めには、我方もこれに應じ生産力の増大を急速に計らねばならぬ。就中航空機の大量生産を急務とする。軍需省創設の大きな狙ひもそこにある。論を俟たない。併し航空機工業はその關聯するところ大にして、結局全軍需産業をあげて増産せしめる必要がある。その事は容易ならざる事業であるだけ、銃後生産陣の任務の重大なることが痛感せられる。更に決戦の足固めとしては、國民生活の健全化が要求せられる。我國は簡素化の生活には耐久性を持つてゐることが強味であるが、併し衣食住を戦時型に切替えるには、その摩擦を出来る限り少なくする必要があ



二  
り、今後に改善すべき點が残されてゐる。第一部に於いて國內態勢強化に即する政治經濟の各部分を分折すると同時に、特殊研究として、特に『戦ふ國民の生活』に多くの頁をさいた所以である。

米英の反撃は太平洋方面のみならず、歐洲に於ても獨逸に對する大規模の連續空襲を行ふとともに、カイロ並にテヘランに於て反樞軸國會議を開催し、謀略攻勢に出てゐる。特にカイロ會談に於いては、蔣介石の參加を見てゐることは、日本に對する攻勢を議したことを物語るものである。これに對する我方の大東亞共同宣言の公明正大なる五大原則は、東亞の歴史に燦たる光芒を投じた。吾々はこの共同宣言の方針の下に、今後これが具體的建設に向はねばならない。第二部第三部に於いてはこれ等諸問題を取りあげておいた。

昭和十八年十二月

東洋經濟新報社

# 日本經濟年報第五十五輯

目次

## 第一部 國內態勢強化と日本政治經濟……………一三

### 第一節 戦局の重大化と國內諸態勢の徹底的強化……………一三

- 一、敵の太平洋反攻熾烈……………一三
- 二、大東亞共同防衛態勢の確立……………一八
- 三、國內態勢の徹底的強化斷行……………二二
- 四、物價對策の一元化……………三〇



第二節 決戦即應の行政機構成る

四

- 一、軍需省、農商省、運通省の創設……………三三
- 二、翼賛運動の一元化……………四一
- 三、行政指示原理の前進……………四三

第三節 國家性滲透の産業界

四八

- 一、軍需省の創設と航空機工業……………五〇
- 二、軍需會社法の制定……………五六
- 三、航空機關聯産業への緊急増産措置……………六六
- 四、發展急調の軍需産業……………七五

第四節 食糧需給問題と林業對策

七九

- 一、食糧需給の展望……………七九

- 二、農業行政の單純化……………八七
- 三、林業統制の現状と問題點……………九〇

第五節 勞務對策の推進と諸問題

九七

- 一、決戦即應の勞務立法の實施……………九八
- 二、勤勞報國隊の擴充と官廳人員の縮減……………一〇三
- 三、國民動員援護對策の強化……………一〇九
- 四、勞務運營の効率化對策……………一一〇

第六節 出動態勢成る社會情勢

一一五

- 一、出陣學徒と戦時非常教育方策……………一一五
- 二、防空改正法と喫緊を要請される人口疎開……………一二三
- 三、工場防空指針制定さる……………一二八
- 四、結語……………一三一



第二部 大東亞建設具體化の段階……………一三三

六

第一節 大東亞共同宣言の成立……………一三三

- 一、大東亞會議と大東亞共同宣言……………一三三
- 二、大東亞共同宣言の意義……………一三五

第二節 日華同盟條約の締結と其の實踐……………一三六

- 一、日華同盟條約の締結……………一三六
- 二、華北政務委員會の改組……………一四一
- 三、蘇淮地區の中央化……………一四四
- 四、日華新關係と北支開發、中支振興……………一四五

第三節 緊急増産に進む滿洲經濟……………一四九

- 一、滿洲國緊急増産の問題點……………一四九

二、日滿食糧自給と滿洲の農地開發……………一五五

三、國內産業資金の自給化と金融事情……………一五八

四、行政機構改革の進捗……………一六二

第四節 比島・印度の獨立と緬甸の建設狀況……………一六七

- 一、比律賓共和國の創成と性格……………一六七
- 二、自由印度假政府の樹立と印度情勢……………一七八
- 三、緬甸の國內態勢強化と財政……………一八〇

第三部 米英反攻の政治と經濟……………一八五

第一節 一九四三年米英總反攻の結論……………一八五

- 一、總反攻の到達段階……………一八五

七



二、三國外相會談の役割……………一九三

三、決戦段階の到来とカイロ、テヘラン會談……………一九六

第二節 米英經濟戦力の限界……………二〇三

一、短期戦を要望する米國經濟……………二〇三

二、英國の經濟戦力も今が頂點……………二一九

特殊研究 戦ふ國民の生活……………二二一

—支那事變勃發以來の國民生活小史—

第一節 食生活確保の方向……………二三四

一、完成された米穀配給制度……………二三五

二、統制困難な生鮮食料品……………二三八

三、マッチ、砂糖、味噌、醤油、燃料、その他……………二三三

四、今後の食料政策……………二三七

五、部落會、町内會、隣組の整備……………二四一

第二節 愈よ増大しつつある住宅難……………二四七

一、現代住宅問題の特質……………二四七

二、住宅問題の諸相とその對策……………二五一

三、地代、家賃統制令から宅地、建物價格の統制令へ……………二五四

四、住宅増加の諸方策……………二五六

五、住宅營團の設立……………二六三

六、低下する國民住宅……………二六五

第三節 戦争と衣生活……………二六八

一、大東亞戦争勃發前の纖維政策……………二六九



二、大東亞戰と衣料切符制の實施……………二七三

三、衣料の簡化實施さる……………二七七

附 録

一、大東亞戰爭戰況發表(七)(昭和十八年九月一日—十一月三十日)……………二八一

二、内外政治經濟重要日誌(昭和十八年九月一日—十一月三十日)……………二八六

三、重要經濟統計……………二九一

日本經濟年報

昭和十八年  
第四輯 (第五十五輯)

昭和十八年九月上旬より十八年十一月下旬迄の資料



## 第一部 國內態勢強化と日本政治經濟

### 第一節 戦局の重大化と國內諸態勢の徹底的強化

#### 一、敵の太平洋反攻愈熾烈

前輯吾々は、五月十二日の米軍アッツ島上陸以來八月末に至る間の大東亞戦局を、我が「攻勢防禦」態勢と規定したが、それ以後現在（十一月末）に至るそれも同様の態勢下にあると云へよう。この期間の戦鬪は、豫想された印緬國境及びベンガル灣方面よりする敵の反攻に餘り見るべきものなく、中心は依然、南太平洋方面に於ける彼我の熾烈な攻防戦にあつた。十月の雨期明けを待つての敵のビルマ奪回作戦は、陸軍による印緬國境方面より或は海陸軍協同によるベンガル灣方面より、相當大規模に展開されるものと豫想されてゐたが、我が鐵槽の防備に脅へたのか、未だ、航空機による我が補給路遮斷、後方攪亂を目的とする市街地盲爆の程度に止つてゐる。たゞ、雲南省方面に於て重慶軍の増強



が見られたので、我軍はこれに對し十月中旬突如進攻を開始、敵の有力部隊を怒江正面に包圍して大打撃を與へた。以上の如く、ビルマ方面の戦闘は未だ航空機戦の段階に止まつてゐるが、併し、同方面に於ける敵航空勢力は第一線機約一千機内外と判斷せられ、その來襲機數も毎月約一千機を下らず九月には千六百機に増加してゐる。ビルマの反攻は敵の屢々呼號してゐる處であり、しかもその徴候は次第に濃化しつゝあるから、依然輕視し得ぬ状態にあると見なければならぬ。北太平洋方面に於ても、七月下旬の我がキスカ島撤收によつて新たな防備態勢を構えたとは云へ、敵は更に北千島に來襲してゐる。

併し、この期間に於いて、彼我の戦闘が最も熾烈に展開されたのは南太平洋方面に於てであつた。同方面に於ける敵反攻の主導的方向は、ソロモン群島、ニューギニアの兩方面より逐次兵力を北上せしめ、ラバウルを奪回して、米大陸と南太平洋戦線の連結を確保すると共に、再北上の足場を固めんとするにあると見られるが、先づソロモン群島方面に於ては、六月三十日のレンドバ島上陸、七月五日のニューデョーディア島上陸に續いて八月十五日にはベララベラ島に上陸し、ニューデョーディア島にあつた我軍を包圍する態勢を整へるに至つた。この間我軍は敵に甚大なる損害を與へたが、十月初旬に至り遂に附近の基地に撤收した。またニューギニア方面に於ては、サラモア南方地區に於て六月三

十日敵の増強を見たるに拘らず、同方面の我部隊は寡兵よく勇戦奮闘これを拒止してゐたが、敵は更に九月四日及び同月二十二日、ラエ及びフィンシハーヘン附近に有力な一部隊を上陸せしめ、目下、フィンシハーヘン方面の我軍はこれと激戦中である。なほ、サラモア、ラエ附近に於て勇戦中であつた我が部隊は敵に大打撃を與へ十月中旬ラエ北方地區に集結を完了し、またマダン南方地區の我が部隊はラム河上流右岸地區に進出せる敵と十月上旬以來交戦中である。

十月下旬迄の南太平洋方面の戦況は大體以上の如くであるが、この間、我方に齎らされた戦果は亦決して少くなかつた。即ち、六月以降十月二十七日迄にニューギニア方面に於て敵に與へた損害は、撃墜破せる飛行機約五百機、撃沈せる艦艇十八隻、輸送船約四十隻、舟艇約五十隻以上、地上戦闘に於て與へた損害一萬四千名を越えりと云はれ、この期間中に於ける海軍の綜合戦果は、撃沈したもののみに巡洋艦十七隻、驅逐艦十八隻、潜水艦二十二隻、輸送船七十隻(約三十二萬噸)、その他艦艇七十三隻、撃墜破した飛行機千六百十三機に達した。これに對して我が海軍の喪失は、驅逐艦六隻、その他艦艇十二隻、飛行機四百十五機で航空戦の如何に苛烈なるかを示してゐる。

要するに、夏以來の南太平洋方面の戦局は、敵の焦燥的反攻に對して、我方は、隱忍自重、敵を我が制空圏内にまで引よせ、一舉にこれを叩くと云ふ戦法にあるものと見られ、この限り、表面上戦線



の或る程度の轉進も見られたのであるが、その反面、戦果には上述の如き瞠目すべきものがあり、同時にまた、我が防禦力は滅殺されるどころか、かへつて強化されたと見ることが出来る。而して、この我が沈着なる戦法の効果は、十月末以後に於けるブーゲンビル島沖航空戦、續くギルバート諸島沖航空戦に於て、遺憾なく發揮されたのであつた。

十月初旬の我がニューデューア島撤収以後、敵はラバウルを目指して、ソロモン群島に於ける最後にして而も最も強力な戦略要點たるブーゲンビル島に正面から進攻作戦を敢行して來た。十月二十七日モノ島に上陸した敵は息つく間もなく、十月三十一日夜より十一月二日にかけて、大輸送船團を以てブーゲンビル島西海岸に來攻し來たつたのである。我が海軍航空部隊はこれを邀撃して巡洋艦、驅逐艦十四隻、大型輸送船四隻を撃沈破する大打撃を與へたが、敵はなほその一部をブ島の西岸二個所（トロキナ岬附近、ハモン南側地區）に上陸せしめた。同時にまた、敵は十一月二日約二百數十機を以てラバウルを強襲し、我方はこの大部二百一機を撃墜した。かゝる大打撃を受けたにも拘らず、敵のブ島進攻はその後數回に亘つて執拗に繰返された。かくて、十月二十七日以來十一月十七日の第五次ブーゲンビル島沖航空戦に至る間の我が海軍の綜合戦果は、戦艦四隻、空母六隻を始めとして轟撃沈艦船合計四十七隻、戦艦二隻、空母三隻を含む撃破艦船三十二乃至三十三隻、總計七十九乃至八十

隻、撃墜飛行機五百十四機に及ぶ眞珠灣以來の大戦果を獲得したのである。しかも敵はこの進攻作戦を斷念せぬのみか、この南方よりの進攻と並行して中部太平洋方面よりの我が防衛線突破を企圖し、十一月十九日ギルバート諸島方面に來攻し來り、その一部は二十一日同諸島中のタラワ、マキンの兩島に上陸した。そしてまたこの方面に於ても敵の増援、進攻は執拗に續行され、現在（十一月末）なほ同方面に於て彼我の激戦は續けられてゐる。十一月二十二日の第一次ギルバート諸島沖航空戦以來、第二次（十一月二十六日）、第三次（十一月二十七日）に亘る同方面の我が戦果は、撃沈艦艇空母五隻、巡洋艦二隻、驅逐艦一隻、撃破艦艇空母四隻、戦艦若しくは巡洋艦二隻、輸送船一隻、撃墜機百二十五機と云ふ尨大なものであつたが、我方の損害も自爆未歸還機二十一機に上り、航空戦の苛烈さを物語つてゐる。

前輯報告（八月末迄）以來、十一月末迄に至る大東亞戦の概容は大體以上の如くである。而してこゝに吾々の見逃してならぬのは、我が周到な作戦によつて大打撃を受けながらも、尙この大犠牲を忍びつゝ飛石北上作戦を執拗に繰返しつゝある敵が熾烈な反攻企圖であり、而して、敵のこの企圖を粉碎しつゝあるものは偉大なる我が航空機の活動にあると云ふ一點である。かくて航空戦力の火急的増大こそ、現在我が戦時經濟に課された中心的命題としてクローズアップされてゐるのである。



## 二、大東亞共同防衛態勢の確立

上述の如く、東亞の戦局には、大東亞戦第三年を迎へんとして敵の反攻愈急なるものが認められたが、これはまた當然、我國に對し、國內態勢の一段の強化と大東亞諸民族との共同防衛態勢の確立とを強く要請するものであつた。こゝに於てか政府は、去る九月二十一日の閣議に於て、統帥と國務の一體化、對外施策の活潑化、國內態勢の徹底的戰時化の三點を根本とする當面の國政運営方針を決定し、異常なる決意を以つて、國內態勢の強化と大東亞諸民族の聯繫緊密化に乗出したのであつた。かくて九月以降十一月末に至る僅々三ヶ月間に於て齎らされた變化には、右の内外兩面にわたつて刮目すべきものが認められる。

先づ、大東亞諸民族の聯繫に就いて云ふならば、十一月五日東京に開催された大東亞會議こそその特記すべきものと云へよう。吾々は、そこに、東亞の諸民族が各々自主的にその總力を結集して、彼等の共同の敵たる米英を撃滅し、東亞の共榮圈を建設せんとする眞摯なる姿を見ることが出来たのである。併し、この大東亞會議は、大東亞開戦以來、我國の取り來つた大東亞民族政策の一應の締括りであつて、こゝに至る迄の基礎工作は、東亞各民族の自主的團結を目標とする我が一貫せる方策に基

いて不斷に押進められ來つたこと本年報各輯の報じた如くである。而して、曩に我が對支新政策に基づいて中國の治外法權撤廢、租界還付等が着々進捗し、またビルマの獨立、泰國の領土擴張等が實現するに至つたことは前輯に報じた處であるが、その後、九月二十五日ビルマ國の新領土獲得、十月十日フィリッピン獨立が行はれ、帝國の實行第一主義に基く建設工作は甚だあざやかな手際で遂行されて行つた。かつ九月五日にはインドネシアの政治參與が實現し、また昭南に本據を有する自由印度假政府が十月二十一日に誕生、反英一勢力を形成するに至つた。次いで十月三十日には、對支新政策以來我國の努力し來つた中國の完全な自主獨立の基盤の上に日華兩國を永遠に相結ばしめんとする日華同盟條約の締結を見た。大東亞戦開始以來二年、この間、我國は東亞の天地より米英を驅逐すると共に、各民族をして各々その處を得しむる崇高なる方針に基づいて、泰國の獨立性を尊重し、新中國の自立更生を援助すると共に、新にビルマ、フィリッピンの獨立を實現し、東亞諸民族が眞に大同團結して大東亞戰爭の完遂、東亞共榮圈の建設に邁進すべき基礎はこゝに準備されたのであつた。

かくて東亞各民族の總力を結集して大東亞戰爭完遂、共榮圈建設の方途を議定すべき大東亞會議は十一月五、六日の兩日に亘つて東京に於て開催された。會する者、東條帝國首相、タイ國代表ワンワイタヤコン殿下、汪精衛中華民國行政院長、張景惠滿洲國國務總理、ラウレル比律賓國大統領、ウー



・バー・モウ緬甸國首相の六代表ならびに陪席者チャンドラ・ボース自由印度假政府首班の七名であつた。會議は、東條帝國代表の演説に續く六代表の演説をもつて第一日の議事を終了、次いで第二日たる六日には、午後零時五十五分、満場一致をもつて世界史を畫する「大東亞共同宣言」を採擇するに至つた。この大東亞共同宣言は、大東亞を隸屬化せんとする敵米英の野望を徹底的に粉碎すべく相提携して大東亞戰爭を完遂、道義に基く萬邦共榮の大東亞を建設し、もつて世界平和確立に寄與せんとする確固不動の決意を嚴肅に表明するとともに、併せて、共存共榮、獨立親和、文化昂揚、經濟繁榮、世界進運貢獻の五大原則を根幹とする不滅の大東亞建設綱領を中外に闡明したものであつて、大東亞建設、大東亞戰爭完遂に寄する十億東亞民族の熾烈なる要望の結果と云ふことが出來よう。それは亦自存自衛、結集せる新しき大東亞の姿、輝しきアジアの黎明であると同時に來るべき世界秩序の象徴とも云ひ得る。かくて大東亞各國、各民族は、世界に炳乎として顯示されたこの「大東亞共同宣言」によつていよいよ緊密強固に相結ばれるに至り、共同の目標たる大東亞戰爭完遂、アジアの解放、大東亞建設を目指し、共同の戦線に立つて一齊に逞しき前進を開始するに至つたのであつた。

### 三、國內態勢の徹底的強化斷行

戦局の重大化を反映して國內態勢また劃期的な一大強化を遂げたこと云ふ迄もない。政府は先づ、九月二十一日の閣議に於て國政運營方針を決定すると共に「國內態勢強化方策」を決定して、急速にその具體化を圖ることとしたが、同方策に基づいて、軍需省の創設を中心とする行政機構の刷新強化、軍需會社法の制定による企業態勢の戰時的改新、學生徵兵猶豫の停止、徵用制度の飛躍的擴充による國民動員の徹底、工場官廳人口の疎散による國內防衛態勢の強化、日滿を通ずる食糧自給態勢の確立等、國內態勢強化に關する非常的措置案が、十月初より十一月にかけての短日月の間に續々と決定され、こゝに我が國內態勢は飛躍的な強化刷新を約束されるに至つたのである。

而して、この方策決定に當つての政府の態度は、從來の施策を超えた非常措置を講じて戰爭完遂に一切の國力を集中せんとする決意を以て臨まんとするものであつた。従つて、方策に盛られた内容並にこれに基いて具體化された諸措置の内容は、國民をして過去の一切の因縁を清算して擧つて戰鬥配置につかしましむべき嚴しさを包藏するものであつて、そこには、從來のこの種方策に對比して、非常性の隔段の濃化が認められたのである。

#### (A) 國內態勢強化方策

九月二十一日の閣議に於て決定、翌二十二日情報局より發表された「國內態勢強化方策」の内容は



次掲の如く、必勝信念の確立昂揚、軍需生産の急速増強特に航空戦力の躍進的擴充、日滿を通ずる食糧自給態勢の確立、國內防衛態勢の徹底強化の四つを目標とし、これが達成のための行政、産業、國民動員等九つの方途を含むものであつたが、そのいづれもは戦局の重大さを窺ふに足る超非常時的相貌を示すもの云ひ得る。而して、政府は、情勢の緊逼性に鑑み、これを遲滞なく實施する方針の下に九月二十六日迄に各省に具體案を提出せしめることとし、しかも立案に當つては現行法律、豫算等に拘束されることなく自由に立案せしめたのである。

#### 國內態勢強化方策 (昭和十八年九月二十二日午後七時三十分情報局發表)

- 第一、國內態勢強化の目標を左の諸點に置く
- 一、官民を擧げて常に今次聖戦の本義に徹せしむると共にその容易ならざる大業なることを覺悟せしめ、愈々必勝の信念を以て不屈不撓盡忠報國の誠を致さしむ
  - 二、國力を擧げて軍需生産の急速増強を圖り特に航空戦力の躍進的擴充を圖る
  - 三、日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢を確立す
  - 四、國內防衛態勢の徹底強化を圖る
- 第二、國內態勢強化のため特に執るべき方途左の如し
- 一、行政運営の決戦化を圖る、これがため
    - (イ) 政務執行の敏速化の徹底を圖る
    - (ロ) 中央各廳業務を徹底的に地方廳に移讓すると共に地方行政の簡素敏活を圖りなほ地方行政協議會の機能を強化す
    - (ハ) 豫算の徹底的單純化を圖る
    - (ニ) 官廳事務の徹底的簡素化就中許可認可事項の整理特に重要企業に對する書類監督制の廢止、監督系統の簡易化、決戦に必要なる行政事務の廢止を徹底的に行ふ
    - (ホ) 行政機構を整理し、その徹底的簡素化を圖ると共に決戦行政遂行の態勢を整へしむ
    - (ヘ) 作業廳の施設並びに人員の能率の徹底向上を圖る
    - (ト) 前各號に關聯し、再び官廳人員の大幅縮減を行ふ
    - (チ) 重要生産に對する軍官發注の統一を圖る
    - (リ) 一層官紀の肅正を圖りこれがため必要なる措置を講ず
    - (ヌ) 官廳執務の決戦化を圖る
    - (註) 時間の絶對的勵行、土曜半休制の廢止を行ひ、且つ晝夜を通じ、また休日と雖も官廳の機能をして斷續なく運行せしむる如く措置す
  - 二、國民動員の徹底を圖るこれがため
    - (イ) 一般徵集猶豫を停止し理工科系統の學生に對し入營延期の制を設く
    - 理工科系統の學校の整備擴充を圖ると共に法文科系統の大學、専門學校の統合整理を行ふ普通教育のために必要なる教員の確保を圖ると共にその採用については廣く適材を得るの措置を講ず
    - (ロ) 徵集徵用の範圍を擴大普遍化し、特種技術を掌る者以外の除外例を撤廢す



- (ハ) 女子の動員を強化す
  - (ニ) 速に勤勞配置の適正を圖る
  - (ホ) 停年制を撤廢する等各職域における年齢の制限を撤廢し高齢者の活用を圖る
  - (ヘ) 第二、八、九項に基く官廳等の整理によりて生ずる所の人員は綜合的計畫の下に悉くこれを戰爭遂行に參與せしむ
  - (ト) 義務教育八年制を引續き延期す
- 三、國內防衛態勢の徹底強化のため特に左の方途を執る
- (イ) 國內防衛行政の統一的運営を圖る
  - (ロ) 國家重要な地區、軍事上重要な施設並びに軍事上重要な工場鑛山に對し極力防空を強化す
  - (ハ) 帝都及び重要都市の防衛を全くするためにこれ等の都に於ける官廳、工場、家屋等に對し必要な整理を行ふ
- これがため官廳は率先して措置を講ず、細目は別紙の如し
- 公共團體、各種外廓團體、各種統制機關、統制會社等は官廳に準じ、所要の整理を行ふものとす
- (ニ) 前號に關聯し速に官廳その他の機構並びに人員の地方分散の綜合的計畫を樹立實行す
  - (ホ) 民間の企業整備を促進し、官廳の整理に準じて、帝都及び重要都市に於ける家屋店舗の整理を行ふ
- 四、重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ生産責任制を確立せしむる如く諸般の措置を講ず
  - 五、海陸輸送の一貫的強化を圖る
  - 六、租税及び國民貯蓄を更に強化し徹底的に資金の戦力集中を圖りその効果を最大限に發揮せしむ

- 七、價格及び配給制度の徹底的簡素化を圖る
  - 八、各種外廓團體は官廳に準じこれを整理し及び業務の運営に徹底的刷新を圖る
  - 九、各種統制機關並びに統制會社等生産第二線部面に對し徹底的整理を行ふと共にその業務及び事務に付き、官廳に準じて徹底的刷新を行ひ、その人員を縮減す
- (別紙) 帝都及び重要都市の防衛に關し官廳の措置すべき細目
- 一、官設工場についてはその業務を地方工場に移管し、これを廢止す
  - 二、方策第二の二の(イ)號の措置に即應し學校校舍の整理を行ふ
  - 三、官廳事務の徹底簡素化に即應し官廳廳舎の整理を行ふ
  - 四、帝都並びに重要都市に存在することを必要とせざる各種官廳施設の地方移轉を行ひその廳舎を整理す
- これ等に關聯して官廳廳舎の再配置を行ひ防空設備良好なるものに集中し、脆弱なる廳舎はこれを撤去疎開す

### (B) 方策急速に具體化さる

時局の緊迫性に鑑み、政府が、國內態勢強化方策の實施を如何に急いだかは、同方策の發表に當つて、前述の如き短期間の期限付で各省具體案の提出を求めたことによつて明白である。従つて、これ等具體案の綜合檢討によつて生れた各實施要綱も、九月二十八日の「軍需省設置に關する件」を先頭に續々決定發表されるに至つた。即ち、九月二十八日「軍需省設置に關する件」、「官廳の地方疎開に關する件」、十月一日「豫算の徹底的單純化に關する科學技術動員綜合方策確立に關する件」、「大政翼賛



會の簡素強力化方策」、「織維産業統制機構の整備に關する件」、十二日「教育に關する戰時非常措置方策」、「内閣及各省所管職員の縮減に關する件」、「官廳の第一次地方疎開實施の件」、同日「農商省設置の件」、「運輸通信省設置に關する件」、八日「軍需省設置要綱」、「運輸通信省設置要綱」、「農商省設置に伴ふ部局の統合調整に關する件」、「内閣及び各省の機構の整理に關する件」、十五日「軍需會社法案要綱」等第八十三議會提出見込十四法律案要綱、「外地第二次食糧増産對策要綱」、十九日「地方行政機構の整備強化措置要綱」、「取引所員業整備實施要綱」、「取引所員統制組合結成要綱」、二十五日「國民教育に關する戰時非常措置」、「石炭配給機構の整備強化に關する件」、十一月十九日「輕金屬増産用資材、機器及び設備等の優先處理に關する件」、「行政機構改革に伴ふ物價政策の運営に關する件」、二十二日「滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件」等、九月末より十一月末にかけて閣議決定を見た國內態勢強化關係の實施要綱は夥しい數に上つてゐる。その他企業整備の所謂第一種工業に關する整備要綱も八月に引續き九、十、十一月にかけて二十に近い業種に亘つて發表されたのであつた。では、これ等の實施措置によつて、國內態勢は如何なる強化を遂げんとしてゐるか。その詳細に就いては、以下の各節に於て讀者はこれを知るであらうが、こゝでは、強化方針の最大の眼目と目される軍需生産態勢の強化と國內防衛態勢の徹底に就いて概説して置こう。

### (c) 軍需生産態勢の強化

軍需産業政策は五大産業重點主義から航空機増産主義へ押進められた。軍需省の創設は航空省の新設と稱しても過言でない。軍需會社法の制定はこの軍需省の創設に相應するものである。國內態勢強化方策の大きな狙ひどころも「國力を擧げて軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戦力の躍進的擴充を圖る」ことにある所以である。而して軍需省創設によつて從來兎角不統一となつてゐた軍官の發注が統一され、規格が統一されることは、航空機の増産の隘路にメスを入れるものである。

更に航空機の増産を促進するためには、行政的處置に止まらず、航空機關聯産業の擴充強化を圖る必要がある。そこで十一月十九日の閣議に於て「航空戦力増強の爲必要なる輕金屬増産用資材、機器及び設備等の優先處理に關する件」が決定され、同日軍需省より發表された。また八月三十一日の閣議に於て「航空機の増産確保に必要な工作機械に關する應急處置」を決定し、戰時型工作機械の採用並びに企業集團の結成を行ひ、工作機械に屬する特定機種に就いて、急速に之れが充足の方策を進めて來たが、更に「設備機械動員實施要綱」を決定し、遊休及び不要不急の設備機械は勿論、現在稼動中のものについても緊急部門に動員を行ひ、これを重點的に有効利用せしめることとし、十二月一日より東京都を始め十一都府縣に實施した。また十一月二十六日の閣議に於て「積層木材製造設備確



保に關する件」を決定したが、これは木製飛行機を狙つたものであり、更に進んで十二月三日の定例閣議に於ては「航空機等の増産確保のため必要な鍛壓機械の緊急措置に關する件」を決定した。これ等一聯の對策は擧げて航空機を中心とする軍需産業の増産強化の具體策に外ならない。今後に於ても更に必要な産業對策の手が續いて打たれることと思ふ。

(D) 國內防衛態勢の徹底

國內態勢強化方策にも明示されてゐるが如く、國內防衛態勢の徹底強化の方途として、防空の強化と人口疎散の方針を斷行することとなつた。而して、十月二十五日に召集された第八十三臨時議會に提案された防空法の改正により重要工業地帯乃至密集地帯に於ける人及び物の疎開に關する方針の骨子を決定した。その大體の輪廓は左の如くである。

(一)京濱、阪神、名古屋、北九州の四地方を疎開區域となし、他都市は必要に應じて、追加指定する、(二)右の分散疎開については、先づ生産の分散疎開即ち工場建物の疎開から着手し、人口の疎散を之に伴はしめて行く、(三)人の疎散については、個人主義的な生活様式をもつ歐米の場合と異り我國家主義の特色並にその國力に及ぼす強靱な作用に鑑み、家族の分散は之を避ける——といふ行き方で事が進められる。

之が具體的方法としては、(イ)超重要工場の周邊に五十米程度の防火地帯を設置し、その地帯内にある現存建物及び住居者を撤去移轉せしめる、(ロ)密集地帯には、防火、防護活動その他の防空關係から適度な區劃をなし、相當廣い道路を設けてその部分を開いて行く、(ハ)停車場其他交通頻繁な場所には空襲時の混雜を緩和し被害を少くするため廣場を造成し、その部分の建物及び人を疎開する、(ニ)建設物の撤收移轉費は國家が之を補償し、疎開物資の輸送には運賃を半減することが擧げられる。

以上の四點の、方針に則り着々これが實現を進めつゝあるが、その豫算として臨時議會に於ては三月までの短期間の所要額として三千三百萬圓が計上された。十九年度には可なりの額に上るであらうことは言ふまでもない。その點十一月二十六日に「昭和十九年度豫算上の重要政策の先議畫定に關する件」が決定されたが、その第三重要事項として「防空施設の整備強化に關する件」が明記されてゐる。それによると(方針)戦局の推移に備へ國土防衛の完璧を期せんが爲一層防空態勢の徹底強化を期するものとす(要領)一、重要地域及重要機關の防護に重點を特に強力に指向し、防空に關し實施し來れる諸施策を一層強化すること二、重要都市の疎開に努め殊に建築物の撤去を促進すること三、防空監視および通信施設の整備を促進すること。以上の具體方針が掲げられてゐる。而して人口疎開に於て實際問題となる點は、その移轉先、移轉資材、學童の轉校、配給の圓滑等があげられるが、東京都



としてはこれ等の對策の用意をしてをり、また一般都民の歸郷、歸農などのいはゆる地方分散をする者にも各種の便宜を興へてゐる。更に民防空の強化については、防空總本部官制が發表され、防空に關する事務、防空に關する各廳事務の調整統一の事務を掌り、防空行政の一元化が行はれることとなつた。また學校防空指針が文部、内務兩省で發表され、具體的對策がとられてゐる。

#### 四、物價行政の一元化

軍需省を中心とする中央行政機構の改革に伴ひ、物價行政にも新たな機構がつくられることになつた。即ち、従來は物價の基本政策については政府及び物價對策審議會で扱ふとの二本建となつてゐたのを、閣議一本で決めることとなつたのである。即ち十一月十九日の閣議に於て「行政機構改革に伴ふ物價政策の運営に關する件」を決定し、同日その要綱が情報局より發表された。その要領は左の如くである。

- 一、物價政策の基本は閣議に於いて之を決定すること
- 二、前項の閣議に關すること及び各廳間の物價に關する行政の調整統一は内閣に於いて之に當ること
- 三、農商省に於いては物價一般に關する事項を主管すること
- 四、軍需省に於いては所管物資の生産者價格及び需要者價格の統制に付その方針及び具體的實施策の決定に關する事項を主管すること、但し一般物價水準に影響ありと認めらるゝ事項に就ては豫め農商省に連絡すること、

軍需省以外の省にして物資の價格の統制を所管するものに就ても前項に準ずること

五、大藏省、厚生省、軍需省、運輸通信省等に於いては各その所管に屬する賃金、給與及び運賃の統制に付その方針及び具體的實施策の決定に關する事項を主管すること、但し賃金水準、給與水準又は運賃水準の改訂等にして價格形成上一般物價水準に影響ある事項に就ては豫め農商省に連絡すること

六、大藏省に於いては購買力の吸收調節に關する事項を主管すること、但しその直接價格等に關係するものに就ては豫め當該物資の主管省に連絡すること、價格等に關する主管省の施策にして購買力の吸收調節に付特に措置を要すと認めらるゝもの、又は價格調整等のための財政負擔に影響ありと認めらるゝものに就ては豫め大藏省に連絡すること

七、物價に關する各廳事務の連絡を滑かならしむるため農商省に物價協議會（假稱）を設置すること、物價協議會は内閣、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、厚生、大東亞、農商、軍需、運輸通信各廳關係官を以て之を組織すること

八、物價對策審議會の廢止の外物價關係各種委員會に付この際左の如く措置すること

- ① 價格形成委員會の簡素化を圖ること
- ② 農産物價格形成専門委員會は價格形成中央委員會に之を統合すること

③ 財務管理委員會及び舊財務諸準則統一協議會の所掌事項の處理に關しては別途措置すること

〔備考〕本件各項に依るの外各省に於いてその所管に係る物價に關聯ある事項を處理するに際し他省の物價に關聯する事項に影響ある場合に於いては従來通り豫め緊密なる連絡を爲すこと



これによつて、物價行政は一元化されることになり、特に重要物資については軍需省が價格統制權限を與へられたことは、戦力増強へ資するところ大なるものがあらう。更に物價對策としては、造船業、石炭礦業、銅鑛業、化學肥料製造業に特別價格報奨制が採用された。かくして國內態勢強化に伴ふ物價行政が確立された譯だが、まだこれを以て十分とは言へない。殊に生鮮食料品に關する現下の對策には不備があり、闇の横行も未だ跡をたゞない。今後はこの點に對策が進められることとならう。

## 第二節 決戦即應の行政機構成る

### 一、軍需省・農商省・逓通商の創設

軍需省創設さる。この一事こそ端的に時局の重大性を物語るものである。吾々は夙に軍需省設置の必要なることを力説して來たが、併し一般的には決定前一年、否その直前迄「理論としてはよいが決戦下實行は困難だ」と、寧ろこれが設置には反對されてゐたものである。然るに八月三十一日に閣議

で決定をみた「航空機の増産確保のため必要なる工作機械に關する緊急措置の件」を掘り下げて行く時、遂に軍需生産行政を一元化すべき新機構の設立といふ問題に突き當り、越えて九月二十一日の閣議に於いて「國內態勢強化方策」が決定された。その中の「軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戦力の躍進的擴充」その執るべき方途として、「(一)重要生産に對する軍官發注の統一を圖る、(二)重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ、生産責任制を確立せしむる如く諸般の措置を講ず、(三)各種統制機關ならびに統制會社等生産第二線部面に對し徹底的整理を行ふとともにその業務および事務につき、官廳に準じ徹底的刷新を行ひ、その人員を縮減す」との三點中、特に「重要生産に對する軍官發注の統一を圖る方途」を議せらるにおよんで、突如として軍需省が政治の表面に登場し、二十六日には内閣四長官會議に取り上げられ、翌二十七日の閣議を以て急速にその設立が決定された。而も、これを契機として、九月末から十月始にかけて、逓運輸信省、農商省の誕生等、中央官廳の廢合を矢つぎ早に決定、次いで十月十五日の閣議に於ては第二の方途に添ふべく「軍需會社法案」を、企業體制の整備強化に關しては軍需會社法の制定と相俟つて企業集團の結成が航空機製造用工作機械部門に於てまづそのスタートを切つた。更に方途の三の點に關しては、重要産業の統制團體たる統制會が軍需省の創設軍需會社法の制定等に關聯して、自個の強化刷新運動に活潑なる動きを示すこととなつ



た。

斯くの如く、我が國の生産行政は、苛烈なる戦局に即應して、軍需、特に航空機を頂點として再編成された。以下この線に沿ふてこの内容を検討してみよう。

(A) 軍需省創設さる

戦争經濟の指導が國家によつて行はれる以上、行政運營の適否が生産増強に及ぼす影響は蓋し大なるものがある。累次の政府の行政機構改革或は機能刷新にも拘らず、問題は根本的に解決されてはゐなかつた。特に軍官需の發注を一元的に統制するといふ點でその弊を甚しく露呈する。

軍需生産を管理する行政機關は大正十四年四月に農商務省から分離した商工省と陸海軍の諸機關(例へば陸軍省の整備局、航空本部、兵器行政本部、海軍省の兵備局、艦政本部、航空本部)に分かれてゐた。然らば、企畫機關としての企畫院、行政機關としての商工省、陸海軍省が鼎立する結果、相互の連絡に圓滑を缺き、軍需生産の完遂に種々の障礙を起してゐた。

平時においてはその弊は餘り感ぜられなかつたが、戦時、特に一臺の飛行機でも澤山欲しい決戦下においては最早軍需生産行政の不統一をそのままに放置して置くことは許されない。

こゝで軍需生産を計畫的且つ統一的に遂行確保するため企畫院、商工省の大部分、陸海軍官衙の一部

分を以て軍需省を構成し、他省所管の軍需生産行政事項はあげて軍需省に移管され、企畫院の事務中國政の綜合調整に關する事項は内閣が擔當し、商工省の事務中軍需生産に關係薄き事項は一應軍需省と切りはなして處理されることになつた。で、從來のやうな官廳相互間の分立的傾向は根本的に是正されるものとして期待される。以下その効果を個別的に検討してみよう。

第一、軍官發注の一元化を達し得る。これによつて軍需生産全體の均衡を考へて計畫生産を実施し得る。かくて規格の整理が可能になり、延いては大量生産と技術優秀化の根柢が培はれることは今更詳述するまでもない。

第二、生産管理の一元化を行ひ得ること。軍需省創設前においては兵器生産については、陸軍管理と海軍管理が行はれ、鐵鋼、輕金屬、車輛及び石炭等の基礎物資は商工省の監督を受けてゐた。かく管理が個々別々に行はれる結果工場間の資材、設備、機械等の融通は殆ど行はれず、陸海軍管理工場間はもとよりのこと、軍管理工場に一部資材が偏在してゐるのに一般工場はこれを如何ともなし得ない等の事例が間々見られた。併し、軍需省が誕生したのだから將來生産管理も漸次一元化されよう。

第三、軍需生産に關する計畫と實施の調整が達成される。從來計畫は企畫院が當り、その實施は商工省が擔當してゐたが、このため國家計畫の運營において計畫と實施が齟齬し易く、兩者の統一が喧



しく要求された、軍需省に企画院、商工省、陸海軍官衙を吸収すれば計畫と實施とが初めて一體化し敏速に國家計畫に機動性を賦與し得る。現下の問題は計畫の設定よりその運営にあるといはれてゐるが、その意味に於て計畫の調整は完全に行はれるやうにならう。これは延いては作戰と産業の調整、統帥と國務の調整にまでおよぶ重要問題であり、正に決戦即應の重大効果を期し得るところに深い意味が存する。

以上列記の役割を果すものとして軍需省は誕生したのだが、然し單に創設されたといふだけでは決して問題は解決したのではない。なんとすれば「陸海軍の主要軍需生産管理に關する業務中必要なるものは之を軍需省に移管す」といふのだが、然らば具體的には如何なるものをこれに移管するかといふ重要な問題が残されてゐるからである。もしこの一點に對し、果敢に斷行され得ないとすると、軍需省は軍需資材省的存在に墮し、點睛を缺いてしまふのである。

この點に關し、第八十三議會衆議院軍需會社法委員會において船田中氏の質疑に對し岸國務相は「軍需大臣の所管する事項は重要軍需品の原料および材料並に特定軍需品の生産管理發注および調辯に關する事項といふことになる、この特定軍需品といふのは、差當り航空機およびこれに關する資材を指してゐるのである、」と具體的な答辯を行つた。

が併し、將來どこまで軍の手許から軍需省に手放すか、これを具體的に決定する段になると、こと統帥事項と關係の深い軍需生産に關しては容易ならざる問題が伏在する。又そうしたものを除き、どの邊までを軍需省に移管すべきかは、なぜ、軍需生産管理は一元化しなければならぬかといふ高い觀點からも決定されねばならぬであらう。

#### (B) 運輸通信省誕生す

現下喫緊の要務たる重要軍需物資の生産増強は、生産の計畫と實行を統一的に遂行確保すべき軍需省の設立決定により軌道に乗るに至つたが、物動の根基たる陸上海上輸送の一貫性なくては計畫生産は遂行し得ない。

由來、交通行政機構の不統一なことは各般の行政機構中最たるものとせられてゐた。即ち海運、航空および通信に關する官廳としては遞信省があり、鐵道、自動車、小運送など陸運に關する官廳として鐵道省あり、この兩者を双壁として、他に道路、港灣、河川に關して内務省がある。就中港灣行政に至つては、文部省以外の各省が大なり小なりそれぞれ發言權をもつてをり、その複雑なることは他に類例をみない。陸運と海運の連絡點は港灣である。従つて陸海運の綜合力を最高度に發揮するためにはこれら三者が一貫性をもつことが必要である。若しもこれらのうちに何處か一箇所に脆弱點があ



れば「一貫した一つの流れ」たる輸送は滞り、全體の機能に影響を及ぼし、いはゆる輸送の隘路をなす。然るに上述のごとく港灣施設は各省の所管に誇つてゐるから、兎角、貨物の動きの實情に即しない憾みがあり、輸送上の一大隘路をなしてゐる。こゝで、遞鐵兩省を統合、内務省の港灣行政をも加へ海運、陸運、港灣、通信、航空を包含、運輸通信省を構成、この隘路を打開せんとした。これが運通省創設の意義である。

### (c) 農商省出現

現下喫緊の要務たる重要軍需物資に對しその計畫と實行を統一的に遂行確保すべく軍需省を設立した以上、この中央官廳の編成替に對應して國民生活の基底たる食糧の増産、衣食住等民需全般に亘る國民生活の確保に對する強力且つ統一的行政的措置も必然的に當面の緊急課題となる。

農林省の性格は食糧の計畫的供給といふ面を軸としてこゝ數年間に急速に國民生活確保といふ性格を附加擔當しつゝあつた譯だが、かゝる歩みの經過から見ても、又「日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢を確立」するためにも、この際劃期的な措置を講ずべき必要があつた。この要請に應へ十一月一日、農商省は開廳された。新農商省はその構成において十八年前の農商務省と類似のものではあるが、負はされた使命の重點は著るしく異なり「戰時國民生活の安定」が最大の目標となるのである。

過去の農林省はわが國民經濟の基底をなしてきた零細農業組織の官設擁護機關であり、この部面への國家助成機關として生きてきたとも言へよう。支那事變から大東亞戰爭への進展はすでに農林省をしてかゝる農民中心の行政のみとどまらしめなかつたことは、食糧管理局を中心とするこゝ一、二年間における主食糧管理行政の飛躍的な進展をのみとりあげても明らかなるところである。で、今後の農商省の行政の指導方針は日滿を通ずる食糧の自給態勢確立を大眼目として、第一に食糧増産の達成、第二に主食糧をはじめ副食糧、生活必需品の供給確保、配給適正化であり、第三に健全農村の育成建設といふ三點に歸着するのである。従つて省内の機構改革もかゝる方向で刷新された。

### (D) 職權と人事並び進む

政府は軍需省、運輸通信省、農商省新設等行政機構の大改革を斷行し、軍需省初め各省機構改革本極りとなる機會に、電撃的に、内閣改造を斷行することになり、十月八日、東條首相は商工大臣を兼任、岸商相は國務大臣に轉じ商工次官を兼任、八田鐵相は遞相を兼任し、寺島遞相、鈴木國務相兼企畫院總裁は辭任することに決定した。續いて今次、行政機構整備に伴ふ、新省の發足と共に、十一月一日に東條兼攝商相は軍需大臣に、八田鐵、遞相は運通相に、山崎農相は農商相に夫々任命され、十一月十七日には藤原銀次郎氏が國務大臣に任命された。



政治の經濟への膚接は東條内閣の今日まで採り來つた措置、内閣顧問制度の設置、行政査察制度の創設等政治の生産部面への前進に明瞭に窺はれる。しかしながら今回の軍需省新設をはじめとする畫期的中央行政機構の全面的改革は、政治の生産部門に對する全面的進出であり、ことに陸相を兼攝した東條首相がさらに軍需大臣を兼任し、また商工行政の第一人者岸前商相が同次官となつたことは統帥國務の緊密化はもとより、作戰と生産とが直接相繋がる密接な關係におかれるにいたつたのだ。即ち内閣の首班として國務を統理する總理大臣が第一線生産省大臣となつたこと自體が、政治即生産の事實を端的に示すものといへる。

斯くて生産行政機構並に人事は航空機の飛躍的増産を契機にして、層一段と高度の臨戰體型を整へた譯である。

が併し以上述べて來つたやうに、軍需と民需と分けて統制する以上、又軍需生産に於てもさしずめ飛行機生産管理に關し軍需省に移管するだけだとすると、軍需、民需生産部門間はもとよりのこと軍需生産部門中に於てもその流し込む資源の配分調整等々の統制方式に於て新な配慮が講ぜられない筈はない。とするとこの流れに向つては、より高次の、同時に低次の統制秩序について検討してみる必要がある。

## 二、翼賛運動の一元化

翼賛會は政府と表裏一體の關係に立つ上意下達、下意上通の公事結社である。この國民組織は政府と連らなり政府と表裏一體の關係に立つといふ點で頂點を持ち、萬民翼賛といふ點で底邊をなすのだから、自ら立體的構造をつくる。而も、立法に於ては議會といふ萬民翼賛の憲法上の機關がある以上政治結社ではあり得ぬ。とすると、この職能は上意下達といふ點で行政機關的職能を、この點で行政機構の再編と軌を一にし一方、下意上通は政府に對して行ふこととなり、會自らは獨自の政策を樹立、遂行することは許るされぬ。こゝで會の動きは政治運動化することは許るされぬ。この限り會の擔當する公事の範域には一線が引かれてゐる譯で、又その指向する方位も自ら明確であらう。

國內態勢強化方策が過般政府より發表さるゝや、これに呼應して翼賛會の機構簡素化、翼賛壯年團の機構改革等の要望が各方面より唱へられ、特に翼政會側では、十月一日午後前田總務會長、四部座長、橋本事務局長等、安藤内相、大麻國務相、内閣四長官さらに特に參加した唐澤内務次官、丸山翼賛會事務總長らと本問題について懇談し、翼政、翼壯、翼賛會の關係は現狀に満足出來ず、さらに緊密なる調整を圖る必要があると、翼政側の意向を端的に具申した。越えて、十月八日には、政府より



「現情勢下における國政運営要綱」が發表され、その中では「翼賛會の簡素強力化方策」が採り上げられた。これに基き、早くも十二日には緊急翼賛會總務會を開き、左の如き具體策の決定をみた。

一、翼賛會を全國民運動の企畫本部らたしめ、政府との關係を緊密にするとともに諸團體への統制力を強化する方策を講じ、翼壯はもとより、産報等の諸團體町内會部落會等の地域組織にいたるまで各種國民運動を翼賛會のもとに綜合統一することによつて、國民の盛上る總力を最高度に發揮せしめること。

一、現に進行中の行政の抜本的改革に呼應し、戦局に即應せざる機能を停止することにより翼賛會翼壯ならびに關係諸團體の機構を徹底的に簡素化し人員の縮減を行ふこと。この中で、特に興味深いものは、翼壯中央本部副團長山田龍雄氏に代つて牛島中將の就任したことであらう。

由來、翼壯は實踐體であり、推進乃至は指導體であり、更に中核的結集體であるといふ三つの特色を有してゐる。翼賛會が一億國民すべてを網羅する所謂翼賛運動の政治部面における統制會式な統制指導體となつた時時局の要請により翼壯が發足した。しかし運動の發足においてすべてあり勝な如く中央機構の擴充、形式的組織の面が強調された。そして極言すれば實踐體としての役割り實質的な指導推進體の面が閑却されてゐたといへよう。そこに今回の改組があり、中央機構の整理により中央

は國民運動の最高計畫司令部として足り、その反面地方實踐體の眞の強化がはかられることとなるしまた翼賛會翼壯の緊密化により翼壯は翼賛會の司令下にあつて、寧ろ各種國民組織の中に完全に解け込んで、上づつた指導者團組織を看板にするよりも眞の翼賛實踐に黙々と挺身することとなるわけであらう。

### 三、行政の指示原理の前進

所謂自由經濟の下に於ける物資其の他の需給の調整は、價格の變動が自由に許されてのみ行はれる。價格の變動は、自由經濟に取つて、其の正しき進路を示す信號である。

然るに物資勞力の非常の消耗を伴ふ今次大戦に於ては、價格（金利及賃金等を含めて）の變動の自由を全面的に抑制せざるを得ず、管理價格制度が布かれた。こうして價格の信號が、程度の問題だが過去の如く用をなさなくなると、政府は戦時に必要な物資、其の他の需給の關係を計量して、その命令に依つて調整しなければならなくなつた。これが監督行政から指導行政に移行しなければならなくなつた所以である。而も、戦局に即應して國家戦力を集中配分し得るには、この指導行政機構は一元的、立體的な構造を採り、指導には義務を伴はねばならぬ。斯くて、新な理念としての指示原理が



登場する。

我が戦時行政に於て、この要請に對應して、現實にその姿を現はしたものは、戦時行政職權特例であり、又この一環としての意義を持つところのこの度の軍需省の創設より軍需會社法等に及ぶ一連の行政措置であつた。

(A) 戦時行政職權特例の改正

今回行はれた内閣關係勅令中最も注目されるものは戦時行政職權特例中の改正である。戦局が苛烈の度を加へ、又軍需省等創設されるに及んでは、この職權再編に對應して、首相の持つ指示權の範圍にも適當な措置を講ぜなければならぬ。

改正前の戦時行政職權特例の狙ひは内閣總理大臣は大東亞戦争に際し、鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶航空機等五超重點軍需物資の生産擴充上、特に必要ある場合は關係各省大臣に對し必要な指示をなし得ることとなつてゐたが、今回の改正によつて内閣總理大臣の指示權はさらに一層擴大強化されることとなつた。すなはち政府は今回斷行した國內態勢強化方策のうちにおいて總理の各省大臣に對する指示權の範圍を擴大し、五超重點軍需物資の生産に關するほか、さらに主要食糧の確保、防空の徹底強化に對して指示權を行使し得るほか綜合國力の擴充運用上、特に必要ある場合は國政全般にわたり

關係大臣に必要な指示をなし得ることとなり、首相の權限は最大限に強化されることとなつた。また首相の指示する行政の對象が勞務、資材、動力および資金となつてゐて、この範圍において行政職權の移動をなし得てゐたが、今回の改正でこの範圍をさらに擴大、主要食糧増産上特に必要ある場合に於て食糧、施設および運輸に關する職權の移動をなし得ることとなつた。したがつて現下の苛烈なる決戦段階において内閣總理大臣の指示權は戦力増強に關する限り、ほとんど全般の行政運営に於て必要な場合は、適時指示權を強力に發動行使し得ることとなつたことは、極めて注目すべきものがある。

(B) 内閣參事官制の創設

企畫院の廢止により従來同院の所管事項として行はれて來た(一)戦時における綜合國力の擴充運用に關する重要事項の企畫および實行に關する各廳事務の調整統一に關する事項(二)平戦時における綜合國力の擴充運用に關する各廳事務の綜合的考査に關する事項の二つが直接内閣の手に移され、指示權の擴大とともに總理大臣の政治、經濟に持つ權限は極めて直接的にかつ強力、廣大となるにいつたわけである。職責の重大なるに鑑み内閣に有能、強力なる陣容整備が必要となる。内閣參事官制を創設、參事官室を設置したのはこの必要を充足する措置である。



## (C) 地方行政機構の整備強化

決戦行政にして監督行政から指示行政に移行するものとするれば、地方行政機構の整備強化措置は、中央官廳は地方廳に對して企畫及び指導に任ずるを以てその主たる職能とすること、所謂「中央の企畫化、地方の執行化」の方向を辿り、經濟面に結び着くものでなければならぬ。政府は中央行政機構を整備すると、時を移つさず、十月十七日の定例閣議で、「地方行政機構の整備強化措置要綱」、「朝鮮及臺灣總督府の機構整備に關する件」を正式に決定した。

(イ)、地方行政機構の整備強化措置については所謂「中央の企畫化、地方の執行化」を明確にし、その具體化の方式として中央各廳の各都府縣廳に大幅の權限を委譲すると同時に地方行政協議會長の機能を強化するといふ二本建の措置に於てすることを明にした。これに基いて、行政協議會の機能強化のため今回戰時行政職權特例、地方參事官臨時設置制、地方行政協議會令の改正をみた。

斯くて行政協議會々長たる都、道長官府、縣知事は協議會々長たることによつて、内閣總理大臣に直屬し、地方行政協議會長に對し各大臣の輔佐機關たるの機能をも附加し同會長をして各大臣の職權を補助執行せしむるの途を拓くことによつて、その指示權を隣組内知事に關するかぎり、強力に指示することになつた。これは小型の指示原理を意味する。

(ロ)朝鮮、臺灣兩總督府の機構整備についてはさきの中央行政機構の整備強化と全く同じ趣旨に基き、徹底的簡素化のため中央部局の整理廢合、地方廳への權限大幅委譲を行ふとともに、軍需生産の飛躍的増産を重點として中央における軍需省、運輸通信省に對應すべき鐵工局、交通局を創設或は擴充、又農商省的役割として農商局を設置し、外地における決戦行政遂行の態勢を完備した。なほ今回の措置によつてさきに政府が發表した國內態勢強化方策中の行政運營決戦化の具體案全部が出揃つたわけである。

## (D) 軍需會社法

從來「會社」は直接國家に對する責任を負ふものでなく、會社の運營者は先づ株主に對して責任を持つものに外ならなかつた。企業が國家に對する奉仕よりも利潤に對する奉仕を重しとするものでは到底この戰局を擔當することはできぬ。とすると、この要請に應へるものは、唯企業に對し國家性を明確にすることだ。企業に國家性を持たすには、株主總會の多數決主義よりする監督、支配の絆を斷ち切るにある。こゝで軍需會社法が生れ、軍需會社に關するかぎり生産責任者と生産擔當者の二者が新に登場し、政府はこの二者に對し強力な人事權を握み、これを通じて企業に國家意思を反映せしむるに至つた。この方式で株主總會の權限は縮小された。



昭和十五年十二月の經濟新體制要綱に謳はれた「企業擔當者の創意と責任とにおいて自主的經營に任せしめ」る精神は、統制會に於て指導者原理の採用となり、統制會長に加盟會社の理事、取締役の解任權が賦與されるに至つたが、今回、生産責任者と生産擔當者の二つが新たに軍需會社に登場したことは右の指導者原理の前進といへる。

以上を綜合してみると、この度の決戦生産行政機構の再編成は、飛行機の飛躍的増産を動機として先ず軍需省の創設を先頭に、國民組織の末端に迄及ぶものであつた點と、その採用された方式は指示原理であつた點である。

### 第三節 國家性滲透の產業界

昭和十八年を省るに、我國產業界はこの一年間、驚くべき急曲線を描いて再編成の途を辿つて來た。先づ年頭に於ては航空機、艦船を中心とする所謂五大産業の増産に超重點を置くことが決定せられた。産業行政の方面でも、戰時行政特例法並に戰時行政職權特例等を手始めに、軍需省、運輸通信省、農商省の新設、軍需會社法の制定に至るまで、機構制度上の整備に就いて打つべき手は一應

打ち盡されたと云つてよい。蓋しこれ等政府の重大施策は、苛烈なる戦局の様相に應へて、航空機その他緊要なる兵器の集中的増産を行はん爲めであること素よりである。殊に年後半に示された、軍需省の新設並びに軍需會社法の制定は、政府の國內態勢強化策の壓巻であり、決戦下戦力増強を阻害する隘路打開の強力な妙手とし、朝野年來の熾烈なる要望に應へたものとして、國民の戦意昂揚に資すること多大なものがある。

就中、軍需會社法の制定は、新たに生産責任制と云ふ新構想により、企業に對する二重の國家要請即ち國家性と生産性を満足せしむることを期した點で注目される。言ひ換へるならば、昭和十八年に於て我國產業界は、新たに強く國家性を注入されたと見られよう。戦争經濟下に於ける企業は、利潤追求を建前とする自由經濟下の企業と異り、戦力増強に挺身することを第一義としなければならぬ。無論決戦下の今日、積極的に營利に専念して國家生産の重責を無視する企業は餘りないだらう。がそれでも、利潤に對する顧慮のために兎角増産が消極的となる實例は案外に多い。これは企業が株主總會の監督を受け、更には株價を通じて社會の監視を受ける以上、或る程度避け難い歸結である。そこで何うしても企業の性格を更に國家化し、必要の場合には損をしても國家の要請に應ずるやうな體制を考慮する必要が生じて來る。斯る企業は最早や私的存在ではなく、國家に對して戦力増強と



云ふ責任を負ひ、企業報國を根本の理念とするものでなければならぬ。

以上、飛躍増産への基本態勢は愈よ整つた。そしてまた之を押し進める軌道も敷設せられた。今後は能く幕進させ得るか何うかで、その點は一重に懸つて官民一致の努力に俟たねばならない。

### 一、軍需省の創設

#### (A) 新省設置の要領

九月二十二日國內態勢強化方策を發表した政府は、同二十八日右の方策に基いて、企畫院及び商工省を廢し、代りに軍需省を設置すべき旨を公にした。情報局の示すところに依ると、其の要領は次の通りである。

一、現情勢下に於ける國勢運営要綱に基き國力を舉げて軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戦力の躍進的擴充を圖る爲め軍需生産を計畫的且つ統一的に遂行確保する目的を以て軍需省を設置す。右に伴ひ企畫院及び商工省は之を廢止す。

二、重要軍需の生産管理の徹底的簡易化、軍官發注の一元化を期するため、陸海軍の主要軍需生産管理に關する業務中必要なるものは之を軍需省に移管す。

三、軍需省の設置に伴ひ、國家總動員に關する事項、軍需生産に關する事項、その他企畫院及び商工省所管事項の大部は之を軍需省に移管す。軍需生産に關する事項中他省の所管に屬するものゝ中、必要なるものは軍需省に移管す。

四、企畫院の廢止に伴ひ、物心兩方面における國政の綜合調整に關する事項は、内閣に於て簡素強力に之を行ふものとす。

五、商工省の業務中軍需生産に關係薄き事項の處置は、別途之を定む。

六、所要の陸海軍現役武官(文官を含む)をして軍需省の職員たらしむるの途を講ず。

七、軍需省の機構の案畫に當りては、極力簡素ならしむるを本旨とす。

而して政府は以上と同時に亦、運輸通信省並に農商省の新設をも發表した。斯うして新設三省は何れも去る十一月一日に開廳、主務大臣には夫々、軍需省は東條首相の兼攝(次官に岸前商相)、運輸通信省に八田嘉明氏、農商相に山崎前農相が就任して新發足したのである。だが、このうち運輸通信、農商省に就ては、前者が鐵道省と遞信省の合體よりなる陸海空の運輸通信行政の一元化、後者は農林省を基幹とし、廢止された商工省所管のうち軍需省に移管されない部分の吸収にあつて、問題は簡明であるが、軍需省に就てはこれが今回の決戦機構の中核をなすものであり、戦力増強の最大眼目とし



て戦局に關聯するところ重大なものがある故に、國民の寄せる關心にも絶大なものがあつたのだ。

(B) 軍需省の根本性格

右の如くして軍需省設置の要領は、軍需生産を計畫的且つ統一的に遂行確保するため企畫院、商工省の大部分、陸海軍官衙の一部を以て軍需省を構成し、他省所管の軍需生産行政事項も擧げて軍需省に移管すると云ふにある。これに伴ひ企畫院及び商工省は廢止され、企畫院の事務中國政の綜合調整に關する事項は内閣が擔當し、商工省の事務中軍需生産に關係薄き事項は一應軍需省と切り離して處置されることになつた。

この結果、軍需省は要するに航空機生産に主眼を置く綜合官廳の相貌を具現するに至り、次の如き事項を所管することになつたのである。(括弧内は舊所管廳)

- 一、國家總動員(企畫院)
- 二、主要軍需品の原料及び材料、並に特定軍需品の生産管理、發注及び調辯
- 三、鑛産物及び工業品(他省所管のものを除く)の生産、配給、消費及び價格(商工省)
- 四、これら物資の生産又は配給を目的とする企業における勤勞管理、賃金(厚生省)
- 五、資金調整及經理統制(大藏省)

六、電氣及發電水力(遞信省)

即ち右所管事項に於て注目されるところが三點ある。先づ第一は軍需省の重點が航空機生産に置かれてゐると云ふことだ。「軍需省設置要綱」に於ては特定軍需品の生産管理となつてゐるが、省の組織において航空兵器總局が設けられたに徴し、この特定軍需品が航空機中心であることは明かである。そも、軍需省設置が急速に問題化したのは、熾烈なる航空決戦に備へるためであつた。いまその要請に應へて航空機生産の管理、發注及び調辯が軍需省に所管されることになつたのは、時局柄極めて當然ながら、國家のため大慶と云ふべきであらう。こゝに於て新省は、航空機生産省たる實質を前面に押し出して登場するに至つたのである。

第二に新省は單に航空機生産省たるにとゞまらず、軍需生産に必要な一切の基礎資材生産省であると考えられる。即ち機械、鐵鋼、輕金屬、非鐵金屬、化學製品、燃料、電力等の鑛工物産が擧げて軍需省の所管となるのみならず、從來陸海軍が主に關與してゐた主要軍需品の原料及び材料の生産に就ても同斷である。これまでは物動に割當てられた原料物資に關し、陸海軍自ら發注又は調辯する場合があつたが、今後はこれ等は原則として一元的に軍需省の所管に歸屬するわけである。

第三に右のやうな生産管理のみならず、勤勞管理、賃金、資金調整、經理統制等の勞務、資金に關



する事項が軍需省で處理される結果、綜合官廳たる性格を多分に持つに至つたことだ。從來民間企業の最も苦痛としたところは生産、資金、勞務、運輸等の事務が、商工、大藏、厚生、鐵道、遞信、内務等各省に分轄され、相互間の連絡がないことであつた。それがため事業を經營するに當り、あちらこちらの官廳を駆け廻つて認許可の申請や陳情を行はねばならず、これが民官の能率を害すること甚しかつた。また官廳事務の方面から見ても、ともすれば權限争ひや無用の對立摩擦を起し易く、事務能率にとつて決して好影響を及ぼしてゐない。今般勤勞管理、賃金、資金調整、經理統制、電力等の事務が一つところに統合されたことは、民間にとつては窓口一本主義の具現であり、官廳にとつては事務の簡素化の進展として大いに歡迎される。

### (c) 軍需省設置の効果

叙上軍需省の性格からしても窺へることだが、新省設置により齎される効果を更に検討すれば、第一に軍官發注の一元化を達成し得ることである。發注の一元化は軍電省設置の最大目的と見做されるほどの重要性を持つてゐる。發注の一元化により生産能率は向上し、規格の調整が可能となり、延いては大量生産と技術優秀化の根底が培はれることは今更言ふまでもない。軍需省は陸海軍の發注を一元的に統制し、事態の緩急、製造の難易等に應じて調節を行ひ、軍需生産全體の均衡を考へて完全な

る計畫生産を實施し得る。従つて發注の重複、緊急品への過大發注、不急品の發注偏在とかは、全部的に除去され、國家と企業が受ける利益は測り知れないものがある。航究機の發注が一元化されれば當面の戦局に最も即應した航空機が大量に確保されることは無論、工作機械の如きも需要の緊急度に應じて最も必要とする部門から順次に供給され、優先發注による生産の混亂が避けられよう。

第二には生産管理の一元化を行ひ得ることである。いま迄の機構に於ては、兵器生産につき陸軍管理と海軍管理が行はれ、鐵鋼、輕金屬、車輛に就ては商工省管理が行はれ、造船は特例によつて海軍管理に屬するが、石炭等の基礎物資は商工省の監督を受けてゐる。かく管理が個々別に行はれる結果工場間の資材、設備、機械等の融通は殆んど行はれず、軍管理工場に一部資材が偏在してゐるのに、一般工場はこれを如何ともなし得ない等の事例が間々見られた。また同一の工場に對して陸軍管理と海軍管理が別々に行はれる結果、工場を二分して作業するやうな場合もあり、生産能率の點から見ても面白い結果を生ずることも已を得なかつた。今回軍需省が生産管理を一手に掌握したことによ

り、陸軍管理、海軍管理といふ差別を越えて最高能率の發揮を目標に管理工場の運営が行はれるばかりでなく、延いては陸海軍の作業廳すら一元的に利用し得る可能性なしとしない。また商工省管理も軍需省管理となれば、完成品兵器生産と基礎生産素材等とを完全に統一することが可能となり、例へ



ば航空機と輕金屬の生産を適時に調整することが出来るであらう。

第三には軍需生産に關する計畫と實施の調整が達成されることである。從來計畫は企畫院、その實施は商工省が擔當してゐたが、このため國家計畫の運営に於て計畫と實施が齟齬し易かつた。然るに軍需省に於ては、情勢の變化を考慮し、作戰上の要求と生産実績を睨み合せて、計畫の運営に多分の機動性と弾力性を賦與し得るに至つた。

要するに軍需省の設置は航空機生産に關しては無論の事、廣く軍需生産一般に對しても、それが狙ふ發注の一元化、生産管理行政の統一、計畫と實施の調整の三點を極力達成せしめんとするにある。こゝにこそ軍需省設置の大なる意義と効果があり、國民の待望に應へる所以が存するのである。尙ほこの軍需省の創設と同時に、これと一聯の「軍需會社法」が制定され、かくて我が決戰産業態勢は愈よ飛躍的な前進を遂げることになつた。

## 二、軍需會社法の制定

航空機を中心とする軍需生産の飛躍的増産を強行するため、政府は一方に軍需省を創設して官廳機構を整備強化すると共に、他方八十三臨時議會の協賛を経て軍需會社法を制定、軍需會社の國家性を

明確ならしむると同時に軍需生産の責任制を確立することになつた。同法は去る十二月十七日より施行され、これに必要な施行令及び施行規則も十六日に公布された。

### (A) 軍需會社法の狙ひ

軍需會社法の狙ひは、これを一言にして掩へば、民間企業に對する國家性の貫徹と生産性の昂揚と云ふ一見背反するが如く見ゆる國家の二要求を同時に達成せんとするにある。我國軍需生産の現状を見るに、その大部分を擔當するものは民有民營の株式會社であり、従つて、その國家的計畫性が貫徹し得る状態にあるとは云ひ難い。こゝに於てか、企業性格を國家化する必要が、戰爭經濟の發展と共に増大して來るのである。昭和十五年十二月の經濟新體制確立要綱以來、企業形態問題がしばしば論議されるに至つた所以はこゝにあるのであつて、企業の民有國營論、借上論の目指す處も、程度の差こそあれ、何れもこの民有企業に國家性を附與することに依つて、國家最大の眼目たる軍需生産の増強を遺憾なく達成するにあつたわけだ。

併し一方、戰時企業に要求されるものは生産性の昂揚である。如何に國家性に徹すればとて、企業が生産効率が低く、資材、勞力が最高度に活用されなくては國家生産の使命に背くこととならう。而して、從來の國策會社または國營が民營企業に比して生産性が低いことは遺憾ながら我國の實情であ



る。かくて、國家性と生産性の二面の調和を如何なる形に於て求めるかが、戦時企業體制の確立に當つて要求される根本的命題であり、企業借上論の如きもこの點の追求にあつた譯だが、今回の「軍需會社法」は、正にこの要求に基いて立法されたものに他ならない。

(B) 軍需會社法の内容

では、かゝる二重の國家要請を充すべく生れた軍需會社法は、一體如何なるものを對象とし、また如何なる措置によつてこの二つの要求を充さんとしてゐるからである。

軍需會社法は左の如く全文二十六條よりなつてをり、生産責任者、生産擔當者に對する制裁並に罰則規定が第二十條以下に規定せられてゐる。

軍需會社法

第一條 本法は兵器、航空機、艦船等重要軍需品その他軍需物資の生産、加工及修理を爲す事業、その他軍需の充足上必要なる事業に付、その經營の本義を明にしその運營を強力ならしめ以て戦力の増強を圖ることを目的とする

第二條 本法に於て軍需會社とは兵器、航空機、艦船等重要軍需品其他軍需物資の生産、加工及修理を爲す事業(以下軍需事業と稱す)を營む會社にして政府の指定するものを謂ふ。軍需事業の範圍は勅令を以て之を定む

第三條 軍需會社は戦力増強の國家要請に應へ全力を發揮し責任を以て軍需事業の遂行に當るべし

第四條 軍需會社は命令の定むる所に依り生産責任者を選任すべし

軍需會社生産責任者を選任せざるときは政府は命令の定むる所により生産責任者を任命することを得、生産責任者は政府に對し軍需會社の責務遂行に關し會社を代表してその責に任ずるものとす

生産責任者の會社の代表および業務執行ならびにこれに伴ふ事項に關し必要なる事項は勅令をもつてこれを定む、軍需會社選任または任命せられたる生産責任者を解任せんとする場合においては政府の認可を受くるに非ざれば其の解任は效力を生ぜず政府生産責任者を不適任と認むるときは之を解任することを得

第五條 生産責任者は本店又は軍需事業を營む工場若は事業場に於ける業務に關し生産擔當者を任命することを得

生産擔當者は政府に對し生産責任者の指揮に従ひて擔當業務を遂行するの責に任ずるものとす、政府は生産責任者に對し生産擔當者を置くべきことまたは解任すべきことを命ずることを得。生産擔當者の職務權限に關し必要なる事項は命令を以てこれを定む

第六條 命令の定むるところにより生産責任者および生産擔當者ならびに軍需會社の營む軍需事業に従事する者は國家總動員法により徵用せられたるものと看做す

第七條 軍需會社の職員其の他の従業者は其の擔當業務に従事するに付生産責任者及生産擔當者の指揮に従ふべし

第八條 政府は軍需會社に對し期限、規格、數量その他必要なる事項を指定し軍需物資の生産加工または修理を命ずることを得

第九條 政府は軍需會社に對し受注若は發注、設備の新設、擴張若は改良、原料若は材料の取得使用、保管若は



移動、技術の改良若は公開、試験研究其の他事業の運営に關し必要な命令を發し若は處分を爲しまたは政府の指定したる事業以外の事業を營むことを制限若は禁止することを得

第十條 政府は勅令の定むる所に依り軍需會社に對しその勤勞管理並に資金調整及經理に關し必要な命令を爲すことを得

第十一條 政府は軍需會社又は軍需事業の遂行に關係ある者に對し其の間に於ける軍需事業の遂行上必要な協力關係の設定に關し必要な命令をなすことを得

第十二條 政府は勅令の定むる所により軍需會社に對し定款の變更、事業の委託、受託、讓渡、讓受、廢止若は休止、合併若は解散または事業に屬する設備若は權利の讓渡その他の處分に關し必要な命令を爲すことを得

第十三條 政府第八條、第九條、第十一條及前條の規定に基く命令または處分を爲したる場合において必要ありと認むるときは勅令の定むるところにより軍需會社(第十一條の軍需事業の遂行に關係ある者を含む)に對し補助金の交付、損失の補償又は利益の保證を爲すことを得

第十四條 軍需會社の業務執行、株主總會、社員總會及社債權者集會の招集及決議其の他軍需會社の運営に關しては他の法律の規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すことを得

第十五條 軍需會社に關しては必要あるときは勅令の定むる所に依り統制、取締等に關する法律の規定につきその適用を排除しまたは特例を設けることを得

第十六條 政府は軍需會社に對し監督上必要な命令を發しまたは處分を爲すことを得

第十七條 政府は軍需會社の事業運営に關し考査を爲すことを得。前項の考査に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十八條 政府は軍需會社の業務及財産の狀況に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所、工場、事業場

其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨時検査せしむる場合においてはその身分を示す證票を携帯せしむべし

第十九條 政府は本法若は本法に基き發する命令又は之に基きて爲す命令若は處分の效果の確保上支障ありと認むるときは軍需會社の取締役若は監査役を解任し又は業務を執行する社員の業務執行權を喪失せしむることを得

(第二十條—第二十六條省略)

即ち軍需會社法の對象となる企業は、右の第二條に於てこれを規定し、更に施行令第一條に依れば(一)兵器、航空機、艦艇、船舶、及車輛並にその部品(二)鐵鋼、輕金屬及非鐵金屬、稀有金屬其の他の重要礦產物(三)液體燃料及潤滑油並に石炭、ガス、コークス及電力(四)重要化學工業品(五)重要機械器具及其の部品(六)前各號に掲ぐる物資の生産、加工又は修理に要する原料及材料(七)前各號に掲ぐる物資の外主務大臣の指定する軍需物資、とその範圍を一層明かにしてゐる。

次に、國家性の附與が如何なる形に於てなされるかと云ふに、その根幹をなすものは、企業に於ける生産責任制の確立である。この點に關し、軍需會社法第三條は「軍需會社は……責任を以て軍需事業の遂行に當るべし」と規定し、企業の責任を法制的に明確ならしめてゐる。而してこの達成の具體



的方法としては、まづ軍需會社は役員中より生産責任者(多くは社長)を選任すると同時に、一方政府は期限、規格、數量等を明示したる生産命令を出し、若しこの命令が達成されぬ時には政府は必要なる制裁を課して責任を問ふことが出来る仕組となつてゐる。これは國家に對する企業の責任制の骨格をなすものだが、更にこれが補助的措置として、企業内部にも責任關係の確立が圖られてゐる。即ち生産責任者は傘下工場を生産擔當者(多くは工場長)を任命し、その職務權限を明かにすると共に、従業員は全て徵用者の取扱ひを受けることとし、企業の公的色彩を一層明瞭ならしめた。

更に國家性の貫徹のため、政府は會社の業務に對し審査及び検査を行ひ、一會社に對し受註若しくは發註、設備の新設、擴張若しくは改良、原材料の取得、保管又は移動、技術の改良、公開、勤勞の管理、協力工場、利用工場等との協力關係の設定、事業の讓受、受託經營、定款の變更、事業の委託讓渡、廢休止、設備若しくは權利の讓渡、指定以外の事業の制限又は禁止、會社の合併又は解散、資金の調整又は經理等に關し必要な命令をなし得ることとしてゐる。更に政府は「株主總會等の招集及び決議その他軍需會社の業務運営に關し他の法令の規定に拘らず、命令を以て別段の定めを爲す」ことが出来るし(第十四條)、生産責任者及び擔當者等の解任等、企業に對し強力な人事權を行使し得ることとなつてゐる。従つて株主總會の權限が縮小されて、企業の國家性がより強く貫徹される態勢の出現も

可能なわけだ。

以上によつて、企業の國家性は極度に強められることは明瞭であるが、半面、生産性に對する配慮は如何に行はれてゐるかである。第一に政府は、極力責任者に自由な手腕を揮はせ、生産性を向上せしめることに苦心してゐる。このため先づ、法令による禁止制限の解除、義務の免除、認許可手続きの簡易化を行ひ、また取締役會、株主總會に對して生産責任者の地位を可及的に自由にすると共に、會社の全従業員をして責任者並びに擔當者の指揮に従はしめる、即ち指導者原理の確立を圖つてゐる。次に企業の外部關係を正すことによつて、生産性の増大が圖られてゐることも注目される點で、この點今後豫想される企業集團の結成等に大いに役立つものがあらう。また、第十三條に軍需會社に對する補助、補償、利益の保障の規定が謳はれてゐるが、これも生産性確保の點から見て大いに注目されてよい。

(c) 施行令で明かにされた諸點

尙ほ軍需會社法は、その運営の重要な諸點を勅命又は省令に委任してをり頗る注目されたのであるが、去る十二月十六日公布施行された同法施行令、施行規則によつて明かにされた重要な點を挙げれば次の如くである。



第一に軍需會社法が、それに依つて生産の昂揚を圖らんとする以上、人的責任制を確立することが重大なこといふまでもない。そこでこの重大な責任の擔當者である生産責任者の選任方法だが、之は株式會社の如く資本的結合を主とする企業と、有限、合名、合資會社等の人的結合を主とする企業とを區別してゐる。株式會社等に於ては取締役、合名會社では社員、合資會社等に於ては無限責任社員の過半数の同意を得て會社が選任する。會社が若し軍需會社としての指定を受けた日より二週間以内に生産責任者を選任しなかつた場合は、軍需大臣がこれを任命する。この任命の場合、株式會社等に於ては取締役の範圍外より選ぶことが出来るが、合名會社等に於ては社員又は無限責任社員の内より選ぶことに限定されてゐる。これは會社の性質上當然の措置である。

第二に生産責任者の地位權限であるが、之は施行令第六條に明記してゐる如く「軍需會社を代表し其の業務を總理する」こととなつてゐる。従つて從來の社長の地位の上に更に、國家の責任と權限を附與せられたものと見てよい。責任者の任期はなく、また生産が擧らないからと云つて自由に辭任することは出来ず、辭任には主務大臣の認可を要する。例へ取締役としての任期が三年となつてゐても責任者はこれと無關係にその責任と地位は續行され、主務大臣の解任又は認可ある場合以外、その地位を去ることを得ない。この責任者の地位の不動性は、軍需生産に邁進する責任者にとつて頗る重大

な意義を有してをり、資本に對する經營の主導的地位の確立と云ふ面に於ても、頗る注目される點である。

第三に軍需會社に對する勤勞管理、財務管理及び定款の變更、事業の委託等の會社運営に關する勅力、省令等の内容に關しては、尙ほ未だ今回の施行令、施行規則では明確にされてゐない。併しこれは今後實質的な勅令を出す方針で、軍需會社の實體と軍需監理部の運営等、相俟つて規定される筈である。軍需會社法第十三條の補助金の交付、損失の補償、利益の保證が如何なる程度に行はれるものであるかも、財界の注目する點であるが、施行令第十八條に「補償すべき損失は通常生すべき損失」とすると共に、その金額は「補償すべき損失又は保證すべき利益を決定する基準は主務大臣が藏相に協議」して之を定めることになつてゐる。

第四に、生産責任者は事業の運営上必要ありと認められた場合主務大臣の認可を受けて、株主總會等の決議に拘らずその業務を執行する所謂原案執行權を行使し得ることが規定されてゐる。また主務大臣の認可を得れば、株主總會等の手續を経ずとも主務大臣の命令事項を執行し得るのだが、この場合は會社の目的の變更、資本の増減、事業の讓渡、合併、解散等の會社の重大事項に關しては之を適用しないことになつてゐる。この原案執行權並に前述の責任者の地位の不動性は、現行會社法の特例をな



すもので、重大な意義を有する點である。

### 三、航空機關聯産業への緊急増産措置

西南太平洋を中心とする戦局の現段階は愈よ苛烈深刻となり、銃後に於ける軍需生産力の飛躍向上は喫緊事となつてゐる。この事態に對處して政府は「國力を擧げて軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戦力の躍進的擴充を圖る」べく、前述軍需省の創設、軍需會社法の制定を始めとして各般の國內態勢強化策を講じて來たが、更にその一環として航空機生産増強に關聯の深い産業に對し、工作機械を手始めに輕金屬、鍛壓機械と相次いで緊急増産措置を講じてゐる。殊に工作機械に試みられた企業集團制度は、最初にして有力なる大量生産方式とし、且つは今後他の生産分野にも擴充せんとする一つの目安として、一般の關心の的となつてゐるのである。

#### (A) 工作機械

政府は去る昭和十八年八月三十一日「航空機の増産確保のため必要なる工作機械に關する應急措置の件」を決定した。これに依つて工作機械の増産を圖るに至つたことは、戦局の情勢上、極めて當然の措置と云へよう。

もともと、工作機械は機械を作る機械であるが、更にまた兵器、銃砲彈、艦船、魚雷等に對してもその切削作業に關與せざるはない。工作機械は斯様な重要性のために支那事變以來絶えず増産が要請されて來たし、政府も亦工作機械の増産、性能の向上及び從來海外に依存せる特殊工作機械の國産化について、幾多の對策を實施して來たのである。その結果は、極めて濃厚な海外依存的色彩があつた工作機械の國産自給化に拍車を加へたこと、論ずるまでもない。とは云へ、生産力擴充の線に沿つて基礎産業の多種類の設備機械の製造を目標とする以上、國産工作機械が多目的の汎用機であることと増産のためには設備増加を主とし、從來の製造方式を根本的に大量生産のそれに切替へるまでに至つてゐなかつたことは、已むを得ない事情であつた。

然るに戦局の進展に伴つて航空機の増産が第一義となり、またさきに決定を見た企業整備による多數の轉用工場を至急整備して、以て右の要請に應へる必要がある。かくて今回航空機専用工作機械を大増産することと、その生産能率を向上させるために、業界内外多年の要望たる大量生産方式の採用を決定したことは、正に劃期的なものと云へる。

工作機械の大量生産を行ふために採る方策は(一)戦時型の採用、單位部分品の生産促進、(二)地域別に企業集團を結成すると云ふ二點に要約することが出来る。まづ(一)に就ては、航空機用として最



も使用される旋盤及びフライス盤合せて六種類位を戦時型とし、従来回転速度が二、三十種にも變化したものを六種位にすると共に、寸法を小さくしても性能に變化ない場合はこれを小型にする等によつて、資材の節約と製作期間の短縮を圖る譯だ。戦時型工作機械の組立は二ヶ月間で行ひ得ると云はれ、單位部分品の製造期間を含めても大體六ヶ月間と見られてゐるから、従来に比して半減する。換言すれば、同一期間に戦時型工作機械は、従来の倍の生産を行ふことが出来る。また従来は特に單位部分品の製造としては行はれてをらず、主軸臺、心押臺、往復臺、送り及び換へ齒車籠、前垂等の主要な單位部分品の製作も、一工場内で行はれる部分品から組立までの作業の一工程に過ぎなかつたら、親工場は下請工場に單位部分品を發註すると云ふよりは、下請工場にも親工場と同一の作業を行はせる場合が多く、その間の分業が明確に行はれるのは尠なかつた。右の分業を確立し、製造された單位部分品を一工場に集めて流れ作業によつて組立るのであるが、單位部分品の製作には能力あり技術あるものが當らねばならぬから、従来の下請工場だけでは不充分で、精密機械統制會員の或る部分は之の専門製作に向けられることゝならう。

第二に企業集團と呼ばれるものは、右の如く分業化された工作機械の製作を實際に纏めてゆく單位と云ふことが出来る。旋盤或ひはフライス盤について、東京、大阪等各地域別に「工作機械製造事業法」による許可會社を中心として集團を作り、その集團内部で各單位部分品の製作と組立の擔當會社を決定し、製作の全責任はその集團の中心となる會社が負ふことになる譯である。かやうにして集團的に作業を行ふことになれば、従来資材等の關係から生じた大工場内の遊休設備は完全に活用されよう。既にして業界は、八月末の閣議決定に基いて全國に十九企業集團の結成を終り、戦時型への切替への關係から、十九年一月から運営開始の段取りとなつてゐるものゝやうだ。

何れにしても工作機械の企業集團は、その中核をなす責任工場とこれに協力する分業工場との關係に於て軍需會社法第十一條の適用などがあるほか、經營、經理乃至生産責任等の運営が注目されるわけであるが、現下凡ゆる方途を講じて戦力増強を圖らねばならぬ際、工作機械に試みた企業集團制度はこれを他の分野にも擴大することは決して無意味ではない。勿論事業の性質上、企業集團制を採り得ない部門もあるからして、これを公式的に適用することは不可である。併しこの企業集團組織を工作機械以外の分野に擴大することは、縦斷的の企業系列整備と相俟つて、我國工業の生産組織の合理化を齎すことになり、その結果として軍需生産能力を飛躍的に昂揚せしめることとなるに違ひない。その意味で企業集團制をよく検討し、可能なる分野に於てこれをドシ／＼實現すべきであらう。



航空機の重要素材部門をなす軽金属の大増産のため、政府はこれが所要資材、機器及び設備等の最優先的処理方針を決定、去る十一月十九日の軍需省発表を以てこの旨を明かにした。即ち「アルミニウム、アルミナ、マグネシウム、水晶石、弗化アルミニウム、ピッチコークス、電極等の生産確保及び増産目標達成のため必要とする資材、機器の製作配給、設備の轉用その他勞務、輸送、電力等に關しては、爾今少くとも純軍需及び航空兵器と同等に最優先的處理を行はしむる如く、各廳及び官民諸機關に於て的確機敏に協力處置すること」となつたのである。日増しに苛烈深刻化しつゝある航空決戦の様相にみて、蓋し當然の措置といふべきだ。殊に、從來一口に超重點といつても、軍需完成品に比し、その基礎産業に對する重點の置き方には充分でないものがあり、片手落ちの感を免れなかつた。が、今回の措置によつて軽金属に關する限り右の缺點は取除かれ、更に、軽金属とその主要關聯産業が一括同等の取扱ひを受けることになつた等、超重點政策の技術的前進として注目される。

周知の如く軽金属は、原矿石の確保は素より、これが生産には高度の技術動員を必要とする。今日アルミニウムの原矿石については、輸送關係その他の事情よりして南方産ボーキサイトの外、内地、朝鮮、滿洲、北支那産等の礬土頁岩、明礬石、粘土、磷酸礬土等を活用して増産の目的を達成しなければならぬ。それだけに之が生産上、こゝ一兩年多大の苦心を必要としたのである。併し既にこれ

が生産上の諸困難は一應解決點に達し、今回政府のとれる施策と相俟つて増産を期待してよい見透しには來た。だがそれにしても此の上の増産を期する爲めには、アルミニウムは勿論、マグネシウムについても、技術交流を一層活潑に行ふことを希望したい。

云ふまでもなく航空機用軽金属は極めて高純度のものを必要とするが、アルミニウムの如き現在多様の原矿石を使用するのだから、技術交流の完きを得るのでなければ、短期間内に質量並行してその増産を期することは難しい。マグネシウムに於ても同斷だ。マグネの製造方法には苦汁或はマグネサイト礦を原料とするもの、海水に石灰を投じて得られる水酸化マグネを原料とするもの等がある。現在技術的に最も無難なのは苦汁法であるが、併し苦汁そのものに確保の惱みがある。これに反し、マグネサイト礦は滿洲、朝鮮に世界屈指の大礦床を擁し、原料的に些かの不安もない。従つて今後の増産主力はこの礦石を處理するものと、海水利用の水酸化マグネ法に移行させる必要があると見られるが、何れにしても目下の處では、マグネ増産のためには尙ほ技術的に克服されねばならぬ點が少くないのである。とすると、蓋し一工程に於ける技術の向上が生産各社に及ぶことになれば、その成果は注目すべき事實となつて現れよう。また軽金属は多大の電力を消費するが、これの節約方法が発見され、全般に實行することになれば、それだけでも益するところ大だ。



右のほか軽金屬増産の隘路としては、副原料として多量に要する電極等の生産確保が必須要件だし、優良螢石を得るための浮遊選鑛設備の増設も問題である。更にピッチコークスの大量生産は遅れてをるし、それに要する良質石炭の確保をも忘れてはならない。尤も軽金屬生産に於ける國家性は、軍需會社法に依つて規定され、今回の措置に依つて一段と明確になつたのだから、以上の諸問題も速かに解決されようし、また解決されねばならないのである。

(C) 鍛 壓 機 械

航空機の増産を行ふには軽金屬鐵鋼等の原料を必要とすると同時に、更に之を加工する工作機械、鍛壓機械等の機械をも必要とするわけだ。そこで政府は工作機械、輕金屬に對する緊急増産措置に引き続き、鍛壓機械に對しても去る十二月三日同様の措置をとつたのである。その要點は「航空機、兵器、艦船等の生産増強、特に航空機の飛躍的生產増強に即應し、これが先行條件たる使用材の壓延鍛造、押出等加工能力の急速なる増強、並に高能率鍛壓機械及び精密型打鍛造機械の利用に依る資材の節約、工作能率の昂揚を圖るため、既存鍛造設備の活用を圖ると共に、……鍛壓機械の緊急増産を圖らんとす」るものである。

鍛壓機械に對する關心は最近の航空機増産に關聯して頓に昂まつて來た。換言すれば鍛壓作業が現在當面してゐる増産を行ふのに缺くべからざるものであると云ふ認識が昂つて來たのだ。鍛造と云へば、從來では「精密工作の工程としては第一次的の素材加工」を行ふに過ぎないとされてゐたことかから見れば、著るしい變化である。勿論、素材に第一次的の加工を行ふ作業としての鍛鍊等の重要性は今後高まるとはあつても、その逆の場合はまづ考へられない。しかし、鍛造が航空機等の増産に大きな役割を果すに至つたのは、特殊鋼、輕合金等の素材を槌機もしくはプレスに取付けられた金型のなかで鍛造し、製品に仕上げる型打鍛造の技術が進歩し、精密製品を作り得る域に達したからである。勿論、現在の所では、我國屈指の鍛造會社に於てさへも、二、三の小物鍛造品を除いた他は、切削及び研磨等の機械加工を必要としてゐる模様である。併し、前記の如き鍛造技術の進歩によつて、機械加工の度合ひは縮小してゐるといふ。かやうに機械加工の分野であつた精密工作に進出してきた型打鍛造の特徴は、機械で削り出すより一瞬に打出す鍛造の方が、製作時間が短くて済むことである。從來と同一の時間で生産量を増加し得るから、航空機の大量生産を行ふため、特に鍛壓機械に關心が拂はれるに至つたと云へよう。しかもその反面に、機械で削出す場合には素材の一割程度が製品となるに過ぎないが、鍛造によつて打出す場合には素材の五割位が製品になると謂はれてをり、資材の節約になる點もまた、鍛壓機械への認識を深めさせるものであらう。



右の如き鍛壓作業に用ひられる鍛壓機械は、(一)鍛造機械と(二)壓延機械とを指し、なほこの他に(三)剪断機、(四)矯正機等の鍛金機械、及び(五)軽合金鑄物用のダイカスト機等も含まれるだらう。そして、鍛造機械は更に槌機とプレスに大別できる。ところで、現在これらの鍛壓機械の供給は、鍛壓事業の擴充の規模に比べて著るしく不足してをり、在來の型の鍛錬用鍛壓機械を供給する必要もさる事ながら、型打鍛造等に用ひる機械の供給は一層急がねばならない状態にある。特に後者の製作に關しては、我國での歴史が比較的新しく、目下國産化が進められてゐる機種が尠くない。双撃槌、型込鍛造機等の國産化は急速に行はねばならぬと云はれてゐる。だが、勿論、型打鍛造用機械以外にもデュラルミン壓延機及び二、三千噸の大型プレス等の生産も進められてゐる。殊に軽合金用の鍛壓機械は、輕金屬及び航空機工業が新興産業であるだけに、これらの急激な設備擴張に應じ得ない状態である。なほ、鍛壓機械製造業者は全國に百二十社程度あるが、うち有力業者は十五社乃至二十社と數へられる。しかも數社を除けば兼業として鍛壓機械の製造を行つてゐるものである。併しその反面に從來知られてゐないやうな業者で、鍛壓機械の國産化に従事し試作、研究中のものがあることは注目すべきである。

今回決定された鍛壓機械の緊急増産措置は、(一)鍛壓機械の發注統制並に製造促進は軍需省に於いて主管すること、及び(二)所要資材は昭和十九年度より物動に特掲し、これが現物化に就ては特別の措置を講ずることの二點を主とし、なほ鍛壓機械工業を重點産業と同様に取扱ひ、重要工場は軍需省の管理工場とする等である。かやうに發注統制、製造促進等に精到な措置を講じたことは、最近の産業政策が行政技術的に緻密なものとなつたことを示してゐる。併し、問題は、鍛壓機械工業にあるとともに、鍛壓事業にも存するから、右の措置の外に、鍛壓製品の價格が考慮されるか、發注量が適宜に按配されるかして、高能率もしくは精密な鍛壓機械を使用しても引合ふようになれば、兩々相俟つて所期の鍛壓加工能力の増強を達成することは困難でなからう。

#### 四、發展急調の軍需産業

戦争と軍需産業發展の必然性は、叙上の如き最近の情勢からしても當然のことである。試みに之が推移を最近の數字に就き、一瞥して見よう。

自由主義經濟下に於ては、消費材たる輕工業を中心として、重工業へと産業構成を高度化することを以て、工業發展段階の指標と考へた。我國も、近くは昭和六年の滿洲事變以來この意味の工業發展を顯著に示した。然るに支那事變勃發を契機として戦時經濟統制が強化されるに及び、重化學工業は



(一)我國工業部門別生産品價額 (千萬圓)

	6年	12年	14年
重工業	90.2	584.7	1,113.8
化學工業	104.0	382.0	535.8
紡織工業	183.8	406.2	500.2
其他輕工業	185.3	395.0	493.4

(資料) 商工省工場統計表

大なる躍進を遂げたのである。それと云ふのも凡ゆる勞力、資材、資金が軍需充足を目指して總動員され、戦争遂行と云ふ觀點からして、不急不要と目される産業への、それらの流入が抑制された結果である。斯うして戦争經濟力の根幹となるべき鐵鋼、機械、造船、飛行機、化學工業等々重要産業が飛躍増強されたからである。この發展を(二)表生産額に就て見れば、重工業生産額は六年の九億圓から十四年は百十一億餘圓と十二・三倍に達し、化學工業製品は十億圓から五十三億餘へこれまた五・四倍を増加してゐる。たゞ紡織工業其他輕工業が二・七倍、二・六倍とそれぞれ増加してゐるが、併し總生産額に對する比重は急減してゐることに注目すべきだ。

尤も、以上は生産價額を以て示されたものだから「生産數量」そのものに於てはこれだけ増加してゐないかも知れない。が兎に角戦時經濟を負つてたつ重化學工業が躍進しつゝあることは明らかだ。

工業生産に關する數字は十五年以後發表されないが、それ以後の重化學工業の發展は下表から略推察されるであらう。(二)表は我國株式會社を網羅した拂込資本金の推移表であり、(三)表は我社特別調査による各産業に

(二) 本邦株式會社の段階別資本金表

公稱資本金	年次		社數	拂込資本 (百萬圓)
	昭和	年次		
百萬圓以下	6	年	16,958	1,568.6
	12	年	22,739	2,232.7
	15	年	31,566	3,591.6
千萬圓以下	6	年	2,304	3,366.9
	12	年	3,006	4,779.4
	15	年	3,302	5,851.7
千萬圓以上	6	年	387	6,918.7
	12	年	521	10,643.0
	15	年	629	16,355.4

(資料) 商工省會社統計表

於ける代表會社の綜合動態分析表である。

(三)表に依れば、重工業、化學工業の使用する資本及びその固定資産の膨脹は十五年以後も續いてゐる。如何に戦争物資の生産設備が急速なテンポを以つて進められて

(三) 軍需産業の趨勢 (單位千萬圓)

年次	重工業		化學工業		鑛業	
	總資本	固定資産	總資本	固定資産	總資本	固定資産
12年	220.0	93.1	180.1	88.8	99.7	47.3
13年	273.0	99.1	212.8	95.2	118.7	56.6
14年	335.2	114.3	231.2	102.1	129.5	68.7
15年	403.2	137.2	257.8	113.4	149.7	76.2
16年	470.2	159.1	274.3	117.5	172.4	84.5
17年	571.6	193.0	295.4	123.5	192.8	97.1
18年	653.2	225.6	316.0	127.4	210.7	105.2
19年	785.2	262.9	351.2	134.2	235.5	115.2
20年	895.8	301.3	382.0	139.2	265.4	129.5
21年	1,006.4	330.2	404.4	140.6	304.5	143.4
22年	1,118.5	355.9	413.9	147.7	315.0	147.2
23年	1,260.0	387.0	434.1	160.2	322.8	148.2
24年	1,471.2	426.5	462.8	159.8	366.1	168.6

(備考) 本社特別調査。重工業=金屬工業、造船、鐵鋼、機械の四種六十一社。化學工業=曹達、肥料、雜化學、洋灰、煉瓦、硝子、紙、皮革、人織の九種四十七社。鑛業=石炭、石油、金屬鑛業の三種二十社。



(四) 陸海軍工廠の軍備増強 (百萬圓)

年次	資金	歳入	合計
昭和5年	23.8	48.5	72.3
12年	105.6	386.6	492.2
14年	185.1	718.5	903.6
17年	823.7	1,876.0	2,699.7

(備考) 資金は大部分が材料物品賣拂代、歳入は大部分が作業收入。

あるかゞ窺へよう。しかもこれら重化学工業の累計中には、時局と共に大發展を爲した航空機工業、合成化学工業等が含まれないのだから、この傾向は更に顯著であるべき筈である。

また注目すべきは時局の進展に従ひ輕工業會社も多少、軍需工業に移行しつつあることだ。從來我國輕工業は國內自給のみならず、製品販路を廣く第三國に持つてゐた。就中紡織工業然りで、これら輕工業は大東亞戰爭勃發に遭ひ販路を杜絶され、企業の縮小を餘儀なくされて來た。この結果莫大な蓄積資本は時局産業へ再投下され、大規模工場は轉換して、その抱擁する勞務員は軍需工場に吸収されて行つた。この影響は、紡織工業が過去永い間産業構成に高い比重を占めてゐたことと思ひ合せれば、決して輕視し得ぬものがあらう。

以上は民間企業の状態であるが、陸海軍の造兵廠、工廠に於いては更に設備の大擴張が行はれ、生産は激増してゐるに違ひない。その情況の一端を示す爲に四表をかりて云へば、十七年は昭和五年の實に三十七倍に當つてゐる。

斯様に我が重化学工業は順調な發展を遂げつゝあるが、これらの基礎部門、補助部門である石炭、

石油の燃料礦業、鐵其の他の金屬礦業は如何と云ふに、これ亦飛躍的開發増産を達成しつつある。動力としての電力事業も侮れない力を示してゐる。國家監理に依る企業體の變革があつたので資本的推移は述べられない。併し、軍需工業發展に伴ふ電源開發情況は、それが資本的發展を物語るに充分だ。併し何と云つてもこれら産業は八ヶ年を闘ひ續けたのだから、資金調達の面、擴充資材、勞働者の手當には益々合理配分の必要を生じて來た。資金に就ては國家資本の援助強化、民間資本の吸収が徹底的に行はれるであらうから比較的問題は尠いが、資材、勞務は餘程旨く調達し、配置に慎重な態度が爲されねばならぬ。この點政府としても、對策に萬全が期されてゐるものゝやうだ。

## 第四節 食糧需給問題と林業對策

### 一、食糧需給の展望

昭和十八年秋の食糧端境期を如何にして切抜けるかと云ふ事は、識者の齊しく懸念せる所であつたが、之は山崎農政第一彈たる早手廻しの第一次食糧増産應急對策の強行に依り見事に切抜けた。本對



策はその所要労働量の相当部分を勤勞報國隊に依る國民の協力に俟たねばならなかつたが、現下の緊迫せる食糧情勢を熟知せる國民は豫想以上の協力を示して充分の効果を挙げたわけである。

本要綱に引續き麥の作付擴張（本年の一七八萬町歩を二〇〇萬町歩に）と第二次増産對策を中心として強力な増産運動が展開されてゐる次第だ。之等の内容に就ては前輯に報告したから再述を避けるが、その成否如何は全國民の注目を浴びてゐる。恐らく本輯の出る頃には麥の勝負もついてゐると思ふが、若し政府の言明通り、十九年度の外米依存脱却が固持されるならば、今後の増産確保は萬難を排して遂行されねばならぬ。では十九年度の食糧需給には如何なる豫想がたてられるか、先づこの點を考察する事とする。

大體、昭和十九米穀年度に影響する作物は十八年度の米、甘藷、十九年産の麥類、春植馬鈴薯、雜穀等であり、之に朝鮮及び臺灣の米と滿洲の大豆及雜穀が加はるわけである。以下その各々について概観して見よう。

(A) 十八年度米の作況

内地米は第一回豫想が六千三百三十萬三千石で、その後關東の水害や關西の秋落傾向のため第二回豫想では六千二百五十五萬石となつた。實收高もさして變化はないと思ふが、之は昨年比し約四百萬石、過去五ヶ年平均に比し百萬石の減收だ。平年作より幾分悪いと云へる。

朝鮮も目下の處第二回豫想數字しか判らぬが、之は千八百七十萬石で昨年より三百餘萬石増加だ。

臺灣はまだ第一期作實收しか判らぬ。之は三百八十二萬石で大體平年並であつた。第二期作は多少旱魃の被害を受けたと云ふから幾分減收となるかも知れぬが、合計八百萬石と考へれば大過ない。

以上の如くであるから十八年度我國産米の總額は大體八千九百萬石餘りと見ればよい。之は過去五ヶ年平均に比しては約三百萬石の減少だが、昨年比べると百萬石減、一昨年に比しては百萬石増加となり、こと米に關する限り大した減少ではないと云へる。殘る問題は主食代用たる麥類、甘藷、馬鈴薯、雜穀、大豆等を如何にして増産し補給するかにあらう。

(一) 本邦産米狀況累年比較 (千石)

	内地	朝鮮	臺灣	合計
昭和8年	70,829	18,192	8,361	97,382
9年	51,840	16,717	9,088	77,645
10年	57,456	17,884	9,112	84,462
11年	67,339	19,410	9,558	96,307
12年	66,319	26,796	9,233	102,348
平均	62,757	19,800	9,070	91,629
昭和13年	65,869	24,138	9,816	99,823
14年	68,964	14,355	9,151	92,470
15年	60,874	21,527	7,901	90,302
16年	55,088	24,885	8,393	88,366
17年	66,776	15,688	8,198	90,662
平均	63,514	20,119	8,692	92,325
昭和18年	62,556	18,705	3,824	89,000

(註) 18年内地、朝鮮は第二回豫想、臺灣は第一期實收、合計は推定高。

(B) 麥類の増産問題



(二) 内地麥類作況累年比較

	大麥	稈麥	小麥	合計
昭和9年	6,796	6,160	9,451	22,407
10年	7,288	6,616	9,656	23,560
11年	6,355	5,838	8,961	21,154
12年	6,879	5,961	9,996	22,836
13年	6,325	5,114	8,972	20,411
14年	7,764	6,731	12,114	26,609
15年	7,519	6,267	13,094	26,880
16年	6,500	6,753	10,665	23,918
17年	6,745	6,624	10,115	23,484
18年	5,266	5,281	7,990	18,537

(註) 農林省統計、單位千石

さて内地麥類を見ると昭和十八年度實收は千八百五十餘萬石となつてをり、近來珍らしい不作を示した。尤も食糧管理が實施され出した昭和十六年頃からは麥類も米同様に統計内容に變化が生じて來た様であるから、之を年々の作柄と比較する時にはこの點に考慮が必要だ。特に十八年の數字は同年春の米の強力なる供出運動とも關聯して考へる必要があると思ふが、併し市場への出廻りは矢張り之を基礎として考へねばならぬ。だとすれば十七年に比し五百萬石の減少は大きな問題であつた。十八年端境期が可成り窮屈であつた原因の一つはこゝにある。

昭和十九年度作付面積二百萬町歩の計畫は農家の努力に依り順調に推移してゐる。そのためには蔬菜畑等の麥作轉換も相當に行はれてをり、之が野菜不足に悩む大都市の市民の間で可成り問題となつてゐる様だ。併し、若し十九年に前年同様の不作を繰り返すならば、山崎農相も言明せる如く外米依存脱脚は不可能となり、之が戦争遂行に及ぼす影響は少くない。而して肥料不足の今日、作付擴張は増産上絶対不可缺の要件であるから、蔬菜畑の轉換亦

(三) 食糧農産物價格の位置

	14年末	15年末	16年末	17年末	18年	19年
農林生産物	142.9	161.5	154.7	171.1		
米	136	137	140	157	202	..
大麥	162	145	136	142	174	240
小麥	154	159	161	161	183	247
其他農産物	148	140	140	142	171	225
其他農産物	147	183	168	186		
農業用品	153.1	189.5	185.4	192.0		
農家計	159.9	199.3	208.0	222.3		

(註) 帝國農會資料より計算、12年平均基準

已むを得ないものがあつたのである。當局は麥類増産を確保する爲めに、十八年の不作の原因たる時付時期の遅延を解消すべく適期播種の徹底に非常な努力を拂つたが、又買入價格も三割以上引上げた。

昭和十七年に米が引上げられてより、年々米麥の値上げが斷行され來つたが、今回の麥價に對する措置は實に思ひ切つたものであつた。第三表にも示される如く、從來主要食糧の買上價格は他の農産物に比し割安であると云はれて來たが最近では最も高値を示してゐる。今回の麥の値上げの如きは、低物價政策なる根本方針と矛盾するは勿論、其他にも種々悪性の副作用が懸念されてゐる。が、併しさうした懸念にも拘らず値上げを斷行せざるを得なかつた責任當局の意中は充分察すべきであらう。

(c) 甘藷、馬鈴薯の重要性

最近補完食糧として頗る重要性を増したものに諸類がある。そして是に關する限りは明るい豫想が可能である。十七年迄の作況は第四表に見る如く大體順調な傾向を示してゐる。十八年の收穫量は目下の處



不明だが、甘藷十七億六千萬貫、馬鈴薯七億八千萬貫を目標とする増産運動は相當に效を奏したやうである。目下の處、甘藷十四億貫、馬鈴薯六億貫見當と見られてゐるが、若し之が事實となれば十九

年の食糧需給は相當に緩和されやう。元來諸類は米や大、小麥と違つて技術的に改善の餘地多く、この面の改良に依り非常な増産が可能である。第四表から計算すると甘藷の平均反當收量の最高は昭和十三年の三百五十八貫であるが、之を七百貫、千貫と引上げるのは決して夢ではない。十八年の例をとつても、岡山縣某所では丸山式栽培法に依り從來の反當四百貫を一躍二千九百貫に引上げた事實がある。將來二十億貫、三十億貫の收穫を上げる事も決して不可能ではない。馬鈴薯にも大體同様の事が云へるが、その十九年度の目標は九億貫とされ甘藷の十九億貫と併せて諸類は合計二十八億貫を目標に増産を行ふ事になつた。

尙ほ今回の甘藷十四億貫は昨年に比し四億貫(約四割)の增收だが、之をカロリーの年から米に比較すると實に三百萬石以上もの增收に相

(四) 諸類作物累年比較

	甘 藷		馬 鈴 薯	
	面積	收穫高	面積	收穫高
	町	千貫	町	千貫
昭和11年	284,894	999,594	153,209	446,714
12年	288,776	1,030,115	171,125	551,170
13年	281,832	1,008,534	161,558	492,816
14年	277,827	933,140	165,879	502,107
15年	275,524	942,512	167,347	438,739
16年	310,842	1,071,269	181,491	524,336
17年	323,344	1,005,618	193,827	524,565

當する。

以上、米麥及び諸類の狀況を紹介したが、大體内地の米消費を八千萬石と見れば、十八年度内地産米と甘藷の代用を含めても猶、二割近い不足である。之が十九年馬鈴薯、麥類及び外地、滿洲に依存すべき部分となるわけだ。

(D) 外地の食糧事情

朝鮮、臺灣が内地への重要な食糧補給者なる事は現在も變りはない。順調な作物を示す時には米だけで約千萬石の移入が可能である。之等外地も内地に即應して年々増産に邁進しつゝある。特に昨今では内外地の連繋が一層緊密となり、昭和十八年内地の第二次増産對策には外地も直ちに相呼應して米麥百六十五萬石、甘藷一億五千萬貫の増産目標を樹立、その實現を圖りつゝある。

外地産米の狀況は前述の如くで全般的に餘り良好とは云はれぬが、臺灣米は先づ一定量の入荷が確實視されてゐる。殘る問題は朝鮮である。元來朝鮮は小麥、雜穀に適する地域多く半島人の主食も主に之等の農産物であつた。従つて米は大體内地向とされるものが多かつたわけだ。

然るに最近の雜穀消費が年々相對的に減少を示しつゝあり、逆に米の消費を増大せしめてゐる。之は農家が内地同様最近好況に恵まれて米食農家が増加した事、工礦業の發達からその地帯の米消費が



増大した事等に起因してゐるが、一説に依るとその増加は年々百萬石を下らぬと云ふ。最近の消費量が何の位に上つたかは不明だが、若し右の傾向が今猶續いてゐるとすれば、十八年程度の作柄では内地移入は大して期待出来ない事となる。

只、この點は十七年の不作に依る經驗を活かす事に依つて相當打開出來さうだ。即ち昭和十七年は平年に比し五百萬石の減收で、このため農家は多く雜穀等の代替食物に歸る傾向が認められたが、内地農村の郷土食獎勵に併行して朝鮮でもこの傾向を助長すれば相當な効果が擧がるであらう。特に十八年度産米は米價が内地並に引上げられ、又食糧管理が實施されたので蒐荷の好轉が豫想され、従つて内地移入も可成り期待されるに至つた。この食糧管理は全鮮一元的な食糧營團を設置して、各道には支部を置き、大體内地に準ずる方法で主要食糧を管理するのである。これで從來の如き道ブロックの弊害も一掃され、順調な出荷を見る事が期待されてゐる。

尙ほ臺灣にも食糧營團が設立され全面的管理を實施したが、外地に於ける之等の施策から今年も可成りの移入米を期待出来る事になつた。

#### (E) 滿洲農業への期待、

併し假令へ外地米が相當量入荷しても猶内地の需給は可成り窮屈だ。この點滿洲への期待は大である。滿洲農業の問題は省略するが、昭和十八年は前年に比し約一割の増産を示した。それにバーター制の收買も上々成績を示してゐると云ふから、内地への大豆、朝鮮への雜穀の輸出は可成り期待出来る。恐らくその量は十八年度を遙かに上廻るであらう。

昭和十九年食糧需給の見通しは以上の如くだが、この程度では少しも樂觀は出來ない。豫想通り行けば問題はないが、その爲めには十九年の春馬鈴薯及麥類の増産を完遂せねばならず、又土地改良を中心とする第二次増産の強行も必要だ。之等の努力を國民が今二、三年續けるならば、滿洲の増産と相俟つて我國の食糧事情も餘程安寧して來ると思ふ。

#### 二、農業行政の單純化

##### (A) 行政の一元化

緊迫せる食糧事情に對應して、諸般の農業行政が強力な機動性を發揮せねばならぬ事は勿論だ。從來の農政機構が兎角不徹底になり勝ちであつた事には色々の原因が考へられるであらうが、最も大きな原因は統制の形式化と煩瑣な分化對立傾向の二點であつた。この前者に就いては、最近頗る改善されつゝある事が諸々の政策を通じて看取されるが、セクト的弊害の除去は却々困難だと見られてゐる。



た。而るに十八年十月農業團體統合が斷行され、又翌十一月よりは行政機構に大改革が行はれて農林省は農商省に改められた。

この改革は、「日滿を通ずる食糧の自給態勢を確立すると共に、國民生活物資の綜合確保を圖り以て戰時國民生活の安定を期す」べく行はれたものである。之に依り從來農林、商工兩省共に管轄して、兎角その運営に圓滑を缺いてゐた農産資材、生必物資等の一元的統制が可能となつた。是が如何に食糧増産に、或は國民生活安定上有效であるかは云ふ迄もあるまい。

(B) 統制機關の整備

農業團體統合の内容に關しては既に再三紹介したから省略するが、中央三本建は十月に成立し、地方の一本建の體制も本輯の出る頃には無論整備されてゐる事と思ふ。目下の處では十八年中に全部出揃ふ豫定である。

かくの如き民間農業團體の一貫體制と相呼應して、農商省關係統制機關の整備統合が斷行された。之は十九年一月中に完了される筈であるが、その主旨は左の如くである。

一、生産配給の關聯性を考慮して、取扱物資を可及的に包括的たらしむる方針で統合を圖る、二、同一業種で統制會社と他の統制機關と併存する場合は能ふ限り兩者を統合、一元化する、三、業務を

他の機關で代行し得るもの或は存存の理由稀薄となつたものは之を廢す、

統制機關の分化濫立に就いては從來より可成り批難の聲があり、農林省でも既に十八年夏から餌料蠶絲、農藥等會社五、組合八、團體七に對して廢合を行ひ、又農機具に關する統合も斷行してゐる。

今回の整備案はこの傾向に一層拍車をかけるわけだが、その計畫では現在の四十九會社が廿九會社に組合五十八が卅八に、其他の團體（任意組合又は協會）廿六が四になる。即ち總體では百卅三が七十一に整理されるが、會社組合の整理は團體整理に比しやゝ不徹底の形だ。

かうした傾向が望ましいものである事は云ふ迄もないが、只その統合が眞に現實の要請に即應し得るか何うかと云ふ技術的な面には相當の問題があると思ふ。特に農業に於ては全農民を會員に有する有力なる農業團體組織が存在するので、之との關係が充分に考慮されねばならぬ。

統制機關と農業團體との間には現在既に事業分野に於ける競合が生じて識者を憂慮させてゐる。例へば農機具、農藥、肥料等がそれで、之等の配給は從來全購販聯（今の全國農業經濟會）が主に扱つてゐたが、現在では統制機關に移されてゐる。この場合懸念されるのは配給が現實の農村の事情に即し得るか何うかと云ふ問題だ。農業團體は農民と最も深い關係を有してゐるから、農村が何を要求してゐるか、又それを如何に指導すべきかと云ふ點に就いては詳細に互つて知識を有してゐる。この知



識を活用するか否かは、合理的な配給を行ふ上に大きな影響を持つて來よう。

尤も農機具の場合の如き、統制會社の行ふ配給は只全國農業經濟會を關與せしめぬだけで、地方の農業會は之を活用するから、右の如き不安は一應解消される様に見える。併し、地方農村を最も詳細且つ総合的に知るものは寧ろ中央機關であると云ふ事と、地方農業團體はその系統機關に依り最もよく運営されると云ふ事の二點に於て、この兩者を切斷する事には依然として不安が残るであらう。孰れにせよ、農業經濟の指導に多年の經驗と知識を有する中央農業機關は充分に活用すべきであり、この意味から統制機關と全國農業經濟會を一體的に運営するとか、或は思ひ切つて中央指導機關を技術經濟の兩面に互つて完全に一本建にしてしまふか、結局は之が一番理想的な形態であらう。統制機關や指導團體等の整備統合は最も微妙な政治的技術を要するもので、輕卒な飛躍を避けて堅實な漸進態勢をとる事が望ましい。この意味から今回の統合案は一應尤もであるが、結局は総合的一貫體制の樹立に迄進むべきものである事は否定出來ぬ。

### 三、林業統制の現状と問題點

林業は從來一般に餘り注目されてゐなかつた。それは林業が生産高に於ては年々相當な數字を示し乍らも、その生産機構の上に經濟問題として採上ぐべき面が少かつたからだ。然るに時局の進展に伴ひ木材の需給逼迫が現はれて來、特に昭和十七年後半から一般民需用材の著減傾向が生じたため、漸く一般の注目を惹くやうになつて來た。そして今や木材は戦争遂行上重要不可缺の資源としてその増産に非常な力が注がれるに至つた。

#### (A) 消費内容の變遷

前述の如く一般民需用材の減少したのは十七年秋からであつた。是は時局關係の消費量激増に依るもので、それ迄は年々一億石を超える産額の内約七、八割は民間消費であつた。之が今日逆になつたわけで木材そのものゝ生産は寧ろ増加してゐるのだが、それ以上に戦時消費が増大したのだ。

時局關係消費の大なる事は、例へば昭和十七年内地の用途別消費割合を見ると次の如くである。即ち特需關係及び物動材(例へば坑木、造船用材、車輛用材等)が全消費量の六〇%を占め、其の他の重要用途材(例へば住宅營團の建築材、金屬回收に伴ふ代用木材、農業用材、生擴工場用材等)が一〇%で合計約七割が時局關係に消費されてゐる。一般民需用材は三〇%にすぎず、之はその需要量の四割を充たすのみである、而かもこの傾向は其後益々強くなり、十八年春よりの木造船の大増産計畫、秋よりの木製航空機の大増産等を中心に完全に重要産業たるの容相を呈するに至つた。







併し如何に大増伐を行ふにしても勞力、資材に限度があるので一朝一夕に九對一の生産比率を變化さす事は出来ない。この點矢張り民有林よりの木材増産は重要である。然るに前述の立木買付の困難性が之を相當に阻んでゐる。その一つの理由は價格の點にあつた。即ち統制が強化され公價が設定されるに及んで、立木價格が可成り安くなつたのだ。それに伐採地が次第に奥山に移行するに従ひ勞賃運賃等が高むが、立木價格が普通發驛價格より伐採、造林、運搬の費用を差引いたものであるため、相對的に立木價格が低下して行く。この點に尙いては十八年九月に公價を一四%乃至二三%引上げて一應の解決を見た。併しかゝる單なる引上げ等は早晚その効果を失ふ事を注意せねばならぬ。

買付困難第二の理由は民有林所有者の質の問題となる。第六表は民有林の規模別所有關係の統計でやゝ古い數字であるが、大體の傾向は今も變りあるまい。

先づ所有者數では五町歩以下の者が全體の九四%を、面積にして四〇%を占めてゐる。二十町歩以下の者迄加へると夫々九九%、六六%となる。立木買付困難の問題は主に之等小規模所有者にあるのだ。そして之等小規模所有者の大部分は農業者である。彼等にとつてその所有林野は多く世襲財産であり、さうでなくても經營的立場を離れて所有するものが多い。

つまり彼等には立木を賣らねばならぬ理由がないのである。併し私有林野の過半を占める彼等の林

野をそのまま放置する事は何うしても出来ぬから、十八年春の供木運動に引續き、その供木方を大いに督勵してゐるわけである。

木材増産第二の障害たる勞力、資材の不足は木材が全面的に物動に組入れられた今日でも却々解決困難だ。特に勞力に於ては、從來その少なからざる部分が農民の季節的餘剩勞力に頼つて來た關係上、何うしても農業勞働配分に伴ふ季節變動を避け難く、従つて緊急増産に間に合はぬ事がある。又素材生産勞働者が從來勞務調整令に依る管理を受けず自由に移動してゐたため、現在數が平時のそれより大分減少してゐる事も問題だ。勞力問題に於けるこの二點を如何に解決するかは木材産業の將來に大きな影響を與へるものとして注目を集めてゐる。

増産障碍の第三は奥山伐採の困難だ。昭和十八年より國有林は從來の二倍半の大増伐を開始したが、この傾向は其後益々強化されつゝある。この場合、伐採場が奥山であるために林道開發が大きな問題となつて來た。特に最近航空機材の需要が激増して、「ぶな」「かば」等の

(六) 内地私有林野の所有關係

	面積		所有者數	
	實數(町)	比率(%)	實數(人)	比率(%)
50町以上	2,224,637	21	13,265	0
50町—20町	1,321,390	13	37,287	1
20町—5町	2,655,988	26	220,391	5
5町—1町	2,557,004	25	824,672	19
1町以下	1,610,122	15	3,223,976	75
合計	10,369,141	100	4,319,591	100

(註) 昭和6年度統計。寺社有地を含む。



潤葉樹が頗に重要性を加へて來た。處が之等は奥山の最も深い地帯にあるので之を如何にして搬出するか大きな問題となつて來るのである。日本社では素材生産及び輸送業者に資金的援助を與へる事を決定した様であるが、林道開發には相當思ひ切つた策が必要とならう。

最後は輸送の問題だ。生産地の滞貨を如何にして一掃するかと云ふ點に就いては、鐵道輸送にも限度があるので場所に依つては海洋筏の採用が考へられてゐた。そして今回、日本社、北海道地木社等が參加して日本海洋筏會社が設立されたが、その關係者が木材問題に深い經驗を有する木材會社だけに、相當な成績を擧げるであらうと期待されてゐる。

以上甚だ雜駁乍ら林業問題を概述し、増産の障礙點を幾つか掲げた。之等の諸障礙の中、資材の問題、輸送の問題等はその解決が外部の條件に依り左右され勝ちだが、勞力問題、立木買付の問題は農民に深い關係を有するものとして注目される。立木買付の問題に就いては、森林組合に地方木社へ投資させ兩者の關係を密接ならしめる事に依り圓滿解決を期してゐる。併し森林組合自體がまだ零細な林野所有者を全部網羅してゐず、又組合が所有者に對して強い指導力を持たぬため所有者の供木督勵や植林指導にやゝ不徹底な憾みがある様だ。特に組合が農家の指導機關たる系統農業會と關係が稀薄なるため、勞力問題の解決等には殆ど貢獻出來ぬ状態にある。此等は充分考慮の餘地があらう。

## 第五節 勞務對策の推進と諸問題

決戦段階の勞務對策は十八年一月二十日の閣議に於て決定された生産増強緊急勞務對策要綱に逆るものであるが、然しこの時も猶ほ大東亞戰緒戰の大戦果を確保しつゝ長期建設戰を豫想し、勞働立法も之れに備へて全面的體系整備が要求され、勤勞理念の立法化が論議の中心を成したのである。そのため勤勞根本法の制定が不可缺のものなるが如き印象を與へ、この要綱の實施には幾多の問題を孕んでゐた。

然し、ガタルカナルの轉進、更にアツツ島の玉碎と戦局が苛烈を極めるに及んでは、最早や合理的全體經濟の整備に足踏みを揃へる等の理想論は、現實の要求から遙かに遊離した觀念論に惰せざるを得なくなつた。そこで右の如き論議とはかゝはりなく、最も現實即應の國民動員の徹底的實施が餘儀なくされるに至つた。即ち勞務配置の爲めには、男子の職種制限、企業整備や官廳、その他生産第一二線部面の整理による勞務者の供出、女子の挺身、學生々徒の勤勞動員が行はれ、これがためには徵用のみならず、勤勞協力や勞務調整に於いても強權的措施がなされ、就業に於ける年齢の制限も著し



く緩和されると共に就業時間も二十四時間制が採り上げらるゝ等、總ての對策は直接第一線の戦闘に呼應することになつたのである。

### 一、決戦即應の勞務立法の實施

一月二十日の閣議で決定された生産増強諸緊急勞務對策要綱以後の所謂現實即應の應急的諸措置たる勞務關係諸法規を以下簡単に纏めてその動きを示さう。先づ五月三日の閣議に於て可決した國民動員實施計畫が擧げられる。而してこれが強力且つ徹底的實現のためには、直接効果のある立法が要求されることも當然の勢ひであつた。即ち迅速に而も的確な實踐のために採られた法制的措置としては五月二十四日總動員審議會で可決答申された勞務關係六勅令の改廢と、六月二十五日の閣議で決定せられた統制會に對する勤勞行政職權委讓等に関する勅令の制定とがある。前者の中には勞務配置に關するものとして、國民徵用令中改正、國民勤勞報告協力令中改正、勞務調整令中改正、船員職業能力申告令中改正、後者には從業統制に關して賃金統制令中改正、工場就業時間制限令廢止等を含み、なほ工場就業時間制限令廢止との關聯として、戰時行政特例に基づく工場戰時特例及びその關係法規並びに鑛夫就業扶助規則特例が制定されたことである。次に統制會に對する勤勞行政職權委讓勅令は鐵

網、石炭、鑛山、造船、輕金屬の所謂五大重點産業の各統制會の學校卒業生使用制限令、勞務調整令賃金統制令、工場事業場技能者養成令等に關する職權を委讓した。これらの諸法規が、九月二十二日に發表された『國內態勢強化方策』の實施に當り、その全機能を發揮することゝなつたのである。

#### (A) 勞務調整令の發動

就中、最も劃期的な舉措としては、九月二十三日勞務調整令發動に基づく男子從業禁止の第一次指定として別表の如き十七職種を決定し、更に國民勤勞協力令に基づく女子勤勞挺身隊を基幹とする『女子勤勞動員促進に關する件』を發動した。

周知の如く、戰局進展の推移に従ひ航空機を中心とする軍需生産の躍進的増産を確保するために必要なる勤勞要員の充足は如何なる困難を克服しても急速且つ絶対に實現するを要する。而して之がために政府は從來も種々の對策を施して來たのであるが、併し乍ら決戦段階に突入したる今日は、最早これのみによつては増大する勞務要員を確保するには未だ満足な線に達し得なかつたのである。他面從來農村方面が重工業の重要な勞務給源になつてゐたが、この方面よりの動員力にも限度があると共に、當面の緊急要請として食糧の自給自足體制の確立と云ふ重大責任が新に農村に課せられたのである。従つて男子に就いては勿論女子に就いても、今後農村より工場方面への動員にさ程大なる期待



を寄せることは困難となつて來た。そこで今後は勤勞要員動員の主要目標は勢ひ都市方面に向はざるを得なくなつた。斯の如き事情から新に對策が講ぜられ、先づ第一に未だ戰時下の男子に不釣り合ひの職種に従事する青壯年を戰爭と直接に關聯ある産業部門に動員するの方途が決定せられるに至つたのである。

禁止職業種名 (括弧内は就業禁止期日)

- ▼事務補助者 一般事務の補助をなす者にして主として左の各號の一に該當する業務に従事するもの
  - (一) 文書の受附、發送、仕譯
  - (二) 文書、カード、圖面、圖書、資料その他これに類するものの分類整理、出納
  - (三) 所定の方法形式による傳票、カード、帳簿等の記載
  - (四) 所定の方法形式による傳票、帳簿、諸計表等の集計または計算
  - (六) 傳票、證票、カード、乗車券、諸計表その他これに類するものの照合検査
  - (七) 所定の方法形式による證票、案内書、通知書、請求書、報告書、諸計表等の記載 (昭和十九年三月十五日)
- ▼現金出納係 現金出納器により主として現金の計算出納の業務に従事する者 (昭和十九年一月十五日)
- ▼小使、給仕、受附係 官公署、工場、會社、銀行、學校、病院、事務所等において書類の運搬、受附、掃除その他の雜務に従事する者 (昭和十九年一月十五日)
- ▼物品販賣業の店員賣子 賣店賣場において客に接し主として商品を販賣する業務に従事する者 (昭和十九年一月十五日)
- ▼行商、呼賣 行商、呼賣の業務に従事する者 (昭和十九年一月十五日)

- ▼外交員、註文取 保險、銀行、商店等の外交または註文取の業務に従事する者 (昭和十九年三月十五日)
  - ▼集金人 代金、料金、會費等の集金事務に従事する者 (昭和十九年三月十五日)
  - ▼電話交換手 電話交換の業務に従事する者 (昭和十九年一月十五日)
  - ▼出改札係 常時乗車券、入場券その他切符類の販賣またはこれが改改の業務に主として従事する者、但し常時荷扱、電信または運轉の業務を併せ行ふ者を除く (昭和十九年三月十五日)
  - ▼車掌 電車及乗合自動車の車掌、但し荷扱車掌及高速電車の後部車掌を除く (昭和十九年五月十五日)
  - ▼踏切手 鐵道軌道における踏切の看守、但し市街地における交通頻繁なる踏切の看守を除く (昭和十九年五月十五日)
  - ▼昇降機運轉係 建築物中に備附けられたる昇降機にして専ら人の昇降の用に供せらるるもの、運轉の業務に従事する者 (昭和十九年一月十五日)
  - ▼番頭、客引 旅館、料理店、飲食店、貸席業等において客の接待、客引その他の雜務に従事する者 (昭和十九年一月十五日)
  - ▼料理人 旅館、料理店、飲食店、工場、會社、病院等において飲食料品、嗜好品等の調理料理の業務に従事する者 (昭和十九年三月十五日)
  - ▼理髮師、髮結美容師 男女の理髮、髮結、美容の業務に従事する者 (昭和十九年三月十五日)
  - ▼携帶品預り係、案内係、下足番 百貨店、劇場、料理店等における携帶品預り係、案内係、下足番 (昭和十九年一月十五日)
- 右の職種に従事する場合と雖も海上勤務者はこれを除く



## (B) 女子勤勞動員の促進

一方女子勤勞動員に就いても、以上の如き勤勞需給が窮窟となるに及んで、最近女子徴用が各方面から提唱された。然るに政府は吾國の家族制度及び女子の特性に鑑み、勤勞に法的強制手段の採用を避けて、女子の自發的就業に俟つこととしてゐた。併し『爾今一切の女子遊休勤勞力の解消を期する方針の下に、諸官廳、銀行會社及び個人企業を通じ事務補助者、現金出納係、小使、給仕、受付係、店員賣子、外交員、注文取、集金人、電話交換手、車掌其他苟も女子を以て代替し得べき職種の雇入使用、就職を禁止するのであるから、これらの職業に於いて自然女子を雇い入るゝ外ない。従つて女子勤勞は大いに促進されることとなつたのである。が更に注問すべきは、政府が女子勤勞動員を單に男子就業禁止のため已むを得ず實施するのではなく、進んで航空機關係、軍並に作業廳に進出することを希望してゐることである。即ち女子勤勞報國隊と女子勤勞挺身隊を自主的に組織せしめて女子勤勞の一大基幹を形成すると共に、家庭婦人に對しても能ふ限り家庭以外の勤勞を期待する等、女子勤勞力をもこの祖國危急重大の秋に挺身國難につかせ、銃後の總國民戰鬥配置の一翼を擔はせしめることになつたのである。

## (C) 女子勤勞挺身隊の組織

次に、女子勤勞報國隊と同勤勞挺身隊の對象及組織はどんなものであるかである。先づその對象は十四歳以上の未婚女子にして未だ勤勞に従事してゐない者及び企業整備に伴ひ職を離れることを豫測される女子である。併しこの範圍に屬する國民學校修了者及び企業整備に伴ふ離職女子については、前者の大部分は既に就業して居り、後者は企業整備に伴ふ從業者措置要綱によつて方針は決定してゐる關係上、今回の女子勤勞動員の重點は勢ひ女子中等學校(各種學校を含む)以上の卒業者にして家庭に在る若い女性に置かれることになる譯である。この中には近く閉鎖せられるべき不要不急學校在學女子も合れること勿論である。

次に組織に就いては、その對象が斯くの如く職を勤勞に求むるの必要を感ぜざる女子を多量に勤勞戰線に配置するには、女性の特性、風習に鑑み、その微妙なる心理を把握尊重して、相伴ひて勤勞に挺身するに最も容易なる方法を講ずることとした。即ち女子勤勞報國隊と同挺身隊がそれであるが、これが相異點を見るならば、第一は前者は出勤期間が一、二ヶ月の極めて短期間なるに對し、後者は原則として一ケ年乃至二ケ年の長期間であること。第二は前者は今後有業の女子或は何らかの已むなき事情で挺身隊に参加出来ない女子を以て構成するのであるが、後者は無業の一般女子殊に十四歳より廿五歳迄の未婚青少年女子をその主なる對象として組織せられると云ふことである。而して挺身隊



組織の技術上のことに就いても、女性の心理的特性と中等學校以上の卒業者が主たる對象となる事實を考慮される。例へば出身學校單位毎に同窓會等が中心になつて組織せられるとか、或は今回學年短縮に依つて五年制が四年制になることも利用して、卒業と同時に一ケ年乃至二ケ年間を在學當時の學級そのままの組織で名稱だけを挺身隊に換へるとかにする。そして又、地域的組織、女子青少年團その他特殊の集團に依る組織に當りても、從來の習慣因襲に基づく諸困難を克服するために、大政翼賛會を始め傘下諸團體、公共團體、町内會、隣組等多くの團體の組織的且つ強力なる側面的援助として啓蒙運動その他に於いて大いなる期待がかけられてゐる。それから動員場所の決定についても環境、事業場内部の事情、交通關係、宿舍等種々検討して些かの不安も禍根もなきやうに努め、眞に義勇奉公國に殉ずるの意氣に燃えたぎらせ、女子と雖も銃を擔いで戰場に赴かんの氣概を遺憾なく發揮せしめるべく盡くされてゐる。

## 二、勤勞報國隊の擴充と官廳等人員縮減

### (A) 學生々徒勤勞報國隊

勤勞報國隊は企業整備、徵用範圍の擴大、男子就業禁止、女子勤勞動員等一聯の措置に依つて、勞務給源は一應底を拂つた如く見受けられる。併しこれを更に徹底させるため以上の措置の範圍外に屬するもの、即ち企業整備後に於いて殘された商業部門に従事するもの、徵用範圍外に在る大工、左官小運送業、植木屋庭師や、農村漁村の如き季節勞働力の活用等をも狙つてはゐる。然し、何んと言つてもこの勤勞給源の擴充に一大基幹となるものは矢張り學生々徒の勤勞である。

今回の國內態勢強化の中、學生生徒の畫期的動員によつて、一般適齡に達した學生の徵集猶餘停止を以て第一線の戦力を増強すると共に、理工科系の入營延期、未だ適齡に達しない學生及び徵兵に不合格となつた學生、中等學校(各實業學校を含む)生徒、國民學校四年生以上等をそれ〴〵適所に、例へば工科の學生生徒は直接兵器其他軍需工場に、農科、土木の學生々徒は農村、土木工事場の指導に其他一般學生生徒は農繁期の勤勞、防空要務其他孰れも原則として一年の三分の一は勤勞部面に働くことになつてゐる。

九月二十二日小泉厚生大臣はこの學徒勤勞動員に關し左の如き談話を發表した。

『今回厚生省が發表した女子挺身隊組織と同様の長期勤勞組織は學徒だけといふ隊組織による長期勤勞組織が現段階に於いて最も相應しいのではないかと考える。たとへば早稻田の學生は早稻田の學生だけの學生挺身隊といふやうな組織をつくつて一年乃至二年の長期勤勞に従事せしめ、指導者として教授も一緒に出勤させて、角帽を冠つたまま文字通り勤勞と學業上の一體化を實現し、今日一日で果すべき仕事の分量を決め、それを四時間か



六時間で仕上げた場合にも大體一日の標準時間十二時間分の給與を與へる位のこととしてはよいと思ふ。そして時期が來たら現場でそのまゝ卒業を認めるとか、一時休學するとか方法は幾らもあらう』

この厚相の談話にも伺はれる通り、一、二年のぶつ通しの勤勞をして時期が來たら現場で卒業を認めることや、休學も敢へて辭さないといふが如き如何に學徒勤勞動員が積極的であり、又絶大なる期待が掛けられてゐるかゞ知られる。そしてこの勤勞報國隊の運用について見るならば、以上各種の勤勞隊はこの十八年度に入つてから、その出勤延人員が既に數千萬に及んでゐるが、厚生省ではこの度全國を一括して総合的動員計畫を樹立したのである。

尙ほ工場、鑛山、事業場等其他勤勞隊の受入側需要と各地の出勤可能人員並に從來の出勤の實績を睨み合せて、都道府縣相互間に於ける勤勞報國隊の出勤は臨時緊急のものを除いた外は、凡べて厚生省の勤勞報國隊活用計畫に基づいて遂次實施することになつてゐる。今回の計畫に依れば今後は大體數萬名の報國隊員が常時出勤して生産増強に挺身することになるのであるが、各地方廳ではこの計劃に則り具體的に出勤する報國隊を決定し、漸次出勤令書を發する一方、需要先の地方廳では勤勞報國隊に對する勤勞管理を出来るだけ理想的ならしめるため、受入側關係者に對しては活用上の諸對策を練らしめる等管理の徹底を期することになつてゐる。

#### (B) 官廳その他の人員縮減

『一億國民悉くが總員戰鬪配置に就き官民を擧げて不屈不撓軍需生産の急速増強を圖る』即ち必勝態勢の徹底的強化の一環として、政府は先づ行政運営の決戦化方策に農商省・軍需省、運輸通信省の設置を始め、行政機構の整備を行ひ、官廳事務の刷新を圖ることとした。これに伴ふ官廳人員を十一月十六日まで、前後四回に亘り七萬五千二百五十一名（中央各廳及朝鮮、臺灣兩總督府中央部の定員八十四萬九千百卅三名が七十萬三千八百八十二名に減ぜらる）を縮減して以て生産第一線に送り込む等率先その範を示した。他方各種統制機關ならびに統制會等生産第二線部面に對しても徹底的整理を行はせしめ、その業務及び事務については、官廳に準じ徹底的刷新を斷行してその人員を縮減せしめたのである。

この政府の意圖に呼應して翼賛會も既にその機構を整理して百三十餘名の辭職者を出し、産業報國會また四十歳未満（全職員の一割）の男子は特殊の者を除いて全て産報職員を辭し生産線現場に就職し直接戦力増強に挺身することになつた。

### 三、國民動員後援對策の強化



企業整備に依る轉換勞務者の轉進を圓滑ならしめるため、去る六月二十二日から被徵用者をして二ヶ月間就勞事前訓練を國費を以て全國一齊に行ふ一方、生活援護措置として収入の面から、轉業者の従前の収入の減收を避けしめるために引受工場を指導すると共に、同じく國費を以て産報乃至商報を通じ従前の職から轉進就勞するまで一定期間一人一ヶ月平均男子四十五圓、女子三十圓が支給される。また轉換完了者にして生活困難なる者に對しても一定期間一人一ヶ月平均三十圓、女二十圓が支給されることになつた。この事は前輯にも若干觸れておいたが、以上は主として企業整備に基づく轉換勞務者を對象とした措置であつた。

然るに、今回の十七職種禁止令に基づく轉換者や女子動員に對する援護は、生活に困難なる者に對しては以上の對策に準じてなされること勿論である。が、然し今回のものは右の生活援護とは趣を異にするものである。と云ふのは生活難と云ふより、専ら長年從事して居つた職業より離れるに忍び得ざる情や、未経験の新しい職に就く前の不安感に對する士氣昂揚とか、女子動員に對しては我國の女性の心理的特性の心理特性、因襲習慣上の特殊事情を克服するための援護であることが、その特徴であらう。

九月二十三日國民援護會では、應徵戰士に全國民の激勵と援護を送つて奮氣を促すための施策を決定し、同會理事長から都道府縣支部長宛にその決定事項の通牒を發する等、それは將に軍人援護と相並んで二大國民運動と化したのである。

他方女子動員援護對策としては、女子職業輔導施設の擴充、即ち従前の女子事務員輔導所卅ヶ所、製圖工廿九ヶ所、機械工二ヶ所を新に事務員輔導所廿一ヶ所、機械工廿ヶ所、製圖工十ヶ所、板金工六ヶ所、化學分析工三ヶ所、計六十六ヶ所の女子のみを收容する職業輔導所を設置することになつた。又女子を多數受入れる工場事業場の勤勞管理擔當責任者の鍊成講習會を全國主要都府縣で行ひ、女子勤勞の特性、女子の勤勞管理、配置等の熱意と方策を援護すると共に、現場の女子指導は矢張り女子の指導員によるべきとなし、適格者を各工場から集め全國で卅回位の女子現場指導員養成會を開催、女子指導者たるの心構へ、指導法の鍊成を施すこと。それから今までも既に少年工のお母さん代りとして生活指導に數々の実績をあげてゐる寮母制度が今度の大量の女子動員に際して、直接國家の手でよき寮母さんを養成しどしどし重要工場に送り、とかく荒み勝ちな工場の寄宿生活に家庭的な明るさと健全さを注入しようとして、日婦、各種宗教團體、女學校の同窓會、軍人遺家族らに呼びかけまづ二十五歳以上の教養ある婦人五千名を全国的に募集し、十一月早々から各府縣毎に寮母養成講習會を開き（東京都は七百五十名募集）約二十日間に亘り、寮母として必要な知識や技能を授けて各工



場の寄宿舎に配置、女子挺身隊員や一般女子工員の職場の優しいお母さん代りとしてその正しい生活指導に、挺身せしめることになつたこと、等が挙げられる。

#### 四、勞務運營の効率化對策

斯くて一億國民は未曾有の國難に直面して、階級の貧富貴賤を問はず男も女も、老いも若きも働きて得るものはすべて戦線からずんば直接戦力増強の勤勞部門かに挺身するの國家至上命令を奉戴して戰團配置に就いたのである。

近代戦が生産と技術の戦ひであること論を俟たない。が、然し戦に勝つものは必ず強大なる國であると云ふのはアングロサクソンの考え方である。一匹の青大将でも悪童のなぶり殺ししたら仲々殺せるものではないが、巨象の如きものであつても外科醫的なメスによつては易々に參らせられる。米英如何に巨體なりと言へ、正に斯くの如き方法によるならば必ずしも恐るゝに足らずである。

従つて今日の一億戰團配置の運營こそは米、英に最後の止めを刺すか否かの死命がかけられてゐる。斯る觀點からするならば我國の産業界に於ける今日までの勞務、資材兩面の效率的活用については必らずしも満足し得るものとは言へない、兎角勞務と資材が比較的自自由豊富に恵まれてゐる巨大企

業内の能率が小規模企業に比し必らずしもよくないといふことがその證左である。

九月中旬精密機械統制會で工作機械の生産効率を調査したところ各企業の年總生産額〇%以上が一機種の生産額をもつて占める場合はその企業を單機種企業とし、然らざるものを多機種企業として工員一人當りの年生産を見ると單機種企業の指數一〇三、多機種企業九三となつて單機種企業が遙かに高能率を示してをり、これを企業規格の大、中、小に従つて見ると大企業の指數八二、中企業七八、小企業一一九で許可、準許可會社の大部分を包含する大企業が平均より遙かに低位にある、又單機種、多機種を一括して生産量に依つて見ると大企業の指數七六、中企業七七、小企業一〇六となつて企業規模の小なるもの程效率が高くなつてゐる。かゝる傾向は強ち工作機械のみに限らず到る處に散見せられるのである。

十月十一日東洋經濟新報社座談會席上綿スフ統制會理事長本位田博士の談を借りれば『數年前に電力が非常に枯渴して困つた。ところが、あの時遞信省の調べに依ると、各工場の動力の使ひ方が非常に能率的になつて來た。これを期として日本の電力の使ひ方が非常に能率的になつて來た。經濟界はやつぱりさう云ふ一つの缺乏がないと、能率的に使ふ氣持が起つて來ない。ですから若し勞働力が非常にこの際多く要ると云ふことがあつても、或程度不自由さして見たらどうか。勞働配置の方から言



つてもそれ位に考慮して見たらどうだ』と云ふ如くこの問題は各方面の論議の集點となつたのである。而してこの勞務運営の効率向上について前五十四輯までの動向は國民勞務再編成の對象が平和産業とか中小商工業から重點産業部面に移行してその企業系列の調整、生産機構の刷新に置かれ、これによつて彼の幾多の大紡績工場が軍需轉換を行ひ、その遊休勞働力の集團利用に大なる貢獻をしてゐることは既に周知の如くである。

#### (A) 軍需省設置と企業集團制

茲に新しい傾向としては今回の國內決戰態勢確立方策に基づき、重要軍需品の飛躍的増産を目指して軍需省を設置し、更にその下部機構であり且つ直接生産増強に當る重大任務を有する軍需會社を設立して、軍官發注の一元化及企業の國家性を明白に經營上に反映せしめ生産責任體制を確立し、軍官生産管理、生産行政を一元化、原材料、勞務、設備、資金等の管理を強力に行ふと言はれることも一つの傾向である。殊にこの中、今後厚生省は勞務の配置、動員關係は従前通り司るが、軍需會社に關する限り勤勞管理、賃金、會社經理統制令等が軍需省の所管に移ると云ふことは見逃されぬ新しい傾向である。

また以上の施策の實踐を更に強力に推進させる一方策として、企業集團制が重工業部門に於いて重視せられることになつた。即ち燒玉エンジンには既に自發的に企業集團制が行はれてゐるが、今回政府が先づ航空機用工作機械部門に實現を計ることとした。これによつて資材、勞務の能率的運營を計り軍需生産の飛躍的増産を狙ひとしてゐること言ふまでもない。

#### (B) 二十四時間制の實踐と難點

更に七月中旬第四回中央協力會議に提唱された二十四時間制についても、産業各部門に於いて二交替か三交替制かが眞劍に採り上げられてゐる。即ち各企業の種類と性質、交通、住宅設備等より來る制約に依つて、その實踐に當つては技術上の問題は伴ふのであるが、然し兎も角も鐵鋼部門の如きは既に従來の二交替制を三交替制に改めて可成りの能率を擧げてゐると傳へられる。また航空機關係とか造船部門に於いてもその實行について具體策が進んでゐるやうである。が、然し又他方二十四時間勤務制の實施に當りては、諸種の難點の存することも否定出來ない。このことに關しては、日本製鐵の鈴木勞務課長の東洋經濟新報誌上談は注目されねばならない。

『二十四時間就勞制が航空機關係に對して可成り強く提唱されてゐますが、今迄の社會制度その他から見ても、足が無くなつてゐる。例へば、住宅關係にしても、交通關係から見ても、工場の方は何時におはりにしたと云つても、住宅が遠い所にありますから、交通機關の方をやはり同様に動員しない限りは二十四時間制を斷行出來ない。それから食事の問題にしても同様でありまして、私共の方でもその例がありますけれ



ども、夜間就業して晝間寝て居る者は安眠度が薄くなつて居ります。熟睡不可能の状態でありまして、その爲めに十二時になるとやはり食事を攝る場合もあり、結局この連中は四回食事を攝らないと、一日食べた様な氣がしないと云ふので、今の状態から云ふと不可能に陥つて居ります。ですから二十四時間の就業と云ふことを今後勵行させるならば、物資配給その他凡ゆる點で考慮しないと、相當行詰るのではないか今差當つての勞務動員と勞務管理と云ふのは、此處まで問題が來て居るやうに思ふのであります」

以上の如く今回の國內態勢強化と共に發動を見た、男子の就業禁止、女子動員、學生々徒の勤勞動員、徴用の擴大等、其他諸勞務對策は孰れも苛烈なる現戦局の推移に即應した應急臨時的な性格を明確に露呈して來たことを確認せねばならない。このやうに、勞務動員が軍事動員と並行して徹底的に行はれて來る結果は、勞働能率の増進と勞働力の持久保持が極めて困難な條件の下に置かれると云ふことも論を俟たない。と云ふのは、斯る場合は必然的現象として肉體的にも、技能的にも劣質な青少年、女子、高年者に多くを依存せざるを得ないからである。更に、困難なる條件はこれのみに止るものではなく他の複作用が併發して來ると云ふとも見逃せない。例へば現存生産設備の完全な利用のためには現に鐵鋼部門に於いては既に實行され、應ては航空機關係とか造船部門にも及ぼんとする二十四時間制も凡ゆる困難を克服し乍らも採用を餘儀なくせられること、また「時」と云ふ決定的な要素が新に加えられ、これがためには少し先きのことは姑く措いても、先づ今日の課題を無理押しにても

解決しなければならぬ。このやうなまろ／＼の事情が特に勞働力持久保全に及ぼす影響に對して、對策を講ずることを怠つてはならない。今後の勞務對策の中心課題は寧ろこの點にあると言つてよからう。

## 第五節 出動態勢成る社會情勢

### 一、出陣學徒と戦時非常教育對策

九月廿一日閣議に於て決定を見た國內體勢強化方策は、強力な對敵攻勢の一大飛躍である。従つてこれが社會に投じた反響も極めて大にして、學徒の出陣を始め、人口疎開問題、防空法の改正等々、どれ一として劃期的ならざるものはない。今や日本社會が、大東亞戰爭完遂を目指して總立ちの態勢となつたとも言ひ得よう。米英を撃滅する爲に一人の遊休者の存在も許されず、文字通り一億總蹶起が要望されて居るのである。

(A) 學徒に出陣の命下る



斯る國家的、世界史的要請に應へるため、十月二日勅令を以て學生の徵集延期を全面的に停止する。「在學徵集延期臨時特例」が公布即日施行された。この命の來るのを待望して居た青年學徒の熱と意氣が、日本全土を、東亞の天地を蔽ふて居る。從來兎角悪い評判の對照にされて居た學徒が、今や身を以て國家の干城たらんとして居る。學徒も又よく時局を認識し、祖國の爲にすべてを捧げて「かへりみはせじ」の一念に徹したとでも云ふか、清純な彼等の行爲が如何に多くの人々に尊い教訓と反省を與へた事か。國家の品位も彼等の美しき行爲によつて高められる處があつた。

秋深い十月廿一日出で征く若き學徒に國家が餞けすべく、文部省及び學校報國團本部が主催となり想ひ出多い神宮外苑競技場に於て歴史的な出陣學徒壯行會が舉行された。

都下並に神奈川、千葉、埼玉の大學、高專、師範學校七十七校の出陣學校と、同じく女子専門、男女中等學校生徒等送別學徒百七校七萬餘名を加へ、いとも嚴肅莊重のうちに式典が進められた。東條首相、岡部文相の壯行の辭、在校學徒代表の餞けの言葉に應へて出陣學徒が烈々たる決意を吐露し、「生等もとより生還を期せず在學生諸兄、又遠からず出陣の曉は、屍を乗りこえ乗り趣え、邁往敢闘、もつて大東亞戰爭を完遂し」と絶叫する。其の威容、迫力は一億國民の血を湧きたゞせるに充分なものであつたことは我々の記憶に新しい。

こゝに於て適齡以上の全學徒が、愈々十月二十五日から十一月五日迄の間に行はれる検査の結果、體格等位の甲種及び乙種は勿論、丙種でも現に開放性結核患者或は傳染病を除いたものが全員十二月一日入營するのである。而して入營したものの大部分が二ヶ月位の後に幹部候補生に採用され、更に二ヶ月後甲種幹部候補生に進み、入營後一年數ヶ月にして將校となる。

斯る事は單に日本のみに止まらず、交戰國各國に見られる所の現象である。特に盟邦獨逸に於ては、より切實な、緊迫せる情景を呈して居る。即ち一九三九年九月、對ポーランド進撃が開始されるや、直に全獨逸の大學が閉鎖された。が併し作戰の順調なる進行と共に緩和され、其の冬から翌四十年にかけて大學は殆んど全部再開せられ學園は再び平時に復した。併しながら戰時下の學校が平時のそれと同じであり得る筈がない。即ち學制改革、年限短縮が行はれ、又最高學年生にして兵役又は勞働奉仕に召集される時は、特別試験なしに卒業が認められる様な措置がとられる等、幾多の對策が講ぜられて居る。

尙敵國米に於ても學徒の勤勞動員、軍事教練が強化され、大學、専門學校は擧つて大量的兵員幹部の養成機關と化しつゝある。就中航空志願の學生に對しては徵集猶豫が實施せられ、航空要員の獲得に狂奔して居り、現在第一線航空要員の大部が學生出身者によつて占められて居る。



## (B) 鮮臺學徒にも特別志願兵制度

尙これは朝鮮、臺灣の學徒に對しても内地人同様、直に徵集される機會が與へられた。即ち陸軍では此等朝鮮、臺灣の學徒に對しても特別志願兵、更に進んで幹部候補生となる道を開くため、十月十日附官報を以て、昭和十八年度陸軍特別志願兵臨時採用規則に關する省令を公布した。

新規則により採用される特別志願資格は、朝鮮、臺灣同胞にして現在徵兵適齡を過ぎて居るもの、又は適齡のものにして従來在學徵集延期を許されてゐた大學、高專程度の學校に現に在學するもの（但し醫、理、工學部並に、醫工に關する學課を教授する専門學校、文理大、高師、師範學校在學者を除く）である。この特別志願兵を志願するものは、願書に學歷一覽表を添へ學校所在地の所管軍司令官に提出すると共に、配屬將校の居る學校では配屬將校が本人の考科表を作り軍司令官に提出する。尙入營後の取扱に就ては、所定の教練檢定合格者はほゞ同時期頃入隊する本年度一般徵兵検査をうけて入隊する内地人の幹部候補生の資格者と同様に取扱はれる事になつて居る。鮮臺學徒に對する斯る措置は先に政府が中央官廳に對し半島出身者を多數採用する事に決した事どもと思ひ合す時、半島同胞又感なきを得まい。

## (C) 教育に關する戰時非常方策成る

國內態勢強化方策の決定を見た後、教育方面に關する具體化の問題が種々協議せられてゐたが、漸く十月十二日教育に關する戰時非常方策が閣議に於て正式に決定を見た。而してこれの方針は、現時局に對處する國內態勢強化方策の一環として學校教育に關する戰時非常措置を講じ、施策の目標を悠久なる國運の發展と考へつゝ當面の戰爭遂行力の増強を圖るの一事に集中するものである。そしてこれの措置は學校教育の全般に亘り、決戦下に對處すべき行學一體の本義に徹し、教育内容の徹底的刷新と能率化を圖り國防訓練の強化、勤勞動員の積極且つ徹底的實施のため學校に關し左の措置を講ずるものである。

- ① 國民學校 義務教育八年制の實施は當分の間之を延期す
- ② 青年學校 工場事業場に於いて生産に従事する生徒に付ては教室内に於ける授業は極力之を縮減すると共に職場の實情に即して生産の増強、戦力の増進に資する如く刷新改善す
- ③ 中等學校 (イ) 昭和十九年三月より四學年修了者にも上級學校入學の資格を附與し昭和廿年三月より中等學校四年制施行期を繰上げ實施す  
(ロ) 昭和十九年度に於ける中學校及び高等女學校の入學定員は全國を通じ概ね前年度の入學定員を超えしめず工業學校、農業學校女子商業學校は之を擴充す  
(ハ) 男子商業學校に就いて昭和十九年度に於いて工業學校、農業學校、女子商業學校に轉換するものを除き之を整理縮小す



④高等學校(イ)高等學校に付いては徴兵適齡に達せざる者、入營延期の措置を受くる者等に對する授業はこれを繼續す

(ロ)昭和十九年度の入學定員は文科に在りては全部を通じ概ね従前の三分の一を超えしめず、理科に在りては所要の擴充を行ふ

⑤大學及び專門學校(イ)大學及び專門學校に付いては徴兵適齡に達せざる者、入營延期の措置を受くる者等に對する授業は之を繼續す

(ロ)理科系大學及び專門學校は之を整備擴充すると共に文科系大學及學專門學校の理科系への轉換を圖る

(ハ)文科系大學及び專門學校に付いては徵集猶豫の停止に伴ふ授業上の關係並に防空上の見地に基き必要あるときは適當なる箇所へ移轉整理を行ふ

私立の文科系大學及び專門學校に對しては、その教育内容の整備改善を圖ると共に相當數の大學は之を專門學校に轉換せしめ、專門學校今後の入學定員は概ね従前の二分の一程度たらしむるやう之が統合整理を行ふ

(ニ)女子專門學校は前項の整理の目標の外としその教育内容については男子の職場に代はるべき職業教育を施すがために所要の改正を行ふ

⑥各種學校(イ)男子に付いては專檢指定學校及び特に指定するもの、外之を整理す

(ロ)女子に付いては專檢指定學校の外、戰時國民生活確保上緊要なるもの及び職業輔導上必要なるものを除き之を整理す

(二)教員の確保を圖るため概ね左の措置を講ず

(イ)教員養成諸學校に付いてはその授業を繼續す

(ロ)教員養成諸學校卒業者については従前別段の定なき者に在りても一定年限の就職義務を課す

(ハ)現役以外の軍人及びかつて軍人又は官吏たりし者、その他學識徳望ある者を教育者として採用するの方途を講ずると共に技術者その他實務擔當者につき廣くその協力を得る如く措置す

(ニ)教員養成諸學校につき所要の擴充を圖る

(三)教育實踐の一環として學徒の戰時勤勞動員を高度に強化し、在學期間中一年に付き概ね三分の一相當期間に於て之を實施す

(四)在學中徵集せられたる者の卒業資格賦與に付いては特別の取扱を考慮す

(五)在學中徵集せられたる者の除隊後の復學に付いては特別の便宜を圖ると共に統合整理せられたる學校の舊在學者ある場合に於いては臨時に必要な施設を講ず

(六)學校の統合整理に伴ふ教職員の措置に關しては綜合的に之が再配置を圖り轉換する學校其他必要なる部面の所要に充當し特に大學、專門學校教職員に付いては可及的その研究を繼續し得る如く措置す

(七)本要綱實施の爲必要あるとき學校及び學科の廢止、授業の停止、定員の減少、學校の移轉等を命じ得る如く法制上必要な措置を講ず

(八)學校の整理、轉換、移轉等を命じたる場合又は本要綱實施上特別の必要ある場合は政府に於いて之が補助其他必要な方途を講ず、なほ特に私立の理科系大學及び專門學校の場合に在りては其學校の經理上必要ありと認めたるときは政府に於いて經常費につき適當なる補助を爲すものとす

戰時非常措置方策の實施に關し岡部文相の「明治以來幾度か教育上の改革が行はれたが今回の如き大改革は未だ曾て其の例を見ざる處である」と申されてゐる如く實に大規模なものである。然るに一



面より之を見れば、從來の日本教育が再反省されて然るべき時期に到達して居たのではなからうかと思ふ。一例を徴すれば大學教育の如き、從來のそれが果して大學教育の名に値する實内容を有して居たか否かと反問される時、其處に疑ひなきを得ない。この際、この機を契機として再検討の上、從來より優秀な教育制度が設けらるならば、これ程喜ぶべき事はないのであつて、官民こぞつてこゝに衆智をそゝぎ大東亞に冠絶せる教育を誕生せしむべきであらう。

## 二、防空法改正と喫緊を要請される人口疎開

十月二十五日召集を見た第八十三臨時議會に於て、敵機の大舉來襲に備へ國土防衛の鐵壁を期するため民防空陣の飛躍的大擴充を目ざす防空法中改正法律案が安藤内相によつて明かにされた。これは素より最近歐洲に於ける都市爆撃の實情に鑑み、現行法を以てしては到底不可能なりとし、衣食住は勿論、國民生活の全面的に亙り、空襲即應の措置を講じ得る廣義防衛態勢の確立が要請され、防空業務の擴張、強權發動による人口疎開、施設、事業又は物件の移轉、一定區域内の家屋、施設の疎開、入市制限、防空施設整備のため、土地、家屋等の收用又は使用、必要に應じ營業其の他の業務の禁止、訓練事故者に對する扶助金の給付、防空に要する費用の負擔區分の整備等々、大都市の要塞化を

企圖する規模の大きい民防空への發展が盛られ、防空總本部の開廳により急速に對空要塞の實現を見んとしつゝある。

今日の都市は明治維新以來、中央集權強化の波に乗り異常な膨脹發展をとげて來た。これがため一部に不燃都市の建設、都市人口の疎開等々が叫ばれて居たが、不幸にして今日迄これが實現を見なかつたのである。特に近時軍需産業の急激な發展に伴ひ、農村人口が都市に集中殺到した。それが爲人口の激増も極めて顯著にして、例へば昭和十年から十五年迄の増加を示せば、東京九八五・〇五二、大阪四九五・七九二、神奈川四八・九六八、福岡三三八・三二八、愛知三〇三・八九一、兵庫二九八・九八三である。即ち以上の統計の示す通り三四十萬の増加であり、東京の如き百萬に近い激増ぶりを示して居る。此等が皆、決戦體制下の日本を負ふべき重要工業地帯である事は云ふ迄もない。これが爲衣食住の問題から、交通、衛生、風紀問題等々防空上喫緊に對策を講ずべき要請に迫られて居る。併ながら現實の問題として鐵、セメント等の資材不足により、木造建築物や人家が密集して居る此等都市に於て、延焼防止線の構成が不可能になつてゐる。尙重要施設には民家が非常に接近して居る關係上、類焼の危険も大である。更に非常有事の際は消防隊、警防團、防護團の活躍の妨害にもなると云ふ現狀で、空襲に對し抵抗力が極めて弱い現況である。こゝに人口疎開の要があり、可及的速かに實現せ



られねばならぬ所以が存するのである。が併し之が實現に當つては飽く迄周到に而も勇敢にやらねばならぬ事は東洋經濟(十八年十一月六日)に強調せる通りである。

(A) 疎開の六大眼目

以上に依つて知悉せられる如く、都市の人口疎開が防空対策完遂上極めて重要である事は申す迄もない。これに就て今回政府の發表した六大眼目を挙げれば次の通りである。

第一、國家の重要地區並に重要施設工場等の附近に在る民家は、必要な最少限度を存して急速に疎開する。

第二、地方作業を中心とする官廳に官營工場の地方移轉を促進する。

第三、整理された學校を防空地區として校舎の撤去を行ひ、必要な防空施設を施すと共に、残された學校も出来る限り分散すべきである。

第四、官廳事務の徹底的簡素化、官僚の頭の切替へと前記の地方移轉によつて中央官吏の人員を最小限度に止め官廳舎の整理を行ひ、防空設備良好なものに集中し脆弱なものを撤去して防空々地とし必要な施策をなす。

第五、平和時代の使命の下に生れ、戦争と遊離した各種團體、時局の進展と共に不急不用となつた各種統制機關統制會を整理する。

第六、中小商業者、食糧、飲食店で統制や原料難のため店が空屋同然となつてゐるものに對し、極力地方へ就職斡施をする。

(B) 東京都第一次疎開計畫

斯る線に沿ひ、東京都に於ては空襲必至の情勢に備へ、帝都重要地帯の防護による戦力の保持増強防空の完璧を期する「帝都重要地帯疎開」計畫を十一月十三日都計畫局から發表した。これは帝都の人口疎開に關聯する帝都初の疎開計畫で即急に着手し本年度内明年三月三十一日に完成と見る豫定の總豫算、三千三百七十八萬圓が既に臨時都議會で決議済となつて居る。明年度は更に本年度の二倍大なるものが計畫立案されつゝあるが本年度は先づ防火帶造成、重要工場附近建物疎開、主要驛附近疎開の三つである。而してこれに伴ひ、一般都民の人口疎散も都民の協力により實施する事になつてゐる。この爲近く計畫局計畫課の下に疎開事業所が三ヶ所に開設せられ、以上三つの事業とこれに伴ふ一般都民のうちの企業整備、歸農、歸郷其他人口分散によつて住宅の管理又は處分を希望するものゝ相談、指導も行ふ事になつてゐる。本年度都計畫を示せば概ね左の通りである。

疎開事業の内容



(1) 防火帯造成事業 市街地を廣幅員(五十米乃至百米)の防火帯で縦横に疎開する、この防火帯によつて災害の擴大を一地域内に遮斷し、且つ防空活動を自由ならしめると共に大災害となつた場合の群衆の避難路とする、防火帯豫定地内にある建物は郊外の適當な地に移築し疎開による轉居者または工場勞務者の住宅に充てる、防火帯は常時は市民農園、防火樹林、道路、貯水池、待避壕等防空その他の施設に用ひらるる

本年度施行は王子驛北方から荒川まで、向島曳舟川沿岸、龜戸驛東側から小名木川まで、大森驛北方から海岸までの四本で、疎開戸數は千五百戸

(2) 施行方法工場防空指針 重要工場附近五十米範圍内にある住宅その他の建物を疎開し、これを適當な郊外地に移築その跡地は植樹、貯水池、待避壕等の防空施設をする、本年度施行は蒲田、大森各一ヶ所、品川、王子各二ヶ所、荒川、本所城東各一ヶ所計九ヶ所、疎開戸數三千百戸、なほこの疎開地の外周約五十米の範圍内にある建物に對しては防火改修を施し兩々相俟つて防火の完璧を期す

(3) 主要驛附近疎開事業 交通運輸の混雜を緩和し、併せて産業能率の増進を圖り特に空襲時における混亂を防止するため重要驛附近の建物を疎開し、適當な郊外地に移築する、その跡地は廣場及び道路として利用する本年度施行は蒲田驛前と澁谷驛前の二ヶ所、疎開戸數五十戸

#### 疎開事業施行方法

- (1) 疎開すべき個所は防空法並に都市計畫法により建築物を除却し跡地は都で買収する
- (2) 二疎開地帯内にある建物は任意移轉または取毀處分するものを除き都または都が指定するものが買収移築をし、疎開による轉居者または工場勞務者の住宅に充てる
- (3) 疎開地帯内の居住者に對してはなるべく地方移住を奨励し、都内殘留を要する者には都で都内游休住宅を買収または借入れ、これに收容する

(4) この遊休住宅の供出を圖るためこの際一般都民中地方疎散をしようといふ者に對しては移轉に各種の便宜を都が圖る、企業整備等で生ずる空店舗も都で買収又は借入れて改造の上移轉者の住居に充てる

なほ疎開地帯内居住者で地方へ移住するものに對しては特に奨励金のやうなものも移轉補償金に追加することも考慮され、また都が近縣と連絡して住宅や職業の斡旋にも乗り出すことになつてゐる

#### (C) 人口疎開の效用

かくの如く人口疎散は今日、國內體制の整備強化をはかるため極めて重要な一對策である。更に之を敷行すれば、國土計畫の重要目的である所の食糧の自給、工業の強擴、人口の増強と云ふ喫緊の重要問題をも一時に解決する事を狙つてゐるのである。即ち一面國土を防衛し他面米英を擊滅するの態勢に出でんとするの一大壯舉であるとも言ひ得よう。従つて之に官民擧つて協力的態度を以て臨むべきは勿論である。人口疎散が其の性質上、一見疎開せられる面から、消極的、受身的立場に置かれて居る感が極めて濃い。併しながらこれが一面極めて建設的な擧でもある事を知らねばならぬ。外國に例をとると、ナチスでは、一九三七年に大都市改造法なる特別法を出し、ベルリンの大改造を斷行、工場や住宅の新設を禁止すると共に彼の有名な樞軸廣路を市の中心に十字型に作成した。又ソ聯に於てもモスクワ市民は該市の改造に従ふのを市民の持つ名譽とし、あのひどい泥土地帯の防空地下鐵道を



極めて短日月に完成して居る。以上によつても自ら察知せられるであらうが、加之人口疎開の結果都市内に緑化地帯が多く現れ、學校、神社、官廳、會社附近が廣い綠や花、野菜等で圍まれるとしたら如何であらう、精神的にも衛生的にも、得る所極めて大なるものがある事を信じて疑はぬ。大東亞建設の中心都市が斯く空襲から守られ、且つ前より一層美化せられ強化せられるとしたならば、國民舉つて之に参加協力し、之が敵前作業なる事をも十分に認識して可及的速かに、且又自主積極的に之を具現すべきではなからうか。

### 三、工場防空指針制定さる

戦局が重大なる段階に到達して居る今日、軍需品の生産工場を空襲からよりよく守らねばならぬ事は絶對的要請に基づくものである。にも拘らず、今日迄、民防から一步も出て居なかつたと云ふ事は、現代の機械、科學戰に對する認識の不徹底に依るとも申せよう。おくれれば乍ら、政府は九月二十一日の閣議に於て現状勢下に於ける國政運営要綱を決定し、國內體制強化方策の中の一項目として國內防衛體勢の強化を囑へ、先の人口疎開等と共にこゝに戦力の心臓である工場の防空に力を集中する事になつた。従來工場防空に就ては準據すべきものがなかつたので、今回新しく陸、海、商工、鐵

道、遞信、厚生等各省の防空専門委員に諮り「工場防空指針」を制定し、之を全國に指示する事となつた。其の主眼とする所は、鑛山を除く他の輕金屬、製鐵、造船、航空の四大産業に目標を置き、空襲下にあつても生産能率をあげる事、空襲被害甚大にして作業を繼續し難いものにあつては、轉移せしめるか、或は飽く迄も全力をあげて施設訓練を完璧にし、生産戰、ひいては大東亞戰爭を勝ちぬかと云ふのである。この工場防空指針の概要を示せば次の通りである。

#### 工場防空指針

- 一、指針を全面的に適用すべき工場は、軍需充足又は生産擴充上必要な業種にして、相當の人員を擁する規模の工場である。
- 一、工場防空の本質は、工場の有する國家的生産力の防衛にあり、人的物的防衛力を總動員して生産力を守りぬく所にある。
- イ、燈火管制、偽裝に就ての施設を十分にし、空襲目標とならざる様措置すること、ロ、警戒警報、空襲警報下に於ても最高度に能率を擧ぐること、ハ、空襲時に際し人心の動搖や混亂を防止し、他面工場を防護すると共に人的物的被害を最少限度にくひ止めること、被害は其儘轉移するものを除き迅速に復舊して生産を繼續する
- 一、工場防空は自衛による事を本旨とし、工場の防空機關の責任に於て工場防空を遂行する事。
- 一、各工場をして其の工場の特性に合致し、實情に即應する様に防空計畫を樹立せしむ、工場の重量度並に工場内諸施設の重要度に應じ超重點順位を以て人的物的防護力を最高度に迅速強化を圖る。



一、防空警報下又は空襲時に於ける作業計畫を樹立せしむ。

イ、防空警報下に於ても作業を繼續せしむ、ロ、空襲警報下に於ては二次的災害の危険、作業繼續の非常なる支障等により作業繼續不可能の場合は輕減轉移又は休止す。

一、機關

工場の自衛防空を擔任する機關は特設防護團と職場防護團である。工場はこの二つの機關を編成整備する事が必要であり、特設防護團の一般的呼稱は工場名を冠して〇〇工場特設防護團と云ふ。

イ、防護團本部(團長は工場最高幹部之に當る)に庶務部、警防部、作業部を置く、ロ、本部の指揮下に警護、防護、消防、救護工作の各班を置く、ハ、本部の指揮下に各作業場毎に防空郡を置く。

一、防空施設

工場防空施設の一般方針としては、形式的にならぬ様注意し、防空施設の目的、機能を十分検討し、生産に支障を來さぬ事を旨として整備する事、而して之に要する資材は、代用物資、非統制物資の活用並に手持物資や現有施設の流用、轉用等によつて充足する如く工夫する事。

偽裝、防彈、燈火管制、防護監視、待避等の施設を整備せしむると共に、警報防火消防、救護、防毒の器材を整備せしむ、五大重點産業は産業別に特別指導要綱を指示す。輕金屬工業と製鐵工業には既に指示済、造船業及航空機工場に對しても近く工場診斷の上具體的防空對策指示の豫定。

一、防空措置

これは防空上必要な平時の措置と防空警報下または空襲時の作業處置や防空活動である。換言すれば防空計畫に代る人間の行爲部面を指稱するものである。而して之にはイ、防空實施下における平時の措置ロ、警戒警報

が發令されたらハ、空襲警報が發令されたらニ、敵機が來襲したらホ、空襲警報が解除されたら、等に分ち夫夫細かく規定されて居る。

一、應急復舊

被害に對する措置とし、取付け程度の應急工作から、被害のために生じた生産隘路に對する一應の復舊と云ふ内容を持ち、本格的な復興は含まれてない。

イ、應舊復舊は防護團工作班が擔當し、これは工場の實情により庶務、機械、電氣、配管、土木建築等から編成される、ロ、應急復舊に要する資材や器具は特に緊急を要するもの、特殊なもの等を出來る丈備蓄しておく

一、教育訓練

工場防空の教育訓練は、防護團長始め幹部が指導者となり、其の責任に於て組織的、計畫的且つ實踐的に行ふ尙、幹部は常に警察消防官署や地方廳の指示する指導方針に基き適正な指導を行ふ。

#### 四、結 語

斯く國內態勢強化方策をめぐり、劃期的な諸施策が社會の各方面にとられて來た。併し其の何れもが大なる問題を藏したまゝ、戦局の進展に制約せられつゝ發展して居る事は言ふ迄もない。従つてこれが活、運用は専ら將來に残された問題であり、所期の目的を達する爲には絶えざる創意と工夫が積極的に積まれねばならぬ。之と共に輕視する事の出來ぬ問題が國民生活の一面に露出されて居る。即ち



闇と買出部隊の續出である。九月二日の全國經濟保安課長會議に於て、松阪檢事總長は「經濟事犯最近の趨勢を見るに、違反人員は毫も減少の跡を示さず、其の違反は今や國民生活の全分野に互り瀰漫せるやに見受けられ、而も其の罪質は悪化の一路を辿つて居る」と述べて居る。尙之を十八年度上半期迄の統計によれば、總違反件數二萬餘件、總人員二萬八千餘人で昨年之三萬四千餘件に比し相當増加してゐる。これを物資別に見れば、食糧關係の一萬餘件、違反人員一萬二千餘人が第一位を占めて全體の五〇%を占め、第二位は纖維關係の二千五百餘件、五千人で一三%、第三位は地代家賃關係で一千九百件、二千二百人、一〇%、第四位は金屬及化學工業でそれぞれ約千餘件二千三百餘人、七%を占めてゐると云ふ状態である。

現代戰が總力戰なる事は萬人周知の事實である。然るに國家の總力戰は國民生活そのものを、戰線的に把握する事が要求されねばならぬ。それは國民生活が戰線に連る所の國民の戰鬪力だからである。この意味に於ても國民生活の安定確保は、此の總力戰の不可缺の一條件である。従つて愈よ苛烈凄愴を極むる決戰態勢下の國民生活の步調が亂れ倫理が亂れる様な事があれば、如何に各方面に國內態勢強化方策が實施せられようと全く砂上の樓閣に等しく極めて危険と言ふべきであらう。

## 第二部 大東亞建設具體化の段階

### 第一節 大東亞共同宣言の成立

#### 一、大東亞會議と大東亞共同宣言

十一月五日、六日の兩日大東亞各國の首領が東京に相會し、所謂大東亞會議を開催した。出席者は日本東條首相、中華民國國民政府首席汪兆銘氏、タイ國首相代理ワンワイタヤコーン殿下、滿洲國首相張景惠氏、フィリッピン共和國大統領ホセ・ビー・ラウレル氏、ビルマ國家代表バー・モウ氏及び各隨員である。斯く大東亞各國の代表が、苛烈なる決戰の最中に於て一堂に會することは、世紀の盛事と稱すべきであるが、加ふるに會議中にブーゲンビル沖の大戦果が傳へられ、大東亞の氣勢頗る舉つたのである。各國代表は、何れも過去に於て米英の壓制下に苦闘を續けた闘士だけに、烈々たる氣魄を以て大東亞建設への熱意と方策を述べた。



その結果會議第二日には、大東亞共同宣言を滿場一致を以て採擇し、これを中外に闡明したのである。尙東條首相は、現に皇軍の占領せる印度領アンダマン諸島及びニコバル諸島を、自由印度假政府に返還する用意あるを宣言したのも、今一つの收穫であつた。大東亞共同宣言は、共存共榮、獨立親和、文化昂揚、經濟繁榮、世界進運貢獻なる五大原則を根幹とするもので、正に大東亞憲章とも稱すべきものである。左にその全文を掲げておかう。

### 大東亞共同宣言

抑々世界各國が各其の所を得相倚り相扶けて萬邦共榮の樂を偕にするは世界平和確立の根本要義なり

然るに米英は自國の繁榮の爲には他國家他民族を抑壓し特に大東亞に對しては飽くなき侵略擄取を行ひ大東亞隸屬化の野望を逞うし遂には大東亞の安定を根柢より覆さんとせり大東亞戰爭の原因茲に存す

大東亞各國は相提携して大東亞戰爭を完遂し大東亞を米英の桎梏より解放して其の自存自衛を全うし左の綱領に基き大東亞を建設し以て世界平和の確立に寄與せんことを期す

- 一、大東亞各國は協同して大東亞の安定を確保し道義に基く共存共榮の秩序を建設す
- 一、大東亞各國は相互に自主獨立を尊重し互助敦睦の實を擧げ大東亞の親和を確立す
- 一、大東亞各國は相互に其の傳統を尊重し各民族の創造性を伸暢し大東亞の文化を昂揚す
- 一、大東亞各國は互恵の下緊密に提携し其の經濟發展を圖り大東亞の繁榮を増進す
- 一、大東亞各國は萬邦との交誼を篤うし人種的差別を撤廢し普く文化を交流し進んで資源を開放し以て世界の進

運に貢獻す

### 二、大東亞共同宣言の意義

本宣言は、右に依つて明かなる如く、前文第一段に於て世界平和確立の根本要義を示し、第二段に於て大東亞戰爭の原因を指摘、第三段に於て戰爭完遂と大東亞建設の決意を示したものである。而して掲げられた五ヶ條の要綱を通觀して指摘し得る特徴は、(一)第三條の各國はその傳統を尊重し、各民族の創造性を伸暢し、大東亞の文化を昂揚するといふのと(二)第五條の人種的差別を撤廢し、普く文化を交流し、進んで資源を開放し、以て世界の進運に貢獻するといふ事である。米英の世界政策は他民族の傳統と文化を抑壓して彼等の文化を強制するものであり、彼等の大西洋憲章にも全然文化の文字の見當らぬに比すれば、右の態度は遙かに合理的且つ進歩的である。尙第五條の綱領は、我等の世界政策を闡明したものととして極めて注目すべきものである。

從來大東亞共榮圏の理念は、米英の勢力に對抗する守勢的色彩を帯びてゐた。そして兎もすれば、プロツキズム、廣域思想に性格附けられ、共榮圏を建設してその中に跼蹐する如き感を與へた。これは米英の勢力が猶ほ東亞に蟠踞してゐた支那事變の段階に於ては當然の事であつた。然るに今や大東亞戰爭の勃發に依つて、米英を東亞の天地より擊攘し、尙米英擊滅の一途に邁進してゐるのである。從



來の防衛的理念より廣く世界的理念に竿頭一步を進むるは當然と言はねばならぬ。今や我々は東亞共榮圈の建設と共に、尙世界共榮圈建設をなすべき責務を負はされたのであり、構想を廣く世界の新秩序に巡らさねばならぬ。この意味に於て、第五綱は注目されねばならぬものである。而して「萬邦との交誼を篤うし、人種的差別を撤廢し、普く文化を交流し、進んで世界の進運に貢獻する」といふ堂堂たる態度は、米英の意圖する世界秩序と雲壤の差異がある。

右に述べた如く大東亞共同宣言は、實に歴史に特記すべき劃期的宣言である。併し宣言を單なる宣言に終らしむることあつてはならぬ。口頭憚や作文に墮することなき様、現實の事態に具現することの肝要なるは言ふ迄もない。

## 第二節 日華同盟條約の締結と其の實踐

### 一、日華同盟條約の締結

本期に於ける中國に關する最も重大なものは日華同盟條約の締結である。一月九日の中國參戰以來

展開され來つた所謂對華新政策は、租界の返還といひ、治外法權の撤廢といひ、日華關係に一大轉換を齎らした。この新事態の進展は、支那事變の段階に於て締結された舊日華基本條約の改訂を必要ならしむるに至つた。即ち、米英の勢力が猶中國に残存し、日支相闘ふ段階に於て締結を見た日華基本條約は、大東亞戰に依つて米英を擊攘し、而もこの戰に中國が參戰した今日に於ては、もはや不都合な部分が出て來たのは當然である。従つて舊條約の改訂を屢々東條首相、谷駐華大使が言明したのであつたが、遂に十月三十日新日華同盟條約が南京に於て調印された。新條約は日華永遠の關係を規定するもので、もはやこれ以上のものはあり得ぬ底のものである。而してこの同盟條約の締結がなかつたならば、前節で述べた大東亞會議も、従つて又大東亞共同宣言も成立しなかつたとさへ、見られる。

日華同盟條約は、本文六箇條、附屬議定書二箇條、及び交換公文より成立つてゐる。左にその全文を掲げよう。

### 日本國中華民國間同盟條約

大日本帝國政府及中華民國國民政府は兩國相互に善隣として其の自主獨立を尊重しつつ緊密に協力して道義に基く大東亞を建設し以て世界全般の平和に貢獻せんことを期し之が障害たる一切の禍根を艾除する確乎不動の決



意を以て左の通り協定せり

- 第一條 日本國及中華民國は兩國間に永久に善隣友好の關係を維持する爲相互に其の主權及領土を尊重しつつ各般に互敦睦の手段を講すへし
  - 第二條 日本國及中華民國は大東亞の建設及安定確保の爲相互に緊密に協力し有らゆる援助を爲すへし
  - 第三條 日本國及中華民國は互惠を基調とする兩國間の緊密なる經濟提携を行ふへし
  - 第四條 本條約の實施の爲必要なる細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるへし
  - 第五條 昭和十五年十一月三十日即ち中華民國二十九年十一月三十日調印の日本國中華民國基本關係に關する條約は其の一切の附屬文書と共に本條約實施の日より效力を失ふものとす
  - 第六條 本條約は署名の日より實施せらるへし
- 右證據として下名は各本國政府より正當の委任をうけ本條約に署名調印せり  
昭和十八年十月三十日即ち中華民國三十二年十月三十日南京に於て日本文及漢文を以て本書各二通を作成す

附屬議定書

本日日本國中華民國同盟條約に署名するに當り兩國全權委員は左の通協定せり

- 第一條 日本國は兩國間の全般的平和克復し戰爭狀態終了したるときは中華民國領域内に派遣せられたる日本國軍隊を撤去すへきことを約す

日本國は北清事變に關する北京議定書及關係書類に基く駐兵權を拋棄す

- 第二條 本議定書は條約と同時に實施せらるへし

右證據として兩國全權委員は本議定書に署名調印せり

昭和十八年十月三十日即ち中華民國三十二年十月三十日南京に於て日本文及漢文を以て本書各二通を作成す

交換公文

(來翰譯文) 以書翰敬上致候陳者本日中華民國日本國同盟條約に署名するに當り本官と閣下との間に左の了解成立致候

現に中華民國に存在する既成の事項にして本條約の趣旨に鑑み調整を要するものは兩國間の全般的平和克復し戰爭狀態終了したるとき本條約の趣旨に準據して根本的に調整せらるへし  
戰爭狀態繼續中と雖も情況之を許すに應し逐次兩國間の協議により本條約の趣旨に準據して所要の調整を行ふものとす

本官は閣下に於て前記了解を確認せられんことを希望致候、本官は茲に閣下に向て敬意を表し候

敬具

中華民國三十二年十月三十日

南京に於て 行政院長 汪 兆 銘

(往翰) 以書翰敬上候陳者本日附書翰を以て左記の趣御申越相成敬承致候本日中華民國日本國同盟條約に署名するに當り本官との間に左の了解成立致候

現に中華民國に存在する既成の事項にして本條約の趣旨に鑑み調整を要するものは兩國間の全般的平和克服し戰爭狀態終了したるとき本條約の趣旨に準據して根本的に調整せらるへし  
戰爭狀態繼續中と雖も情況之を許すに應し逐次兩國間の協議に依り本條約の趣旨に準據して所要の調整を行ふものとす

本官は閣下に於て前記了解を確認せられんことを希望致候、本使は茲に前記了解を確認致候、右回答旁本使は閣



下に向て敬意を表し候

敬具

昭和十八年十月三十日

南京に於て 特命全權大使 谷 正 之

以上に依つて容易に判る如く、本條約には何等の特殊權益を認むることなく、且つ駐兵權は北京議定書に基くものをも含めて、悉く拋棄されてゐる。此點を舊基本條約と比較して明瞭ならしめておかう。第一は駐兵に關する點である。舊條約第三條には、「防共の爲蒙疆及び華北に所要の軍隊を駐屯せしむること」第四條に「共通の治安維持に付緊密に協力すること」第五條に「從前の慣習に基き艦船部隊を指定地域に駐置せしむること」等の規定があつた。然るに新條約はこれ等が悉く抹消され、前記の如く駐兵權は一切拋棄された。第二の點は政治經濟上の特殊地域が無くなつた事である。舊條約第六條に「華北、蒙疆の特定資源を兩國緊密に協力して開發する」「揚子江下流地域に於ける通商交易の増進並に日本と華北、蒙疆間の物資需給の合理化に特に緊密に協力すべし」等の規定があつて、華北、蒙疆、揚子江下流地域の特殊性が謳はれてゐたが、新條約には此等の文字が見當らぬ。要するに駐兵權特殊權益らしきものが完全に拂拭され、又中國の政治的統一の障害となる如き特殊地域も一掃されたのである。徹頭徹尾互惠平等の原則が貫かれた譯で、日華關係究局の段階を示した感が深い。

過去の日華關係より見る時、右の同盟條約は、日本として大なる讓歩である。併しこの事は所謂「戰勝國」の如き舊觀念より出づるものではなく、米英帝國主義を東亞より擊攘して東亞各國の共存共榮を圖らんとする新觀念より出づるものである。中國はこの點に思を致し、速かに國內戰爭を熄め、東亞の共同防衛戰線に參じ、以て中國の獨立回復に邁進すべきものである。同時に日本としては、新同盟條約の趣旨に基き、現實の事態を是正し、和平地區内を内外共認むる模範地區ならしめねばならない。中國をして悦こんで戦力に寄與せしむる様民生の安定を圖り、善政を施す努力を致さねばならぬ。

## 二、華北政務委員會の改組

日華同盟條約に依つて所謂華北の特殊性は拂拭された。防共の爲めの駐兵は拋棄され、又特定資源の開發、日本との物資需給の合理化に於ける經濟的特殊性も、新條約から抹消された事は前述の通りである。勿論新條約の完全なる具現は、交換公文にも示されてゐる通り、全面和平が克服され戰爭状態が終了した時、始めて可能であることは言ふ迄もない。従つて當面華北の特殊性が一舉に拂拭されるものではないが、併し右の如き建前となつた以上、現實の事態にも逐次修正を加へて行かねばなら



ない。尤も華北は周知の如く、鐵、石炭、礬土、頁石、鹽、棉花等戰力物資を以て大東亞戰に寄與しつつあり、今後もこれ等物資の増産に邁進しなければならぬ。斯様に經濟的戰力寄與に於て、華北は中南支に優る重要性を持つてをる。従つて中國の統一を阻害するが如き華北の特殊地域化は極力避けられねばならぬが、當面右の如き經濟的戰力寄與に重點が置かれ、延いて日華提携は緊密なるを要しよ。斯くの如く戰力物資増産に邁進しつつ、而も日華同盟條約の趣旨實現に努めねばならぬ點に華北今後の問題がある。

華北政務委員會の改組は斯る新情勢に對應するものだ。十一月十日王克敏委員長以下全委員は總辭職を國民政府に通告した。これに基き國府は十一日中央政治委員會を開き、華北政務委員會組織條令修正案及び新常任委員その他の人事を決定した。常任委員及び各總署督辦は左の通りである。

常任委員 (長)王克敏、王蔭泰、汪時璟、蘇體仁、王謨、杜錫鈞、(二名追加)、張仲直、徐良

總務廳長官 王蔭泰、(次長)張仲直

內務廳長 王蔭泰(兼任)

財務廳長 張仲直(兼任)

各總署督辦 治安總署杜錫鈞、經濟總署汪時璟、總務總署王蔭泰、教育總署王謨、工務總署蘇體仁

尙華北政務委員會組織條令は、第六條及び第七條に内部機構改變を規定した外、變りはない。第一條に「國民政府は河北、山東、山西三省及び北京、天津、青島三市の防共、治安、經濟その他國民政府の委任にかゝる各項の政務を處理し、且つ管下各省市政を監督せしむるため華北政務委員會を設置する」とあり、又第十條には「本會は防共及び治安に關する事項の處理につき、中央法令の規定する範圍内に於て便宜の處置を爲すことを得」とある。従つて華北政務委員會は従前通り相當の權限を持たされてゐるわけだ。現實の事態はやはり華北政務委員會の存續を必要とし、且つ相當の裁量權限を認めねばならぬのであらうが、今後その運営に當り國民政府との連絡緊密化を加へるであらう。現に一月九日の參戰以來新民會名譽會長に汪兆銘氏が推戴され、又華北政務委員の各委員が國民政府各機構の委員に入つてゐる。十二月初旬新民會駐京辦事所が南京に設置されたのも、同じ趣旨からであらう。

第六條及び第七條で規定された内部機構の改革は次ぎの通りである。從來の政務、祕書の兩廳を廢して、總務、內務、財務の三廳を置き、又內務、財務、治安、教育、實業、建設の六總署を治安、經濟、農務、教育、工務の五總署とした。その狙ひは、機構を簡素化すると共に刻下の急務たる戰力寄與物資の増産と食糧の確保に應ぜんとするものだ。殊に農務、工務兩總署の創設は、食糧對策及び治



水、道路等の建設に力を注ぐとする意圖より出づることは、王克敏氏の談話に依つて知られる。華北食糧問題の深刻化は、目下民生安定、治安維持上の大問題となつてをり、延ひて戦力物資増産上の隘路ともなつてゐるに鑑み、これが對策には眞剣なるを要する。華北政務委員會は新體制を以て、當面の二大課題たる戦力物資増産と民生安定の調整に努力するであらう。

### 三、蘇淮地區の中央化

蘇淮地區は華北、華中の中間地帯を爲し、從來經濟的に華北の勢力下にあつたのを、十一月二十五日國民政府の支配下に漸次移行せしむべき對策を發表した。昭和十七年二月國民政府の直轄區域とする爲、蘇淮特別區行政公署を設置する等の行政的措置を採つたが、小麥、雜穀等の食糧を華北に供給してゐた關係から、通貨は聯銀券のみ流通してゐた。この經濟的特殊性を調整して名實共に中央化すべく儲備券を流通せしむることとしたのである。これに關する國民政府財政部長談を摘記すると次の如くである。

一、民國三十三年十二月一日以降蘇淮特別區通貨は中央儲備銀行券と中國聯合準備銀行券とを併用し、相當の成績の擧るを待ち、更に中國聯合準備銀行券の該地區に於ける新規發行を停止し、その後の情勢を參酌し、期を

定め全面的交換を施行し以て中央儲備銀行券を該地區の唯一通貨たらしむ

二、中央儲備銀行券と中國聯合準備銀行券との兌換率は儲備券百元對聯銀券十八圓の割合に依り處理す

三、蘇淮特別區の公金收支は爾後中央儲備銀行券を以て充つることを得

四、華北並に華中通貨制度は本措置に依り根本的に變更せらるゝことなし、又蘇淮地區農産物の對華北移出に關する現行措置もこれに依り影響せらるゝところなし

右に依つて知らるゝ如く、蘇淮地區を中央化する爲、先きの行政的措置に追隨して經濟的措置をとつたものと見られる。只通貨切替へに當り急激な變化を避けたこと、物資の對華北移出に就き影響を及ぼさざる様明言したことは、適切である。斯様にして各地の中央化工作を推進することは、國民政府として當然の行き方ではあるが、同時に同政府の政治經濟的責任も亦それだけ重荷されて來るとは言ふ迄もない。華北に食糧始め民生物資を圓滑に供給する事は國民政府今後の責務である。

### 四、日華新關係と北支開發・中支振興

日華同盟條約に於て、華北及び揚子江地域の經濟的特殊性の拂拭されたことは、前述の通りである。只互惠平等を原則として、經濟提携を爲さうといふ一般的規定があるのみだ。此原則を貫くとなれば、當然北支開發、中支振興兩國策會社の性格、事業に或程度の變更を加へねばなるまい。兩社は



支那事變の初期、即ち昭和十三年十一月設立され、その目的は我が資本の無統制なる大陸進出を排除し、北中支の資源、産業を開発、振興するにあつた。そして交通、運輸、港灣、通信、電氣、瓦斯等の公共事業、鑛産、製鐵、製鹽、水産等の重要事業に投融資し、今日迄相當の成績を挙げ來つた。處が此等の事業は謂はゞ中國の鍵鑰産業であつて、中國の生命線的意義を持つてゐる。従つてこれ等事業の經營は日華合辦を以て當つてゐるが、併し戰時即應の事として中國の實力が未だ整はず、實際上海日本側の經營に委ねられてゐたのも已むを得なかつた。今後中國側の實力備はるに伴ひ、新同盟條約の趣旨に即應して、中國の自主的經營に移讓して行かねばならぬ。

右の如き事態は、既に一月九日中國參戰以後の所謂對華新政策に依つて漸次實現を見つゝある。中支振興の子會社調整がそれである。北支の場合は、その資源が直接大東亞戰への寄與物資としての重要度が高いので、稍々中支と事情を異にしてゐる。そこで未だ子會社調整の事なく、何は扱て措き戰力寄與に邁進しつゝある。十一月に斷行された北支開發の機構改革も、全く決戰増産に對應せんとするものである。

#### (A) 北支開發の機構改革

津島總裁の携行した現地案の中、本社の北京移駐は法規上の手續の關係から實現を見なかつたが、

内部機構の改革は斷行された。十一月十八日の發表に依ると、北京支社の庶務、交通、電業、炭業、産業の五部を廢して、新たに計畫局、管理第一部、同第二部の一局二部を設け、物資調整部を物資部と改稱した。従つて新機構は、從來の一室七部より總裁室、計畫局、經理部、物資部、管理第一部、同第二部の一室、一局、四部となつた譯である。計畫局は、從來の總裁室の企畫事務、東京所在の總務課を包攝し、北支産業の開發計畫、關係事業の綜合計畫、新規事業の計畫、その他食糧、物價、勞務、警防等全般に互る計畫を管掌する重要機關である。その他新たに顧問制をも設けた。

#### (B) 中支振興の子會社調整

中支は言ふ迄もなく、國民政府のお膝元であり、政治的影響が濃厚である。従つて中支振興としても、對華新政策を身を以て實踐せねばならぬのである。逸早く子會社調整に著手したのも、その現はれである。先づ第一次として華中蠶絲と華中鹽業の中國側への移讓が行はれた。

華中蠶絲は、十一月五日株主總會を開催し、解散方針を議決した。同社の收支差引殘餘財産は三千五百八十四萬一千圓であるが、これを特別株主配當、役員退職金、陸海軍への獻金、國民政府への寄附及び清算事務費に割當てる。そして現在の株主は株式拂込金の外特別配當金を受ける。又華側の現物出資たる三十一工場、三倉庫は出資當時の評価額(二百八十四萬四千圓)に其後の開發に要した費



用を加算して原所有者に譲渡される。斯様にして解散するが、繭短纖維絹布、絹メリヤス等の新規事業は新たに設立される會社に譲渡される。

次ぎは華中鹽業であるが、十一月十五日株式移讓の手續を行つた。即ち、資本金五百萬圓（全額拂込額面五十圓、總株數十萬株）中日本側持株五萬株（二百五十萬圓）を國民政府並に中央信託公司に額面一株八十圓の評價を以て移讓された。又此株式讓渡と共に日本側重役は全部辭職し、社名も中華鹽業公司と改稱し名實共に純然たる中國企業として再出發することになつた。尙同社が豫て建設中の苦汁原料の新化學工業工場は、日華合辦の新會社を設立して中華鹽業よりその施設を現物出資せしむる。新會社の資本金は一千萬元、出資比率は中國側五五、日本側四五として設立された。

右の如く、兩社の中國側への移讓が斷行されたが、これは中支振興の收益より見れば大なる犠牲である。蠶絲は八分、鹽業は一割の配當を行ひ、子會社中成績優良なるものであつた。振興會社の投資は何れも二百萬圓宛であつたから、双方を手放す事に依つて三十六萬圓の減收となる。併しもと國策會社であるから、収益を犠牲に供して國策に邁進せねばならぬことは高島總裁就任以來屢々明言せる處である。斯くして振興會社の性格も漸次變化を遂げつゝあることに留意せねばならぬ。

### 第三節 緊急増産に進む滿洲經濟

#### 一、滿洲國緊急増産の問題點

滿洲國では、我國に於いて戦力増強の諸策が進められてゐるのに應じて、緊急増産を行ふこととなつた。特に、鐵鋼、アルミニウム、食糧の三物資の緊急増産計畫については、昭和十八年十月に武部總務長官以下の滿洲國政府首脳部が入京して、日本政府と折衝した結果兩國政府間に大綱的な一致をみた。右の緊急増産計畫の詳細については知るべくもないが、その概要について武部總務長官は次の如く語つてゐる。

#### (A) 滿洲國の緊急増産

アルミ増産 アルミニウムの増産については、十一月初頭あたりから日本に於ても大陸原料に期待する方向に轉換し、滿洲側からもつていつた増産案に對しても大體に於て意見の一致を見、今後は個別的な折衝を行ふこととなつた。このアルミ増産は日本側でも既に計畫があるので、これと睨み合



せて滿洲國側の計畫が實行に移されるものだが、滿洲側としては計畫案だけは充分實行し得るだけの原案が通ることを希望した次第だ。これにより朝鮮における計畫もある程度修正が加へられ、滿洲への期待量が増大するわけで、これが實行に當つては日本より技術、資金その他を導入することとなるものである。かかるアルミ増産計畫の實現には、電力の豊富なる供給が必要となり、電源開發を尙一層急速に行はなければならない。

鐵鋼増産 鐵鋼増産に關しては現有設備で能力を最高度に發揮することを主眼としたものだが、問題は原鑛石及び原料炭の手當にあり、北支よりの原料炭については北支より移入するものの灰分低下を希望したが、開濼炭の灰分低下は日本へ送るものと同様實現する筈である。又中興、大同炭の増産を希望したが、大同炭はこちらの希望通り決定された。鐵鋼石については龍家堡の鑛石の増産を受け約〇トンの出銑増加を見越してゐる。又昭和製鋼の大孤山の選鑛設備の豫定を繰り上げるべく資材の早急なる供給を要求して來た。更に製鋼部門の熟練工も日鐵より募集して貰ふべく話合が出來たが、これら鐵鋼部門の増産實行の上には技術工の養成が急務であると考へる。

食糧問題 過般日本に於ては決戰國內態勢強化の一環として、日滿を通ずる食糧の自給態勢の確立を宣明したが、その具體的な施策については首腦部の東上で滿洲國側から提出された形となつたとい

へよう。而してあらゆる面に日本側の全面的諒解を得たが、特に三十五萬陌の農地造成については日本側の積極的な協力を得ることゝなつて、これら新らしく開發する土地の營農は日本人開拓團を中心とするが、鮮滿農の一時的活用も考へてゐる。また土地開發の實行に就ては資材肥料等の點に若干の問題を残してゐるが、日滿の積極的協力態勢によつて遺憾なく所期の目的を達し、食糧の自給態勢を確立し得ると確信してゐる（滿洲日日新聞十月二十三日號による）。

從來から滿洲國で立案、實行される諸計畫は、根本的には日滿を通ずる物動計畫によつて規制されてゐるが、今回の鐵鋼、アルミニウム、食糧の三物資について行はれる緊急増産計畫が、特に品目を緊急物資に限り、直接に我國の戦力増強に寄與するために次の如き策を講じようとしてゐることは注目すべきであらう。即ち、その一は、鐵鋼業は豫定の建設を大體完了して、その生産物（銑鐵及び普通鋼等）は近年對日輸出量を増加してゐるが、現に建設過渡期にあるアルミニウム工業をも今回の増産に役立てようとしてゐることである。その二は、農業に於いては内地人開拓民に大巾な増産率を課すると共に、滿人農民にも増産を分擔させて來たが、新たに耕地の造成を圖り、こゝで收穫できる米穀を對日輸出すべく、鮮滿農をも動員しようとしてゐることである。

(B) 産業建設の効果



特に鐵鋼、アルミニウムの緊急増産を行ひ得るのは、過去の産業建設の結果に依るものである。

滿洲國では建國一週年の昭和八年に「滿洲國經濟建設要綱」を發表して經濟建設の大綱を明らかにし、それを昭和十二年から第一次の滿洲産業開發五ヶ年計畫によつて實行してきてゐる。これが事業資金として六十七億圓を投じ、重工業の建設を行ひ、大きな成果を収めてゐる。また昭和十七年以降着手された第二次五ヶ年計畫に於いては、第一次五ヶ年計畫に要した以上の資金を投じて、鑛工業及び農業ともに開發を行つてゐる。かゝる龐大な建設事業が、莫大な資金と資材を必要とする反面に、早急に所期の成果を擧げることには幾多の困難を伴ひがちであるが、併し實際には早急にその成果を擧げてゆかねばならない事情が、既に昭和十五年頃より擡頭してきたのである。

第一は、日滿兩國を繞る國際的環境が悪化して、その前途は警戒すべき状態となつたため、滿洲に於ける軍需並びに食糧生産力の増強が要請されたことである。前年には英獨開戦のことがあり、支那事變の長期化が愈々確定的となると共に、翌年には獨ソ間に戦端が開かれる等、國際事情が紛糾し、その直接の影響として滿洲國産業開發の資金として豫定してゐた外資の導入が困難となるほか、産業開發用の獨逸機械類の輸入が杜絶するに至つた。かやうな事情の下で、前記の要請に應へるには、主要部門の建設に重點を置き、その建設の速度を早めることゝなつた。

第二に、日本内地からの投資は、第一次五ヶ年計畫の遂行に要した事業資金總額六十七億圓のうちその過半の四十億圓に達する程、大量のものであつたから、當時、漸次逼迫の氣配にあつた内地金融市場から、更に引續いて投資を受けるためにも、生産設備の稼働化を早急に必要とするに至つた。當時の金融市場の状態については、巨額の戦費を賄はねばならぬ他に、事業資金としては生産力擴充用資金を調達せねばならなかつたから、これと對滿投資とが漸次競合するに至つてゐたことを顧みるだけで充分であらう。かくて以上の如き理由により、建設中の各部門を重點的に調整して、建設資材等の如きも相互に融通することによつて漸次稼働期に移つて來たのである。

### (c) 技術的援助の必要

素より今後の滿洲の産業開發が大規模且長期間を要することに根本的な變化はないものと思はれるが、上述の如く、近年に於いては建設中の生産設備の稼働化を圖つてきたために、戦力増強の一環としての役割を擔當できる態勢は出來てゐたといへよう。併し、今日の緊急増産計畫は現在の能力を遙かに超へたものではあつてはその遂行を期し難いが、さればと云つて現在の能力だけに甘じ得るものではなく、能率の高度の發揮を要するものについてはこれを斷行し、また設備の擴充を要するものはこれを遂行するものでなければならぬ。



そこで、第一に、一應建設を完了した鐵鋼部門に於いては原鑛石及び原料炭の手當てが焦眉の急を要するが、また内地人熟練工の移入は現有能力を高度に發揮するために必須の要件となつてゐる。次に、アルミニウムの増産計畫は現在行つてゐる電源開發と併行して進めることとなるが、また直接に工場の建設及び經營について内地企業の援助を必要としよう。今回の計畫を遂行するためには日本側からの資金、資材の援助は素より特に技術上の援助に俟つ所が多い。

第二に、アルミニウム工業に見られる如く、直接に工場の建設及び經營を内地企業が進出して擔當することは注目すべきである。殊にこれはアルミニウム工業ばかりでなく、マグネシウム工業、航空機用アルミ鋁延業、タール工業等の輕金屬及び化學部門があり、また特殊鋼製造、薄板線材等の鐵鋼部門にも内地企業の進出が豫想されてゐるからである。従來は日本から滿洲へ資金を導入する——滿洲建國當初の如く滿鐵を通ずるか、第一次五ヶ年計畫實施後の如く滿業を通ずるか、乃至はその後の時期に於ける如く半官的な諸機關を通ずるかに關はりなく——ことが主な課題であつた。然るに、かやうに個々の事業乃至は個々の工場を直接に内地企業の手で建設もしくは經營することになる點に新しい動きが認められる。もともと、滿洲國の經濟政策が統制に重きを置いたのは、滿洲建國後勃興すべき鑛工業に於いて、それに參加する内地資本の競合と摩擦を避けるためと、今一つは軍需

優先のためであり、前者の理由に基く統制の必要は、産業建設の進展に伴つて次の如く變つてきてゐる。滿洲國の重工業がこれから高能率を發揮するためには、初期の經濟統制政策の根幹をなした特殊會社形態と一業一社の嚴格な實行も多大の修正を餘儀なくされ、昭和十八年に炭鑛業に於いて特殊會社の普通會社への改組が行はれ、同時に一業一社が撤廢された如きその適例である。これは、單に炭鑛業に止らず、重要産業各部門に對する、優秀な技術をもつ内地企業の進出を促すための措置であつたとみるべきだ。

## 二、日滿食糧自給と滿洲の農地開發

日本政府は過般發表した國內態勢強化方策のうち日滿を一體とする食糧自給の達成を期する旨を示し、これを繞つて第八十三臨時議會に於いて熱心な質疑應答が交はされたことは記憶に新しい。かやうな食糧自給策に呼應して、滿洲國側では對日輸出農産物を増産するため、第二松花江、東遼河流域一帶の農地開發計畫をたて、武部總務長官以下の滿洲國政府首腦部が上京して、前項に述べた鐵鋼及びアルミニウムの緊急増産計畫と共に該計畫についても、日本政府と打合せを行つた結果、日本側としてはこれに積極的援助を與へることとなつた。かくて、續いて十一月二十二日の閣議に於い



て「滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件」の決定を見るに至つた。

滿洲の可耕地は約三千七百萬陌に上るとされ、うち既耕地千七百萬陌で、未耕地二千萬陌を残すと推計されてゐる。而して、滿洲に於ける耕地の開発は日本人開拓民の入植の問題に關聯して極めて重要となつたのである。日本人開拓民に提供すべき入植用地は百萬戸に對し農耕地のみにしても一千萬陌を要する。然るに、治安の確立と共に原住民の歸農が増加する等の理由により、單に起耕すればよい未耕地面積は漸減し、二百萬乃至二百五十萬陌が残されてゐるに過ぎぬ状態となつた。かくて農地の開發が重要問題となり滿洲國政府は、昭和十四年以降七百五十萬陌の開發を計つてゐたが、前記の計畫はこの既定計畫の一部を繰上げ實施するものである。

而もこの計畫で注目すべきは水田の造成に重點を置いてゐる點である。滿洲に於ける水稻農業は近年飛躍的な發展を示し、その收穫量は第一次五ヶ年計畫を通じて三倍以上に増加してゐる。これは素より日本人開拓民の入植増加に伴ふ作付の増加に因るものと云へよう。その反當收量は鮮農をも含めた全滿平均が一石五斗と云はれ内地の平均に及んでゐない。併しながら、滿洲の各種農産物の反當收量が減少してゐるのに水稻のみ年々増加してゐることは注目すべきだ。

滿洲に於ける水稻栽培の歴史は新らしく、明治七、八年頃安東省で朝鮮人によつて開田されたのが端

緒だと謂はれてゐる。その後漸次各地で栽培されるようになると共に作付も増加し、特に滿洲建國以後發展し、作付面積では建國前五ヶ年平均を基準として康徳五年(昭和十三年)には二三九と云ふ位地を示してゐる。また、推定収實收量は同時期に三八七に達し、反當收量もまた一六二へと増大してゐる。かやうに水稻の作付面積、生産高ともに顯著な増加を示してゐるが、滿洲國の人口増加に伴つて、米穀の國內需要もまた急激に増加し、右の如き増産にも拘らず滿洲國は年々米穀では入超を示してゐる。我國の最近の米穀事情は内外地の生産を合せても不足する傾向にあるから、外米(主として南方産)への依存が輸送力の關係から續け難いとすれば自給自足の方途を見出さねばならぬ。その場合、今後開發し得る内地の面積では必ずしも狭いと云へない。それにしても、種々の不利な條件の伴ふ内地の農地開發を行ふよりは、廣大な開發餘地を残すと共に、生産力の向上しつゝある滿洲に於いて開田耕作することは、極めて妥當な措置といへよう。而して、今回の水田開發事業が完成すれば、滿洲に於いては米穀が餘剰となることが豫想され、我國の米穀自給に寄與する所が尠くないと見られる。しかも、今回の水稻増産の成果如何は滿洲の水田農業の將來性を示唆する。

### 三、國內産業資金の自給化と金融事情



前項に述べた如く、滿洲の重要産業は戦争への寄與を果さんとする態勢をとつてゐるが、他方に最近の金融事情をみるとその著しい特徴は國內産業資金を自給しつゝあることだ。既に、滿洲國政府は昭和十八年度の金融政策の中心を、産業資金の自給化とこれがための國內資金の動員に置いてゐる。その具體的な対策としては貯蓄運動の強化、金融機關の業務調整、共同融資の擴張を行ふ等の措置が講ぜられて來た。尙その反面に對滿投資を壓縮し滿洲への短期資金の導入を統制してゐる。従つて、その結果、産業資金は國內で賄はれる傾向が強くなつてゐる。過去の滿洲の産業金融をみると、第一次五ヶ年計畫を通じて、昭和十二年から昭和十六年迄の間に、産業開發資金總額六十七億圓が投ぜられたが、その過半を占める四十億圓は日本からの投資であつた。然るに昭和十七年以降實施してゐる第二次五ヶ年計畫の所要資金は第一次五ヶ年計畫のそれ以上に上ると云はれてゐる。資金需要がかく老大なるに對し、日本の對滿投資餘力は、戦費の調達及び内地の生産力擴充資金を賄はんがために漸次減退するの止むなきに至つた。併し、對滿投資餘力の減退は、單に資金的な部面だけで生じたのではなく、内地金融市場に於いて滿洲の産業開發資金の調達を許容しても、これを裏付ける生産資材が送れないならば結局日滿兩國の孰れをも利するものではない。國內産業資金の自給といふ要請は必要であつた譯だ。

かくて資金自給の顯著な事實は、日貨債の發行減、内貨債の發行増、及び滿洲興業銀行の貸出激増等一聯の現象のうちに認められる。まづ(一)日貨債の發行についてみると、昭和十八年四月以降十月末迄の日貨債發行額は合計三億五千七百七十萬圓となつてゐる。今後の發行計畫をみても前年度の發行總額八億一千萬圓に比して遙かに小額に止るであらう。つぎに(二)内貨債の發行についてみると、同期間に合計二億七千萬圓に達してをり、前年度の發行總額一億六百萬圓を既に凌いでゐる。しかも滿業、滿拓をはじめとして滿鐵、電業、鴨綠江水電も近く内貨債を發行する豫定である。特に、滿鐵の内貨債は初めてあり、注目されるが差し當つて五千萬圓を國內で發行する。(三)滿洲中銀の貸出についてみると、昭和十八年八月末現在の貸出總額では十四億二千五百五十萬三千圓に達してをり、前年末の七億七千六百八十二萬一千圓に比して殆ど倍加してゐる。これは滿洲興銀、興農合作社に對する貸出の増加によるものである。而して、滿業をはじめとして特殊會社、民間産業への大口金融を擔當する滿洲興銀に對しては、融資限度を引上るとともに、融資の低利を圖つてゐるが、昭和十八年七月末でその融資殘高は四億四百餘萬圓に上つてをり、前年末に比して一億八千二百萬圓を増加してゐる。更に(四)滿洲興銀の貸出についてみると、昭和十八年九月末の貸出總額は十五億圓に達し、前年末の十二億二千二百萬圓に比し二億七千八百萬圓の増加となつてゐる。而も十一月に入ると十八億圓



臺を示現し、同年末迄には更に一億見當の増加が見込まれてゐる。なほ、滿洲國政府はさきに非鐵金屬及び卑金屬の増産を金融的に援助する目的で、滿洲興銀の滿洲鑛發に對する融資については、政府が元利の支拂ひについて保證し、重要鑛物の増産資金の圓滑な供給を圖つてきてゐるが、今回さらに右の範圍を擴げて、鑛業金融のみならず開發資金等に對しても政府で特別保證を行ふことになつた。右によれば、滿洲興銀及び興農金庫が開發資金等の貸出を行ふ場合、政府で必要と認める時は元利保證を行ふことになつたものである。

次に、滿洲中銀の最近の紙幣發行高をみるに、昭和十八年に入つてからは急激な増加を示し、十一月十五日には二十八億二千三百萬圓と前年末の十六億六千九百萬圓に比して金額で十一億五千四百萬圓、増加率にして六割九分増となつてゐる。即ち、昭和十七年末の紙幣發行高は前記の如くで對前年末比増加率は三割二分であつた。昭和十六年末の對前年末比増加率が三割三分であつたことに較べれば、その膨脹の程度は大差なく、むしろ鈍化してゐたと云へるが、本年に於いては右に述べた如き急膨脹を辿つてゐる。かゝる紙幣發行高の膨脹した理由は種々の點に求められるであらうが、重要資金の需要が増大したこと、農産物關係資金の放出が増大したこと、現金取引増加のため手持現金が増大したこと等が主なるものとみられる。特に十月以降急激な膨脹をみたのは農産物の早期出荷資金を放

出した關係があり、特に特産資金の放出高は前年に比して倍加するといはれてゐる。かやうに通貨増發の原因が、産業資金自給化の政策に従つて滿洲興銀等の貸出が増加したこと、及び農産物關係資金の放出が増加したことにあるから、通貨増發の趨勢は年末にかけて續くものと見なければならぬ。そして通貨増發の主たる原因が滿洲の生産活動の増大を反映する限りこれを強ちインフレーションとみるのは當らない。併し、他面に現金取引の増加により手持現金が増大してゐることは看過しがたいし、これがまた貯蓄運動にも反映してゐるとみられる。昭和十八年度の貯蓄目標は十六億圓と決定されてをり、第一回半期(四—六月)の實績は三億四千二百萬圓と目標額の二割二分に達したが、第二四半期(七—九月)の實績は二億九千萬圓で、目標額の一割八分に當り、前期に比べて減少してゐる。季節的關係もあり一概に不成績とのみは云へぬにしても、結局昭和十八年上半年の實績は六億三千二百萬圓で、目標額に對して三割九分五厘を達成したに過ぎぬから、年度目標額の半ばまでにはかなりの懸隔があり、今後の努力に期待する處が大きい。

#### 四、行政機構改革の進捗とその課題

##### (A) 中央地方機構の大改革



滿洲國に於いては最近行政機構の改革を行つてゐる。特に、昭和十八年四月のそれは中央及び地方を通じて行はれたもので、まづ中央機構に於いては文教部が民生部より分離獨立し、また警務總局を治安部より分離新設し、治安部は軍事部と改稱してゐる。次に、地方機構についてはその分科を廢合して努めて大科主義を採つてゐる。既に中央機構では、これに先立つて昭和十七年四月に外務局が外交部に昇格させられてゐるから、昭和十二年の畫期的な行政機構改革以來の一廳六部制は、今回の改革による部の増加と合せて、茲に一廳八部制となつた。

また地方機構は、昭和十六年七月に四平省を奉天省より分離開設して、一特別市、十九省となつてゐたが、昭和十八年十月より、興安、東滿兩總省を設置し、これに含まれる從來の各省は總省に統合されることゝなつた。

興安總省に含まれる地域は、滿洲國の西隅に位し内蒙古、外蒙古及びソ聯と國境を接する地帯で、從來の興安四省及び龍江省醴泉縣を含む。右の興安四省の面積だけでも昭和十五年末現在で四十一萬六千三百三十七平方秆で、滿洲國總面積の三一%強に當る。人口の密度は至つて低く昭和十五年末に於ける全滿の每平方秆當人口が三三人であるのに對し、興安南省の一二・八人を筆頭に、興安西省九・六人、興安東省一・八人で、興安北省の如き〇・七人に過ぎない。しかしながら、全滿の蒙古人約九

十萬人の半分は舊興安南省にをり、また舊興安四省の住民は蒙古族を主とする關係から、新設された興安總省の特徴は、蒙古人居住地域としての特殊性をもつ。

次に、東滿總省に含まれる地域は滿洲國の東部に位し、極東ソ聯の沿海州と國境を接してをり、從來の牡丹江、間島、東安の三省を含む。右の三省の面積は十萬四千五百六十六平方秆で、滿洲國總面積の八%弱に當る。同方面も人口の密度は至つて低く、間島省の二六人、牡丹江省の一八人及び東安省一〇人と、何れも全滿の平均人口を下廻つてゐる。いまこれら各省の特徴を「滿洲國現勢」によつてみると、牡丹江、東安兩省は「開拓國防省」とされてをり、間島省また「農産國防省」とされ、新設された東滿總省の特徴は國防的要地たるの地域的特殊性が濃厚である。

#### (B) 行政機構改革の主要因

滿洲國が建國以來當面し、その解決に迫られた種々の課題のうち主要なものは、(一)國內治安の確立、(二)經濟建設の遂行、(三)國防國家の確立の三點に要約し得るであらう。

滿洲國は奉天、吉林、黑龍江の所謂東北三省と熱河の四省をその版圖とし、建國と同時に興安四省が參加したが、實際は各省獨立して軍閥割據の状態だつたので、中央政府は各省から財政及び軍政の兩權を掌握すると共に、昭和十年末に版圖を十四省に分割して中央集權を實現した。そして、中央行



政機構は、對外關係では外交部、民生關係では軍政、司法、民政、文教、蒙政の五部、經濟關係では財政、實業、交通の三部から成つてゐたが、建國當初の匪數およそ三十萬と云はれ、治安の確立が最大の課題であつたので、昭和七年以降十一年迄の時期に於ける軍政部の歳出豫算は國家歳出豫算の三〇%内外を占めてゐる。然るに、治安も漸く確立すると共に、滿洲國の經濟建設が、周知の産業開發五ヶ年計畫の方向に沿つて遂行されることとなり、昭和十二年七月畫期的な行政機構の改革が行はれた。即ち、民生關係では治安、司法、民生の三部、經濟關係では經濟、産業、交通の三部とし、一廳六部制としたのである。この改革に於いて『經濟三部、民生三部と鹽梅した狙ひは、産業開發計畫の實行が國民生活と深い關聯をもつてゐることに對應したもの』（滿洲國現勢）と謂はれる所以である。そして、昭和十二年に於ける國家歳出豫算總額中に占める經濟關係三部の歳出豫算の割合は一六%七に過ぎなかつたが、十三年には二〇%七、十四年には二四%三と増加し、殊にその絶對額から云へば昭和十二年の四千百三十四萬八千圓から、十三年には六千八十九萬一千圓へ、更に十四年には二億五十五萬九千圓へと約五倍の激増を示してゐる。

### (c) 國防國家確立への方向

ところで、昭和十五年に入ると、支那事變の長期化が確實となると共に、滿ソ國境に不祥事件が頻

發し、更に十六年には獨ソ開戦を見るなど、滿洲國を繞る國際關係は微妙となり、これに對應するためには急速に國防的準備を整へる必要に迫られた。かゝる國際事情の悪化はまた、産業開發資金の一部として豫定してゐた外資の導入を不可能とし、また産業開發用機械の第三國よりの輸入を杜絶させるに至つた。かくて一方には經濟建設の速度を早めるため、滿洲國の企業の根本的形態をなしてゐる特殊會社の能率向上が要請され、他方には從來の如く全般的な絶對建設を行ふのでは到底その建設の速度を早め得べくもないので、急速に建設を必要とする部門に重點を置くこととした。かやうな建設方針の轉換に伴つて行政機構もまた改革された。即ち、昭和十二年七月の機構改革により農業、鑛工業は一括して産業部の所管となり、その生産物の流通及び金融は一括して經濟部の所管となつてゐたのであるが、昭和十五年六月に到り、産業部に屬してゐた鑛工業を經濟部に移管し、鑛工業の生産並びに流通は經濟部が一貫的に所管することとした。他方、鑛工部門を手離した産業部は、専門的な農業行政機構とし名稱もまた興農部と改めたのである。右と並んで經濟計畫の重要性が増大したのに對應して、總務廳企畫處を改組、舊産業部の物資計畫及び經濟部の爲替、資金計畫をこゝに移し、經濟計畫の総合的樹立を行へる仕組みとした。

滿洲國を國防國家化する必要が、昭和十五年頃より明確となつたことは、前述した如くであるが、



それは直接に行政機構全般の改革を突速に必要とするものではなく、當面、經濟關係の官廳の機能を調整すれば足りたのである。と云ふのは國防に至大の關係を有つ計畫も總務廳所管の下に行はれると云ふ機構的な弾力性を有してゐたからでもある。然るに大東亞戰爭が勃發し、(東亞に獨立國が相次いで生れようとするに及び、滿洲國の外交關係が重要性を加へる趨勢になつたため、昭和十七年四月には外務局を外交部に昇格させた。)昭和十八年四月文教部及び警務總局が新設さるゝや警察事務を分離した舊治安部が軍事部と改稱され、軍事部を軍政に専念させることとした點にその意義が認められるのである。

滿洲國の中央並びに地方の行政機構は、右に概観した如く、それぞれの時期の課題に應じて改編されてきてゐるが、これらの各時期を一貫して總務廳は、滿洲國の行政機構に於いて特異な地位を占めてゐる。由來、滿洲國の國務院は我國の内閣に相當する中央行政機構であるが、總務廳は國務院直屬機關の中心をなし、總務長官は國務總理大臣を輔佐すると共に、自ら直接に綜合企畫、財政及び地方行政を統轄するからである。中央に於ける國防體制の確立を地方行政機構の末端に至るまで徹底させる機能が偏へに總務廳に歸せられる所以である。

#### 第四節 比島・印度の獨立と緬甸の建設狀況

##### 一、比律賓共和國の創成とその性格

###### (A) 獨立の意義と課題

比律賓の獨立許與については、夙に我政府當局より屢々言明され、去る六月十六日東條首相は、比島に年内に獨立を許與すると聲明したが、その後準備も整つた結果、去る八月一日の緬甸獨立に續いて、第二の共榮圏の新獨立國として十月十四日、比律賓も亦獨立を宣言するに至つた。戦火なほ収まらざる今日、かくの如く着々として新國家の創成を見ることは、我國が確約履行の誠實さを示す何よりの證左であると共に、大東亞諸民族に各々その所を得せしめてその繁榮を希ふ我が大方針に、何等の變更も他意も無きことを示して、内外に我が道義を顯示したものである。

併し驟つて、この急速なる獨立を得たことは、比島自身にとつては如何なる意味をもつであらうか。これを明かにしておくことは、即ち、新比島獨立の實質とその性格とを明かにする爲に不可缺で



ある。そのためには、先づ、從來に於て比島獨立を繞つて問題となつた諸點を採上げ、以てそれらの一つ一つが如何なる結着を今回の獨立の裡に有するかを、明かにすればよい。その第一點は、前述の如く、未だ交戦繼續中にして比島が獨立を見たとはいつても、決して獨歩を可能ならしめる情勢は具つてゐないことである。即ち、その眞の獨立は、この戦争に勝利を得ることを前提とせねばならない。それならば獨立は無意味であるかといふに、決してさうではない。豫てより述べる如く、先づ理想の形姿を設定しておいて、その新しい足場に立つて戦局の苛烈さに各々對處せしめんとする意味に於て、戦後は、勝つたらといふ條件付の米英側の方式とは對蹠的である。即ち、新比島の獨立は、既にそれと共に戦勝への寄與と協力とを義務づけられた性質を有してゐるからだ。次に第二點は、經濟的實勢が獨立に相應しいか否かである。周知の如く、比島は舊米統治下に於ても近き將來の獨立を保證せられてゐた。即ち、一九三四年三月二日、現ローズヴェルト大統領政権下に、所謂タイデング・マクダナイ法が米議會を通過した。これによつて比島は、聯邦政府樹立の日より十年の期限滿了直後の七月四日、即ち一九四六年七月四日を以て獨立を獲得することになつてゐたのである。その點よりのみ言ふならば、獨立自體は比島にとつては決して唐突のことではない。然るに、その後幾度となくこの米國統治よりの離脱に關して、比島内部より反對の論が生じた。その基く處は必ずしも一様では

ないが、最も大なるものは、經濟的獨立達成の困難であつた。例へば、過剩に産する砂糖の處分をどうするか、若し特別の保護を享受する米國市場を離れては、生産費の低いジャワ糖に拮抗することは出来ない。その上、食糧を始めとする消費物資も自給出来ない實狀であつた。かゝる考慮より獨立尙早の論があつたのも、強ち無理とは言へなかつた。さて、今回の獨立許與に於て、この點は如何になつてゐるだらうか。我が軍政開始以來、産業の再編成によつて經濟的自給化への努力がつけられて來た。未だ完成するには至らぬといへ、今後の共榮圏の經濟の進捗によつては、大いに希望をもたれる。獨立新政府の努力も亦、この軍政下産業再編政策の續行にあるであらう。最後に第三點は、島内治安の問題である。比島は、たとへ一部の迷へる者とはいへ、米軍の指揮下にあつて我に抗した。そして、我軍政下に入つてよりも、かゝる敵性分子の存在は稀ではなかつた。それなればこそ、軍政當初に於ては深甚なる反省が要求せられ、また獨立賦與の大綱が決定されて後も治安改善がその實現への條件をなし、要路者による各地方を分擔しての自主的治安保持が大童に施行されねばならなかつた。この點に關しては、それら敵性分子の殘存が、大部分は米國側の宣傳と我が道義を疑つての所業である以上、今回の獨立はその禍根を絶つに役立つものと信ぜられる。

以上が、概括的乍ら、今日までの比島獨立を繞つて難點と目された諸點であり、而して、それらの



點が、今なほ完全解決には至らず、たゞ新比律賓共和國の自主的處理に托されたのである。従つて、今後の建國第一歩の努力は、これらの戦勝への寄與、經濟的獨立、治安の改善の三點に主として注がべきことは、更めて再言を要しないであらう。然らば、これらは新國家によつて如何に對處されんとしてゐるであらうか。次にこの視角より新比島の創成過程を序述したい。

(B) 新憲法の性格

去る十月十四日、我が比島方面派遣軍司令官の名を以て、比島占領地域内に於ける軍政の撤廢が布告され、こゝに十七年一月二日マニラ占領と共に開始された我が軍政は終末を見た。この軍政撤廢の布告は、十四日朝八時、黒田最高指揮官よりバルガス行政長官以下に傳へられ、次いで八時廿分には國會議事堂前廣場に集る三十萬の民衆を前にして獨立の式典が盛大に舉行された。やがて九時四十分、バルガス行政長官は軍政の撤廢を發表、次いで獨立準備委員長ラウレル内務長官起つて獨立宣言文を朗讀した。それが終ると、新國旗は獨立の老志士アギナルド將軍等の手によつて新國家吹奏隊に掲揚された後、十時十分ラウレル氏は禮砲轟くうちに大統領就任の宣誓と就任演説とを行ひ、最後に黒田最高指揮官の祝辭あつて式を閉じた。新國家活動の則るべき憲法は、大體一九三五年に作られた舊憲法に基くが、共榮圈新生國家の性格を示すものとしてその大要を次に掲げる。

フィリッピン共和國憲法 (假譯・抄)

第一條 「フィリッピン」共和國

第一節 「フィリッピン」國は共和國なり本憲法に依り創立せらるゝ政府は「フィリッピン」共和國と稱せらるべし

第二節 「フィリッピン」共和國は現在法律に依り定められたる一切の國家領域に對し主權を行使すべし

第二條 行政部

第一節 行政權は「フィリッピン」共和國大統領に附與せらるべし

第二節 大統領は法律に依り定めらるべき場所及び期日に於て國民議會の全議員の過半数により選舉せらるべし

第四節 大統領は六年間在職すべく次期は再選せらるゝことを得ず

第九節 大統領は「フィリッピン」共和國の一切の軍隊の總司令官たるべし且必要あるときは不法行爲、侵略暴動又は叛亂を防止し又は鎮壓する爲右軍隊を出動せしむることを得、侵略、暴動若は叛亂又はその危險が急迫の場合或は公共の安全上必要な場合には大統領は人身保護令の特權を停止し又は「フィリッピン」國若はその何れの部分にも戒嚴令を布くことを得

第十節 大統領は大臣及び次官を任命し且つ大使、公使、領事、部局及び官署の長、大佐の階級以上の陸軍士官、大佐又は中佐の階級以上の海軍及び空軍士官、州知事、市町村長並に任命に關し法律に別段の規定なき他の一切の官吏を内閣の諮問を経て任命すべし

第十一節 國策に關し大統領の諮問に應ずるため參議會を設くべし、參議會は國家に對し顯著たる功績ありたる市民中より大統領が任命すべき廿名を超えざる議員を以つて組織せらるべし



第十二節 大統領は國民議會の全議員の三分の二の同意を得るときは宣戰及び媾和を爲すの權能を有すべく又全議員の過半数の同意を得るときは條約を締結するの權能を有すべし…

第三條 立法部

第一節 立法權は國民議會に付與せらるべし

第二節 國民議會は職務上の議員としての州知事及び市長並に各州及び各特別市より三年毎に一名づゝ選舉せらるべき代表者を以て組織せらるべし…

第九節 (一)國民議會を通過せる法案は大統領に依り裁可せらるゝに非ざれば法律となることなかるべし、大統領は右法案を裁可する場合には之に署名すべく又裁可せざる場合には其の反對理由を具して之を國民議會に返付すべし、國民議會は其の議事目誌中に右反對理由を詳細に記載すべく又右法案を再審議し全議員の三分の一の表決に依り之を再可決することを得、右の如き一切の場合に於ては國民議會の表決は賛否の投票に依りて決せらるべく又賛成又は反對の投票を爲せる議員の姓名は議事目誌に記載せらるべし、大統領が法案を再度審認するときは國民議會は同一會期中に於て右法案を再審議し之を再可決することを得ず、法案が大統領に提出せられたる後廿日以内(日曜を除く)に大統領が本憲法の定むる所に從ひ之を返付せざる場合には右法案は大統領が之に署名したると同様に法律となるべし、但し國民議會が閉會に依り右法案の返付を妨げたる場合は此の限りに在らず、此の場合に於ては右法案は議會の閉會後四十日以内に大統領に依り拒否せられざる限り法律となるべし

第十三節 戰時又は他の國家的緊急時に於ては國民議會は宣言せられたる國策の遂行のため規則及び規定を公布するの權限を一定の期間中且つ議會の定むる制限に從ふ條件の下に法律を以て大統領に賦與することを得

第四條 司法權

第一節 司法權は大審院及び法律に依り設置せらることあるべき下級裁判所に付與せらるべし  
第五條 彈劾

第一節 大統領及び大審院判事は罰せらるべき憲法違反、叛逆、贈收賄又は他の重大犯罪に對する彈劾及び右に關する有罪判決に因り免職せらるべし

第二節 國民議會は其の議員の三分の二の表決に依り彈劾の權能を專有すべし

第三節 大審院は一切の彈劾を審理するの權能を專有すべし…

第六條 市民權

第七條 市民の義務及權利

第八條 天然資源の保存及び利用

第一節 「フイリツピン」國の公有地の一切の農地、採木地及採鑛地、水、鑛物、石炭、石油及び他の鑛油、潜在「エネルギー」の一切の源泉並に他の天然資源は國に屬し、その處分、採取、開發又は利用は「フイリツピン」國市民又は資本の少くとも六十「パーセント」が「フイリツピン」國市民に依り所有せらるゝ會社若は組合に局限せらるべし。但し本憲法に基く政府の創立の時に現存する一切の權利、許可、借地權又は特惠は此の限に在らず、天然資源は公有農地を除くの外讓渡せらるゝことなかるべく、又何れの天然資源の採取、開發又は利用に關する免許、特許又は租借も廿五年を超ゆる期間に付許可せらるゝことなかるべし。右許可は更に廿五年に付更新せらるゝことを得、但し灌溉、給水、漁業又は水力開發以外の工業的用途に關する水利權に關してはこの限りにあらず、この場合に於ては有益なる使用を以て許可の標準及び限度とす

第二節 如何なる私立會社又は組合と雖も千廿四「ヘクタール」を超ゆる公有農地を取得し、租借し又は保有することを得ず、又如何なる個人と雖も右土地を購入に依り百四十四「ヘクタール」、租借に依り千廿四「ヘク



「タール」を超え取得することを得ず、二千ヘクタール」を超えざる牧畜に適する土地は之を個人、私立會社又は組合に賃貸することを得ず

第三節 國民議會は個人・會社又は組合が取得保有し得る私有農地の面積を法律を以て決定することを得、但し右法律の制定前に存在する權利は之に服従すべきものとす

第四節 國民議會は小區劃に分割せられ且實費を以て個人に譲渡せらるべき土地を公正なる補償を支拂ひて收用するの權限を付與することを得

第五節 如何なる私有農地と雖も「フィリッピン」國に於て公有地に屬する土地を取得し又は保有するの資格を有する個人、會社若し組合又は無遺言相續の場合に法律に依り相續の權利を付與せらるる者に對する場合を除くの外移轉せらるることなかるべし

#### 第九條 一般規定

#### 第十條 修 正

#### 第十一條 過渡的規定

第七節 本憲法に規定せらるる禁止及制限に拘らず「フィリッピン」共和國大統領は天然資源の利用及公益事業の經營に關し外國と協定を締結することを得、右協定は大東亞戰爭の終了と共に失効すべし

第八節 大東亞戰爭の勃發以後自然人、團體又は會社に依り取得せられたる一切の財産權及特權は右戰爭の終了と共に譲渡せられ且解決せらるべし

#### 第十二條 特 別 規 定

第一節 國民議會は大東亞戰爭終了後一ケ年以内に憲法會議への代表者の普通選舉に依る選舉の準備を爲すべし、右會議は新憲法の起草及撰擇の爲右代表者の選舉後六十日以内に開催せらるべし、新憲法は國民が特に開

催せらるべき人民投票に於て之を承認すると同時に效力を生ずべし右承認ありたる後國民議會は直に新憲法に基く官吏の選舉及政府の創立の準備を爲すべし

この憲法は、九月六、七日マニラで開催の特別全島大會で承認されたもので、これに基きラウレル大統領が選任され、各大臣が任命された(前行政府各部長官に同じく、バルガス氏は駐日大使となる)さて右を見ると、大體は舊憲法と同様であるが、若干の相異點もある。先づ政體に就ての記述は、舊憲法では「フィリッピン國は共和國なり、主權は人民に存し政府の一切の權限は人民に存す」とあつたが新憲法第一條第一節ではその後段が除かれた。但し人民の主體性が尊重されてゐることは、憲法の修正が人民投票による規定よりも證明される。たゞ、大統領の權限を強化したことは第一條第九節に述べられた大統領の終局的法案拒否權を認めた點にも明かである。併し、諮問機關として參議會を設けることによつて行過ぎの弊は除かれる仕組である。次に、軍事、外交、司法、關稅、通貨等に關する自主權を與へられたことは舊憲法にない根本的な相異である。更に第八條の天然資源の利用に關する條項は經濟的國家主義の色彩が濃厚であるが、但し戰時中の便法は第十一條七、八節の規定によつて邦人の便宜が認められてゐる。全體として本憲法は暫定的なものであるから、この便法に含まれた日比關係も更めて討究される機會が後日に残されたわけである。これを緬甸憲法と比較して見ると、



比島の主權が共和國自體にあるに對し、緬甸のそれは國家代表に屬して強力な一元體制を布いてゐるが、いづれも戦後の改訂を豫定した過渡的な性質を有する。この點では共榮圈國家の性格は今後なほ考慮の餘地も、變更の餘地もあるわけで、共榮圈全體の構成内容も亦この戦争の結末にかゝつてゐると言へよう。而して、かゝる過渡期間の關係を律すべき日比條約は十月十四日調印、廿日批准完了して次の如く發表された。

日比同盟條約 (前書略)

- 第一條 締約國間には相互にその主權及び領土の尊重の基礎に於て永久に善隣交友の關係あるべし
- 第二條 締約國は大東亞戦争完遂のため政治上、經濟上及び軍事上緊密なる協力をなすべし
- 第三條 締約國は大東亞の建設のため相互に緊密に協力すべし
- 第四條 本條約の實施のため必要なる細目は締約國當該官憲間に協議決定せらるべし
- 第五條 本條約は締約國に於てその批准を了したる日より實施せらるべし
- 第六條 本條約は成るべく速に批准せらるべし、批准書の交換はマニラに於て成るべく速に行はるべし

附屬了解事項

條約第二條につき同條に規定する大東亞戦争完遂のための軍事上の緊密なる協力の主たる態樣は左の通りとす  
フィリッピン國は日本國のなすべき軍事行動のため一切の便宜を供與すべく、又日本國及びフィリッピン國はフィリッピン國の領土及び獨立を防衛するため相互に緊密に協力すべし

(c) 建國の新方向

この新しきフィリッピン共和國が如何に今後の歩を進めるであらうかは、徭ろに推移を見る外ないが、獨立宣言文はその要旨を簡潔に示して次の如く述べてゐる。

「今や吾人待望の時は至れり。植民國的煉獄の暗夜はあけて、明朗なる曉は來れり。こゝに吾人は四百有餘年前自由にして何人にも從屬することなかりし吾人の祖先と同じく、頭を擧げ清澄なる面もちをもつて陽光を浴び得るに至れり。國民としての名譽はこゝに回復せられ自由の實現による無限の機會を利用し、左の諸項に努力することを得るに至れり。

- 一、如何なる外國の干渉をも受けることなく自力を以て統治すること
- 一、資源を開發しもつてフィリッピンのためのフィリッピンの原則の下に自給自足を確保すること
- 一、東洋本然の姿に還元し、祖先傳來の精神に蘇り、神と自然の意思に遵へる國家を建設すること
- 一、平和自由及び道義に基く共和國を建設し、以て大東亞共榮圈の一環として世界新秩序の創造に寄與すること(下略)

特に注目すべきは經濟的自給化への努力であるが、十月十八日にはアルナン農商大臣を總裁とする企劃院の創設が發表された。之に對して民間では既設の國立興發會社が主體となり、又軍政當局の指導によつてなされてゐた農業再編成も新政府の手に引繼がれることになつてゐる。金融面では既に中央銀行の設定が確定してゐるが、その實質的確立は目下の處大部分は本邦側金融機關の協力をうけね



ばならず、尙相當の時日を要しよう。食糧問題の處理のためには、農商省内に食糧管理局を設置して軍政時代の国立米穀會社の行つてゐた米穀配給及び一般食糧統制を行ふことになつた。差迫つた物價問題に就ても、物價問題調査委員會が結成される等、比島側の自主的經濟施策の效果は、期して待つべきものがある。

### 二、自由印度假政府の樹立と印度情勢

東亞に於ける二百餘萬印度人を以て構成する印度獨立聯盟が近く臨時政府を組織すべきことは、去る七月四日の同聯盟總會に於けるチャンドラ・ボース新會長の就任演説中に明かにされたが、これは十月廿一日の自由印度假政府樹立となつて具現されるに至つた。即ち同日の昭南に於ける同聯盟大東亞大表者大會總會より發表された獨立宣言文は、この経緯を明かにして次の如く述べた。

「……祖國解放の日が迫りつゝある秋、印度人はこゝに自らの臨時政府を樹立し、その政府の指導下に最後の闘争を開始すべき義務を有する。然し有力なる指導者は悉く獄中にあり、國內同胞は全く武力を剝奪されてゐる現在、印度國內に臨時政府を樹立し、以て闘争を指揮することは不可能である。かゝるが故に、この任務は國內國外の愛國者の支援下に、東亞の印度獨立聯盟が負ふべき義務である……假政府の任務は印度の地から英國及びその興國の完全追放を目的とする一大闘争を開始し、且つこれを指導するにある。次いで假政府は印度人民の意思

に基きその信頼の上になつ自由印度の恒久的國民政府を樹立するの任務を有する……」

かくて、臨時政府は、飽くまでも本然の自由印度政府への發展を期して、先ず果敢なる闘争を開始すべく次の陣容を發表した

- |      |                   |       |                   |
|------|-------------------|-------|-------------------|
| 主 席  | スバス・チャンドラ・ボース     | 婦人部長  | スワミナダオ・ラクシ夫人      |
| 軍事部長 |                   | 無任所閣僚 | 印度國民軍代表アーマッド中佐外七名 |
| 外務部長 | 主席兼任              | 書記官長  | A・M・サハイ           |
| 財務部長 | アニール・チャンドラ・チャタージー | 最高顧問  | ビハリ・ボース           |
| 宣傳部長 | スピアル・アパデユライ・アイヤー  |       |                   |

一方、印度内部の情勢に關しては、依然として真相把握は至難であるが、右の如き自由印度假政府の樹立は印度民衆には勿論、英印當局に對しても深甚の影響を與へたことは明かである。即ち外電の報ずる所を綜合するに、前輯にて指摘した如く食糧の逼迫と反英暴動の二傾向は益々悪化してゐる。特にカルカッタ市の如きは十一月半迄に約三萬七千八百人の餓死者を出し、殊に同十三日だけでも十六名が飢餓のため死に至らしめられたといふ慘狀である。かゝる状態を齎せる原因は、印度内の消費増に加ふるに緬甸米の輸入杜絶、輸送の不足、英印當局の失政等を數へ得ようが、より根本的には印度の急激なる工業化を擧げることが出來よう。戦時に於ける工業化の強行が農作の不振を來し、食



糧不安を醸す結果、民衆の暴動迄發展することは前大戦時に経験された處である。今回の事態が果して前大戦下のそれと軌を同じうするか否かは、未だ尙推斷の限りではないが、米國の印度に對する物資援助の内容等より推しても工業化の強化は疑はれない。

それに加へて、戦費激増によるインフレーションの進行も事態を悪化せしめる。即ち、印度政廳の一九四〇—一年度國防費は五千五百万磅であつたに對し、一九四二—三年度には一躍一億八千七百万磅と三倍になつた。而も英政府が印度で同期間に費消した金額は四千万磅から二億五千三百万磅と約六倍増してゐる。結局過去三ヶ年間に戦費として兩者の支出せる額は合計七億五千八百萬磅（内譯英政府四億三千八百萬磅、印度政廳三億二千萬磅）に達した。かくて印度經濟は、基底的に物資不足、生計費高の一路にあるわけで、之に對する政廳側の政策は單に武力彈壓のみで、そこに臨時政府側の政治攻勢の餘地ありといふことが出来る。

### 三、緬甸の國內態勢強化と財政

本四半期に於ける緬甸の事蹟は先づ新領土の編入を第一に數へねばならない。即ち、戦前の緬甸領域のうち我が軍政直轄となつた北部地域は、先にその一部たるケントン、モンパンの二地が泰領に編

入されたが、今回九月廿五日の日緬條約によつて、前記二州を除くシヤン諸州、カレンニ諸州及びワ  
一 地方の殘餘地域が舊の如く緬甸領となり、日本軍政は十二月廿三日を以て撤廢された。

一方國內に於ては、絶え間なき英印空軍の來襲をうけつゝも、歩一步國內態勢の整備が急がれてをり、八月卅一日には基本國策要綱が發表された。同要綱の示す處によれば、計畫は二次に分たれ、一次は主として目前の戦争完遂策、二次はより長期の策を含む。即ち第一次計畫は（イ）軍事組織の強化（ロ）國民生活の確保（ハ）戦時行政の充實と共榮圈各國との協力を骨子とし、また第二次計畫に於ては村落制度を含む行政組織、法制、司法、教育、收税、保險、銀行、通貨を含む金融、勞務、工業、土地制度を含む農業、其他一般經濟施策、對外關係等に互り長期的改革を構築するものである。而してこの基本計畫を強力に遂行するためには國家機構の一段の整備が企圖され、バー・モウ氏を最高指導者とする行政及び國民活動の二系列が明かにされた。それによると、バー・モウ氏は國政運営の面にあつては國家代表たり、同時に一般國民活動の面に於てはアナーシン（最高指導者の意）として臨む。即ち、國家代表としては、内閣、樞密院、軍を直接指揮下に置き、國政指導は内閣を通じて國務大臣州長官、縣知事、郡市町村長を経て十戸單位の隣組の末端にまで及ぶ。またアナーシンとしては、勞務團體、青年團體、婦人團體、國家奉仕團（政府要員、教師團、村長團體を含む）及びドバマ・シンエ



タ聯盟をその指揮下に掌握し、それらの中核體としてドバマ・シンエタの組織を中央本部より州、縣郡、市町村にまで浸徹せしめ、かくして地方行政と地方國民活動指導との一元化を圖つてゐる。而して、國政に於ける樞密院と同様に、國民活動にも諮問機關としてアナーション諮問委員會が組織され、官民よりの衆知をすぐつてゐる。かくして、緬甸は官民を組織化する完全なる一國一黨の國家として著しく全體主義的傾向を強めるに至つた。

かゝる基本國策の發動を活潑ならしめるべく、去る八月一日より明年三月末に至る第一年度豫算が次の如く發表され、駐日大使になつたテイン・モン氏の後を襲ひラングーン市長より轉じたウ・セツト財務相の下に執行されることになつたのは注目に値する。

緬甸國豫算 (本年八月一日より明年三月末に至る。單位千留比)

歳出	内閣
國家代表府	一、七五七
外務省	一、七三〇
財務省	二、二八五
國防省	三〇、〇〇〇
司法省	三、九四九
土地農業省	三、二五六
内務省	一、三三三
收稅省	一、二二〇
協力省	三、二四一
教育衛生省	三五〇
商工省	一三、五五四
	二、五五八

交通灌溉省	六、四二八	森林鑛山省	二、六〇五
厚生宣傳省	五、八五九	土木復興省	八、〇六六
特別會計繰入金	六八、九六九	中央銀行設立資金	一〇、〇〇〇
米穀買上資金	五八、六八五	計	一八七、九五七
歳入		土地收入(主に地租)	一五、二四二
所得稅	二、六〇〇	關稅	一、五〇〇
消費稅	八、四〇一	印紙稅	一、〇〇〇
森林收入	七、一〇一	裁判所收入	三六一
警察收入	四七四	借入金	一四六、二三四
其他	五、〇四三		
計	一八七、九三七		

これを戦前の財政規模に比較してみると、一九三八年度に於ては歳入一億五千七百四十四萬五千留比、歳出一億三千九百五十四萬六千留比であつたから、やゝ膨脹してゐることになる。併し、獨立直後にして戦時中といふことを考慮すれば已むを得ない増加といへよう。但しまたそれだけに不時の歳出があるやもしれず、歳入の増減も亦必ずしも豫測し得ない。そこでこれらの赤字補填のためには公債發行を含む一般よりの借入に訴へる外、最終的には南方開發金庫緬甸支金庫よりの借入れによつて



賄はれる豫定である。歳出面に計上された中央銀行設立資金一千留比は、同行の資本金一千萬留比に對する政府の全額出資分に當る。中央銀行の設立は日本へ依頼した紙幣の到着をまち十一月一日に行はれる豫定であつたが、その後本稿執筆當時には未だ設立を見てゐない。従つて、それと共に實行される筈であつた貨幣單位の改稱、留比、仙をチャット、ビヤにすること、並びに國營戰爭保險制度に就ても延期されてゐる。また同じく歳出中に米穀買上資金も莫大であるが、之は輸出杜絶に伴ふ措置であり、基本國策要綱に基く農政第一年の計畫として棉花及び黃麻増産、役牛保護、土地問題の解決及び協同組合の廣汎なる再建と併進する處の、再建緬甸の中心的經濟施策としてその發展は刮目に價する。

## 第三部 米英反攻の政治と經濟

### 第一節 一九四三年米英總反攻の結論

#### 一、總反攻の到達段階

世界の戰勢は東西相呼應して急速に激化の一途を辿りつゝある。戰勢の進展と共に外交工策も一際目立つて旺盛活潑を極め、それは更に戰勢に反映し、今や一大決戦に向つての一切の條件が急速に成熟せんとしてをるかの如くだ。戰爭は確かに一つの巨大なる勢である。攻勢は反撃を呼び、その反撃に新なる反撃が相こだま打ち、斯くして戰勢は次第に激化へのテンポを早め、決戦的契機の連續の過程を経て、遂に正真正銘の決戦段階に突入するに至るのであるが、歐羅巴の戦闘も東亞の戦闘も過去一年の間に幾段階かの變貌をとげつゝ奔流の如く進展し、新しき年昭和十九年即ち一九四四年を迎へて、早くも正真正銘の決戦段階に突入せんとしてをるのだ。



本輯が讀者の手に渡るのは十九年の春近き頃かと想像されるが、十八年も暮に近き今から世界の政戦兩局は果してどの様に變化するか、想像するだに身の引締るを覺ゆる程である。米國の大東亞への反攻は文字通り激烈を極めつゝあり、數次に互るブーゲンビル島沖及びギルバート島沖海空戦を敢行し、皇軍の勇猛奮戦により歴大なる打撃を與へられ乍らも、少しもひるむことなく、新たなる基地の獲得に狂的な血相を示して迫りつゝある。マーシャル群島への進攻作戦やニューブリテン島への進撃を見るに至つては、東亞の戦勢は正しく真正正銘の決戦段階に突入したと言はざるを得ない。米國は戦勢を一息に決定せんとしてをるので。マーシャルへの進攻は日本の領土への彼等の進攻を意味し、國民の士氣昂揚を狙ふだけでも意味が充分あるが、それがソロモンからニューギニヤを経てニューブリテンに通ずるヒリツピン奪還作戦と並列して所謂中央突破作戦といふ独自の使命を持つ作戦と考へられるに至つては、情勢は餘りにも深刻に發展しつゝあると言はざるを得ない。またニューブリテンへの進攻作戦は西南太平洋上の我が最大最重要據點ラバウルを奪取して、戦勢を米國に決定的に優位ならしめようとする作戦であると言ふまでもなく、十二月に入つてから、この方面の戦闘は頓に激化しつゝある。而して大東亞戦闘の段階がここまで尖鋭化して來た以上、正しく大東亞戦の真正正銘の決戦段階は開始されてをるのである。も早や米國が此處から一步も引くことの不可能なるは言ふまで

もない。何故なら若し一步でも後退する様であるならば、今までの努力は水泡に歸す可能性なしとしないからである。無論我が國も一步も譲り得ない。飽迄も五月蠅の如く群れ集る敵をひき止めて徹底的に打撃を與へて米國に攻勢を斷念せしめねば止まず、戦勢の優位を完全に確保し、驕慢の米國を焦燥のどん底に突き落さなければならぬ。無論敵は支那本土の重慶軍にせよ、印度のビルマ國境にある英國軍にせよ、米國の西南太平洋反攻に呼應して反撃に出んとその時期を狙つてをる。果して大東亞戦は來春にかけてどの様に展開せんとするか、我々は全世界戦勢を大東亞戦に於いて決定すべき決意で、敵を撃つて撃つて撃ちまくらねばならぬ。

一方歐羅巴戦も一九四四年を迎へて、いよいよ最終的決定段階を劃さんとしてをる。米英はワシントン會議以來大西洋作戦第一主義を決定し、先づ獨逸を撃ち破つて然る後に東亞に迫らんと計畫した程に、獨逸打倒の近き將來に於ける可能性を信じてひた押しに押し來た。そして伊太利の急天直下の崩壞に意氣天を衝くばかりに喜んだ米英は、情勢の好轉換を利用してソ聯に働きかけ一致協力して獨逸に最後のとどめを刺す決意を固めつゝある。西歐第二戦線の結成及びバルカン侵攻作戦の具體化は米英の對ソ接近を逆用したソ聯の要求に基いて一九四四年の決定的課題となつた觀が深い。米英はも早やその責任遂行をごま化すことも遅延せしめることも出來ない事情に追ひ込まれた。而してソ聯



との對立を極力避けんとする米英は次第にその責任遂行の決意を固めつゝある。獨逸は無論鐵桶を日に増し強化し、東部戦線のソ聯軍の消耗を組織的に展開してをり、空軍を中心とする軍備の充實に萬全を期しつゝ、米英ソ軍の攻勢に決定的打撃を與へんと満を持してをる。斯くして來るべき歐羅巴戦の新展開こそは戦局の方向を決定する深刻さを包蔵してをるとさへ言へるのである。しかも米英軍による西歐第二戦線の結成と言ひ、バルカン進攻作戦の展開と言ひ、決して遠い將來のこととは考へられないのである。案外新春を期して斷行されるかも知れない情勢にあるのだ。

ところで東西に互る戦勢の斯る急緊迫はローズヴェルトの呼號した一九四三年の反樞軸陣營の總反攻の進展によるものであり、その意味に於いて敵陣營の總反攻は確かに一應の成功を勝ち得たと云はざるを得ないのである。

一九四二年北阿への米英軍の上陸が、ジロー、ダルラン佛將軍の裏切りによつて意外の成功を収めて以來、此處を足場として米英は一九四三年の反撃を強化すべく決意した。先づチャーチル、ローズヴェルトは北阿のカサブランカに會談を開いて北阿戦の遂行方策に就いて協議した。彼等はこの當時から伊太利を樞軸陣營の最も弱い環として考へ、北阿から伊太利を衝く意圖を持つてゐた様である。北阿戦は其後急速に進展したため、この新展開を更に強化するため、チャーチルはワシントンに急行

し、此處にチャーチルローズヴェルトのワシントン會談となつた。併し米國の太平洋反攻作戦は當時次第に困難の度を加へつゝあり、少しづつその進攻基地を押し進めつゝはあつたが、前途は寧ろ暗澹たるものであつた。米國は日本が大東亞の資源をどしどし活用するならば、遂に不敗の態勢が完成されるに至るとして焦燥の色を漸く濃厚にしつゝあり、重慶も宋美齡を米國に特派して窮狀を盛んに訴へせしめてゐた。ためにワシントン會談前後より米國內に太平洋作戦第一主義の主張が盛んに唱へられ出し、有名な軍事評論家ハンソン・ポールドウインの如きもその積極的な主唱者であつた。米國の軍事生産力及びその龐大な資源に専ら依存してをる英國が米國內に新に擡頭しつゝある太平洋第一作戦論に神経を悩ましたは言ふまでもない。チャーチルのワシントン行きは正しく切角成功への緒口を見出した北阿よりする大陸反攻を更に強化する様ローズヴェルトの確認を求めをその主目的としたものであつた。而してチャーチルの努力は實を結んでワシントン會議に於ては歐洲作戦第一主義の旗が高々と掲げられるに至つた。北阿に於ける戦勢が一段と米英側に有利に展開したは當然である。地中海の制空權は英米の海空軍によつて益々強固に把握され、ためにロンメル軍の補給は續かず遂に獨伊軍は北阿から全面的に後退せざるを得ない破目に陥入つた。情勢は斯くして一段と米英側に好轉したが、その勢を驅つて米英は地中海に於ける伊本土周邊の島嶼の奪取作戦に乗り出し、パンテラリヤ



リサノ、ランベドウサ諸島を隣く間に占領し、更にシチリア作戦を展開するに至つた。而して既に北阿戦の展開過程に米英は伊太利軍に戦意なき事實を充分に讀み取り居り、殊に伊太利海軍が全くサボタージュの擧に出てゐることを知悉してゐた。それは米英の謀略戦術の成功しつゝある證左とみられたが、伊太利本土の一部とも見られるシチリアに戦線が擴大するに至つて、米英の謀略が一段と精彩を放つに至つたことは言ふまでもない。而してチャーチルは情勢の以上の如き展開と、それが結局伊太利の運命を如何に決定するかをほゞ見透しをつけたが如く、そして寧ろその後に来るべき問題をローズヴェルトと検討すべくカナダのケベックで會談を開催するに至つたのである。

ケベック會談の主要議題が米英の對ソ協同政策と對日反攻作戰に就いてあつたことは、會談終了後發表された公報によつて明かであつた。米英は年初以來の反攻が次第に成功し、遂に伊太利本土にまで進攻し得るに至つたが、情勢が此處まで發展し來ると當然ソ聯の存在に就いて餘程慎重に考慮せざるを得なくなる。何故ならソ聯は独自の對歐洲政策を持つてをり、且つ米英の對歐洲反攻の成功以上にソ聯の東部戦線に於ける反攻が成功しつゝ展開したため、その様な情勢を基礎としてソ聯の歐羅巴に對する發言權も次第に強化されるに至り、その結果米英とソ聯の對立も次第にその輪廓を明かにするに至つた。而してその對立はソ聯の東歐國境問題を中心に最も露骨に表面化した。米英は亡命波

蘭政府を通じて盛んに舊國境確保の旨を聲明せしめ、一方ソ聯勢力の歐羅巴への侵入を阻止すべく、東歐聯邦案なるものを掲げて盛んに劃策し始めた。ソ聯は直ちにその様な動靜に反抗の色を明示し、ソ聯の國境問題に就いて米英の發言權を封じねば止まぬと言ふ如き勢すら示すに至つた。その様なソ聯の態度に對し米英の一部輿論は非常に激昂しつゝあつた。そして米英の政府でもその様な反ソ的輿論の擡頭をソ聯牽制策に利用せんとした位である。

ソ聯との關係が以上の如く相互に不信認である以上、米英がいよいよ兵を歐羅巴大陸に進めるに當つては、どうしても米英相互にその對ソ政策に就いて充分の諒解をとげ、且つ協力し置かねばならぬは當然である。それ故にケベック會談で充分に對ソ政策に就いて相互に意志疎通を計る機會を持つた譯である。ソ聯も米英のその様な意圖を充分に察知し、ケベック會談目がけて盛んに米英の反ソ的方角を批判し、牽制した位である。だが無論米英は出来るだけソ聯との提携強化への努力を缺かさぬ。ソ聯と對立することによつて失ふものが龐大なるにも拘らず、ソ聯と提携することによつて、ソ聯を利用する機會を益々大ならしめ、斯くしてソ聯を結局米英の意圖の下に屈伏せしめ得るとすら考へてゐるからである。殊に東亞の戦局は漸く重大化し、米國の非常なる努力にも拘らず、その反抗は思ふ様には進展してゐない。ワシントン會談で定めた大西洋第一主義に米國はどうしても修正を加へざる



を得なくなり、英國も遂に東亞反攻に努力を倍加するの誓をなさざるを得なくなつた程である。ソ聯を大東亞戰に何とかして誘導せねばならぬと米英が意圖するは當然である。更に獨逸に對してもソ聯の利用價値はまだまだ高い。米英はそれ故にソ聯利用に最後の磨をかけるケベツク會談の結論として米英ソ三國首相會談を年末まで是非とも開催したい意嚮なる旨を明示したのである。而してケベツク會談の閉會間際に於いて突如として伊太利ムツソリーニ政權の崩壊があり、間もなくしてバドリオ政府による無條件降伏が實現し、米英の對歐反攻は此處に至つて重大な成果を擧げ得たのである。

## 二、三國外相會談の役割

我々は前輯に於いてケベツク會談から伊太利の無條件降伏に至るまでの経緯を詳細に検討して置いた。而していま此處で米英反攻の一年の跡を大觀した所以のものは、彼等の反攻が反攻段階を一應完成し、いよいよ反攻から攻勢といふ段階に向はんとしてをるが、それは言ふまでもなく決戦段階であり、従つてこの決戦段階を齎らした敵の反攻が、それ自體として完成したものであるといふことを理解し置く必要を痛感したからに外ならない。既にその展開過程を概觀した如く昨年に於ける米英の反攻はローズヴェルトの呼號にふさはしい程に目覺しいものであつた。戰爭と政治の兩展開を統一的に

把握して、戰勢の發展の上に政治の展開を計り、新なる政治の展開の上に戰勢を進展せしめる。その様な手腕に於いて自信豊かなチャーチル、ローズヴェルトであるため、そのゼスチューアも見事であつた。それによつて彼等の反攻が一際精彩を放つたことは否定すべくもない。けれども彼等の反攻は反攻の段階を一步も出たものではなかつた。併し兎に角緒戰で受けた非常なる打撃の決定的深化を完全に阻止し、そこから立上つて戰闘態姿を整備し、更にそれを強化し、斯くして強化された地盤から立ち上つて大丈壇に構えて、樞軸諸國に對して決戦を挑み得る態姿を取り戻し得たのである。而して戰爭は勢であり、決戦の段階は早くも展開するに至つたのである。

ところで決戦段階に臨むに當つて米英は當然のこと乍ら、直ちにそれに即應する様な政治外交的工策をなし始めた。決戦段階には何よりも深刻な犠牲を伴ふ。而して米英の最も恐れるのは、その深刻な犠牲である。彼等の戰爭目的が道義性と公明正大性とを缺いてゐるため、戰爭の犠牲が大となれば當然民衆は戰爭遂行に疑念を深くするに至るからである。そればかりでなく米英は常に他國の犠牲に於いて自己の政策を斷行するに長じてをり、殊にソ聯及び重慶と聯合關係にあるため、彼等は決戦に臨むに當つてその犠牲を思ひ切つてそれら兩國に負はせようと意圖するは當然である。米英はアジア人に對しては非常なる優越感を持つてをりアジア人は彼等のために奴隸的に奉仕すべき運命を持つて